

桶川市地域防災計画 (案)

令和4年11月

桶川市防災会議

〔目 次〕

共通編

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第1 趣旨	1
第2 計画の策定体制	1
第3 計画の効果的推進	2
第4 防災対策の基本方針	3
第5 計画の用語	4
第2節 桶川市の概況	5
第1 位置・地勢	5
第2 気象	5
第3 人口	6
第4 土地利用と都市基盤	7
第3節 過去の災害履歴	9
第1 風水害	9
第2 地震	10
第3 大規模事故	13
第4節 災害の想定	14
第1 水害	14
第2 地震	15
第3 その他の災害	19
第5節 防災ビジョン	20
第1 自助・共助による地域防災力の強化	20
第2 人的被害軽減にむけた防災・減災体制の強化	20
第3 大規模広域災害への対応力の強化	21
第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22
第1 市・広域行政組織	22
第2 県	23
第3 指定地方行政機関	24
第4 自衛隊	26
第5 指定公共機関・指定地方公共機関	26
第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	28
第7節 市民及び事業所の防災における役割	29
第1 市民	29
第2 事業所	30
第8節 地区防災計画	31

第2章 災害予防計画	33
第1節 防災組織整備計画	33
第1 桶川市防災会議	33
第2 桶川市災害警戒本部	33
第3 桶川市災害対策本部	34
第4 防災関係機関	35
第5 応急活動体制の整備	36
第6 応援協力体制	37
第7 公共的団体等との協力体制の確立	38
第8 自主防災組織の整備	38
第9 消防団の活動体制の整備	40
第10 事業所等の防災組織の整備	40
第11 災害ボランティア活動の環境整備	41
第2節 防災教育計画	43
第1 市職員に対する防災教育	43
第2 一般市民に対する防災教育	43
第3 学校教育における防災教育	45
第4 事業所等における防災教育	45
第3節 防災訓練計画	46
第1 目的	46
第2 市の行う防災訓練	46
第3 地域における防災訓練	47
第4節 防災活動拠点等整備計画	48
第1 防災活動拠点の整備	48
第2 緊急輸送ネットワークの整備	49
第5節 災害情報体制の整備計画	51
第1 通信設備の現況	51
第2 情報通信設備の安全対策	52
第3 情報収集伝達体制の整備	52
1 情報収集体制の整備	52
2 情報総括責任者の選任	52
第6節 避難予防対策	54
第1 避難予防対策の策定	54
第2 発災前の避難決定及び市民への情報提供	55
第3 避難場所・避難所の整備	55
第4 防災上重要な施設の避難計画	59
第5 学校等の避難計画	59
第6 事業者による従業員等の安全確保	61

第7節	物資及び資機材等の備蓄計画	62
第1	備蓄の留意点	62
第2	食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備	62
第3	防災用資機材の備蓄	68
第4	医療品等の確保	68
第5	石油類燃料の調達・確保	69
第6	物資調達・輸送に関する訓練の実施	69
第8節	医療体制等の整備計画	70
第1	初期医療体制の整備	70
第2	後方医療体制の整備	70
第3	応援医療体制の整備	71
第9節	水害予防計画	72
第1	河川改修事業の促進	72
第2	下水道の整備	72
第3	雨水流出抑制施設の整備	72
第4	地盤沈下対策	72
第5	市民の水防への関心の喚起	72
第6	重要水防箇所の監視	73
第10節	竜巻等突風予防計画	74
第1	竜巻の発生、対処に関する知識の普及	74
第2	被害予防対策	74
第3	竜巻等突風対処体制の確立	74
第4	情報収集・伝達手段の整備	74
第5	適切な対処法の普及	75
第11節	雪害予防計画	76
第1	道路交通の確保	76
第2	公共交通の確保	76
第3	通信及び電力供給の確保	76
第4	その他	76
第12節	火災予防計画	77
第1	消防力の強化	77
第2	火災発生原因の制御	78
第3	市民・事業所の火災予防活動の展開	79
第13節	危険物等災害予防計画	81
第1	危険物施設	81
第2	高圧ガス施設（液化石油ガス法対象施設に限る）	81
第14節	文化財災害予防計画	83
第1	文化財の現況	83
第2	文化財の災害予防対策	83

第15節 農作物被害予防計画	85
第1 凍霜害等の予防対策	85
第2 営農基盤の防災力の強化	85
第16節 道路災害予防計画	86
第1 道路の安全確保	86
第2 情報の収集・連絡	86
第3 災害応急体制の整備	87
第4 緊急輸送活動体制の整備	87
第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	87
第17節 防災都市づくり計画	88
第1 防災都市づくりの基本	88
第2 オープンスペース等の確保	88
第3 風水害に強い都市づくり	89
第4 地震に強い都市づくり	91
第5 土砂災害の予防	93
第18節 要配慮者安全確保計画	94
第1 要配慮者等に係る定義	94
第2 在宅の避難行動要支援者対策	94
第3 社会福祉施設入所者等の対策	98
第4 外国人への対策	100
第19節 帰宅困難者対策	102
第1 帰宅困難者の定義	102
第2 帰宅困難者数の想定	102
第3 帰宅困難者支援体制の強化	102
第20節 被災者支援体制確保計画	104
第1 危険度判定体制の整備	104
第2 被災者台帳作成体制の整備	104
第3 罹災証明書等発行体制の整備	104
第4 被災者支援業務の共通化	104
第21節 原子力災害予防計画	105
第1 放射能に関する適切な知識の普及	105
第2 モニタリング体制の充実	105

風水害対策編

第1章 風水害応急対策計画	107
第1節 職員動員配備計画	107
第1 職員の配備体制	107
第2 職員の動員体制	108
第3 警戒体制の内容	109

第4	緊急・非常体制の内容	110
第2節	自主防災活動計画	117
第1	市民の行動	117
第2	自主防災組織の活動	118
第3	事業所の活動	118
第3節	事前措置及び応急措置等計画	120
第1	事前措置等	120
第2	応急措置	120
第3	従事命令	121
第4	損害補償	121
第4節	災害救助法適用計画	122
第1	実施機関	122
第2	救助法の適用基準	122
第3	救助法の適用要請等	123
第4	救助法による救助の種類と実施者	123
第5節	気象情報等伝達計画	124
第1	特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準等	124
第2	特別警報・警報・注意報等の伝達	131
第3	異常現象発見時の通報	134
第6節	被害情報収集・報告計画	135
第1	被害状況等の情報連絡系統	135
第2	風水害時に収集すべき情報	135
第3	情報収集体制の整備等	137
第4	情報の収集	137
第5	情報の整理・分析	139
第6	情報の報告	140
第7節	通信機器利用計画	145
第1	災害情報連絡系統の明確化等	145
第2	災害情報通信に使用する通信施設	145
第3	非常電報及び緊急電報の利用	146
第4	災害時優先電話の利用	146
第5	災害情報通信のための通信施設の優先使用	146
第6	非常通信の利用	146
第7	アマチュア無線施設の利用	148
第8	すべての通信が途絶した場合の災害通信	148
第8節	広報広聴計画	149
第1	災害広報資料の収集等	149
第2	市民への広報活動	149
第3	報道機関への放送要請等	151

第4	広聴活動	151
第9節	水防計画	153
第1	重要水防箇所の現況	153
第2	水防警報・洪水予報	153
第3	河川等の監視・警戒	155
第4	水防活動	155
第5	応援要請	157
第10節	土砂災害対応計画	161
第1	土砂災害警戒情報	161
第2	情報の収集・伝達	161
第3	避難指示等の発令	161
第4	避難誘導	161
第5	二次災害の防止	162
第11節	道路応急対策計画	163
第1	交通応急対策	163
第2	交通規制対策	164
第3	緊急通行車両等の確認	166
第12節	避難計画	167
第1	市民の自主避難	167
第2	避難指示	167
第3	警戒区域の設定	172
第4	避難行動に対する支援	173
第5	避難所の開設・運営	174
第6	避難所の縮小・閉鎖	179
第7	広域避難・広域一時滞在	180
第8	救助法適用時の費用等	180
第13節	救急救助・医療救護計画	181
第1	救急・救助	181
第2	傷病者の搬送	182
第3	医療・助産	182
第4	保健衛生	185
第14節	安否不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬計画	186
第1	安否不明者の捜索	186
第2	遺体の処理	187
第3	遺体の埋・火葬	188
第4	救助法適用時の費用等	189
第15節	要配慮者等の安全確保対策	191
第1	避難行動要支援者の安全確保	191
第2	社会福祉施設入所者等の安全確保	193

第3	外国人の安全確保	194
第16節	飲料水・食料・生活必需品の供給計画	195
第1	飲料水の供給	195
第2	食料の供給	196
第3	生活必需品等の供給	197
第4	国によるプッシュ型支援への対応	198
第5	救助法適用時の費用等	198
第17節	住宅対策計画	200
第1	応急危険度判定・被災度区分判定	200
第2	応急住宅の供給	201
第3	被災住宅の応急修理	203
第4	救助法適用時の費用等	203
第18節	文教・保育対策計画	204
第1	学校の応急対策	204
第2	文化財の応急対策	206
第3	保育・療育施設の応急対策	207
第19節	障害物除去計画	209
第1	住宅関係障害物の除去	209
第2	道路等の障害物の除去	209
第20節	緊急輸送計画	211
第1	輸送の基本方針	211
第2	陸上輸送	211
第3	航空輸送	212
第4	集積場所及び要員の確保	212
第5	救助法適用時の費用等	213
第21節	労務要員等確保計画	214
第1	労務供給計画	214
第2	ボランティア受入対策	215
第22節	自衛隊災害派遣要請計画	217
第1	災害派遣要請の範囲	217
第2	災害派遣要請の要求	217
第3	派遣部隊の受入体制の確保	218
第4	経費の負担区分	219
第23節	環境衛生計画	221
第1	廃棄物処理計画	221
第2	防疫活動	223
第3	食品衛生監視	224
第4	動物愛護	224

第24節 県防災ヘリコプター出場要請計画	226
第1 応援要請の範囲等	226
第2 応援出場要請方法	227
第3 経費の負担	227
第25節 農業災害対策計画	228
第1 注意報及び警報の伝達	228
第2 農業災害対策	228
第3 畜産災害対策	228
第26節 帰宅困難者支援対策	230
第1 情報提供等	230
第2 一時滞在施設の開設・運営	231
第3 帰宅行動への支援	231
第4 事業所等の対応	232
第5 救助法の適用	232
第27節 竜巻等突風対応計画	233
第1 情報伝達	233
第2 救助の適切な実施	233
第3 がれき処理	233
第4 避難所の開設・運営	233
第5 応急住宅対策	233
第6 道路の応急復旧	233
第28節 雪害対応計画	234
第1 活動体制の確立	234
第2 交通確保・緊急輸送活動	234
第3 除雪の実施	234
第4 市民及び道路利用者への広報	234
第2章 災害復旧復興対策計画	235
第1節 災害復旧計画	235
第1 災害復旧事業計画の作成	235
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	235
第3 災害復旧事業の実施	237
第2節 災害復興計画	238
第1 復興に関する事前の取組の推進	238
第2 災害復興対策本部の設置	238
第3 災害復興計画の策定	238
第4 災害復興事業の実施	238
第3節 生活再建等の支援計画	240
第1 被災者の生活確保	240
第2 被災者台帳・罹災証明書・被災証明書	240

第3	被災者への融資等	241
第4	被災者生活再建支援制度	247
第5	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	249
第6	義援（見舞）金品の受入・配分計画	252

震災対策編

第1章	震災応急対策計画	255
第1節	職員動員配備計画	255
第1	職員の配備体制	255
第2	職員の動員体制	255
第3	警戒体制の内容	256
第4	非常体制の内容	256
第2節	自主防災活動計画	258
第1	市民の行動	258
第2	自主防災組織の活動	258
第3	事業所の活動	259
第3節	被害情報収集・報告計画	260
第1	被害状況等の情報連絡系統	260
第2	地震情報の収集伝達	260
第3	情報収集体制の整備等	260
第4	情報の収集	260
第5	情報の整理・分析	260
第6	情報の報告	261
第4節	通信機器利用計画	262
第5節	広報広聴計画	263
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	264
第7節	県防災ヘリコプター出場要請計画	264
第8節	労務要員等確保計画	264
第9節	災害救助法適用計画	264
第10節	水防計画	264
第11節	消防活動計画	265
第1	地震火災の特徴及びその対処	265
第2	市の活動体制の確立	265
第3	災害情報の収集・連絡等	265
第4	消防団による消防活動	266
第5	自主防災組織の活動	266
第6	市民の活動	267
第7	他の消防機関に対する応援要請	267
第12節	救急救助・医療救護計画	269

第13節	避難計画	269
第14節	道路応急対策計画	270
第1	被害状況の把握等	270
第2	運転者のとるべき措置	270
第15節	緊急輸送計画	272
第16節	飲料水・食料・生活必需品の供給計画	272
第17節	帰宅困難者支援対策	272
第18節	安否不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬計画	272
第19節	障害物除去計画	273
第20節	環境衛生計画	273
第21節	住宅対策計画	273
第22節	ライフライン等応急対策計画	274
第1	水道施設の応急対策（桶川北本水道企業団）	274
第2	下水道施設の応急対策（市）	274
第3	道路の応急対策（市）	274
第4	電気・ガス・通信・交通施設の応急対策（各事業者）	274
第5	その他公共施設等（市・各事業者）	274
第23節	文教・保育対策計画	276
第1	学校の震災対策	276
第2	社会教育施設等の震災対策	277
第3	保育・療育施設の応急対策	278
第24節	要配慮者等の安全確保対策	279
第25節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	280
第1	趣旨	280
第2	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	280
第3	地震発生後の対応	282
第2章	災害復旧復興対策計画	283
第1節	災害復旧計画	283
第2節	災害復興計画	283
第3節	生活再建等の支援計画	283
第3章	最悪事態（シビアコンディション）への対応	284
第1	シビアコンディションを設定する目的	284
第2	シビアコンディションへの対応	284
第3	シビアコンディションの共有と取組の実施	284
①	命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～	285
②	支援者の犠牲はあってはならない	286
③	火災から命を守る	287
④	首都圏長期大停電と燃料枯渇	288
⑤	その時、道路は通れない	289

⑥ デマやチェーンメールは新たな災害	290
⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応	291
⑧ 危険・不便な首都圏からの避難	292
⑨ 助かった命は守り通す	293
⑩ 食料が届かない	294
⑪ 災害の連鎖を防止せよ	295

事故災害対策編

第1章 事故災害応急対策計画	297
第1節 基本方針	297
第2節 火災対策計画	298
第1 市の活動体制の確立	298
第2 災害情報の収集・連絡等	298
第3 消防団による消防活動	298
第4 自主防災組織による消防活動	299
第5 他の消防機関に対する応援要請	299
第3節 危険物等災害対策計画	301
第1 危険物等災害応急対策	301
第2 高圧ガス災害応急対策	301
第3 サリン等による人身被害対策	302
第4 火薬類災害応急対策	303
第5 毒物・劇物災害応急対策	303
第4節 放射線関係事故災害対策計画	304
第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策	304
第2 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策	310
第3 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策	312
第5節 道路災害対策計画	313
第1 発災直後の情報収集等	313
第2 活動体制の確立	314
第3 消火活動	314
第4 緊急輸送活動	314
第5 危険物流出時の応急対策	314
第6 道路施設の応急復旧活動	315
第7 的確な情報伝達活動	315
第8 道路災害からの復旧	315
第6節 鉄道・航空災害対策計画	316
第1 職員の非常参集	316
第2 災害対策本部の設置	316
第3 災害現場周辺の住民の避難	316

第4	救出、救助、医療救護、救急搬送	316
第5	消火活動	316
第6	救護所・一時滞在施設の開設	316
第7	被害状況の報告	316
第8	応援要請	316
第7節	火山噴火降灰災害対応計画	317
第1	応急活動体制の確立	317
第2	情報の収集・伝達	317
第3	警備・交通規制	317
第4	避難所の開設・運営	318
第5	医療救護	318
第6	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	318
第7	農業者への支援	318
第8	降灰の処理	318
第9	広域避難・広域一時滞在	318
第2章	災害復旧復興対策計画	319
第1節	災害復旧計画	319
第2節	災害復興計画	319
第3節	生活再建等の支援計画	319
複合災害対策編		
第1章	複合災害予防・事前計画	321
第1	複合災害に関する防災知識の普及	321
第2	複合災害発生時の被害想定の実施	322
第3	防災施設の整備等	322
第4	非常時情報通信の整備	322
第5	避難対策	322
第6	災害医療体制の整備	322
第7	災害時の要配慮者対策	322
第8	緊急輸送体制の整備	322
第2章	複合災害応急対策	323
第1	情報の収集・伝達	323
第2	交通規制	323
第3	道路の修復	323
第4	避難所の再配置	323
応援・受援対策編		
第1章	応援体制整備計画	325
第1節	事前対策計画	325

第1	広域応援体制の整備	325
第2	広域応援拠点の確保	325
第3	広域応援要員派遣体制の整備	325
第4	広域避難受入体制の整備	326
第5	被害の極小化による活動余力づくり	326
第2節	応援対策	327
第1	広域応援調整	327
第2	広域応援職員の派遣	327
第3	広域避難の支援	327
第2章	受援整備計画	329
第1節	事前対策計画	329
第1	受援体制の整備	329
第2節	受援対策	330
第1	受援対象業務	330
第2	応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	331
第3	受援シートの作成及び活用	333
第3節	応援協力要請計画	335
第1	応援要請の判断基準	335
第2	応援協定等に基づく要請	335
第3	他市町村長への応援要求	338
第4	知事等への応援要請等	338
第5	埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	339
第6	他市町村長等への広域一時滞在の協議	340
第3章	広域災害復旧・復興支援計画	341
第1	広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	341
第2	遺体の埋・火葬支援	341
第3	生活支援	341

共通編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

桶川市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、桶川市の地域に係る災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため必要な事項を定めるものとする。

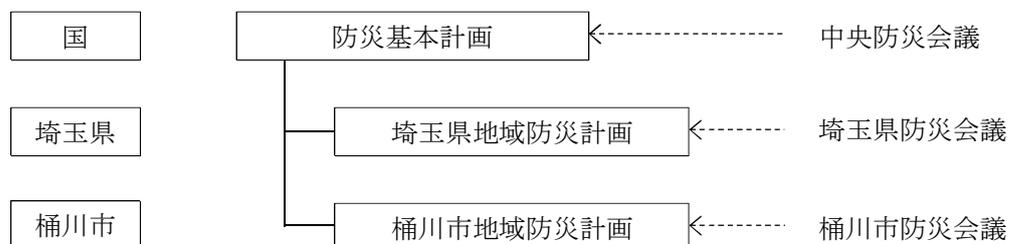
- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 被災者の救助保護に関する計画
 - (5) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

第2 計画の策定体制

1 地域防災計画の策定

市は、桶川市防災会議を設置し、桶川市地域防災計画を策定する。また、桶川市防災会議は桶川市地域防災計画に必要な応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と地域防災計画の体系は、次のとおりである。



2 市防災会議

防災会議の組織及び運営については、関係法令、「桶川市防災会議条例」、「桶川市防災会議に関する規程」に定めるところによる。

なお、その任務等については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

- ① 桶川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ ②の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 庶務

防災会議の庶務は、環境経済部安心安全課において処理する。

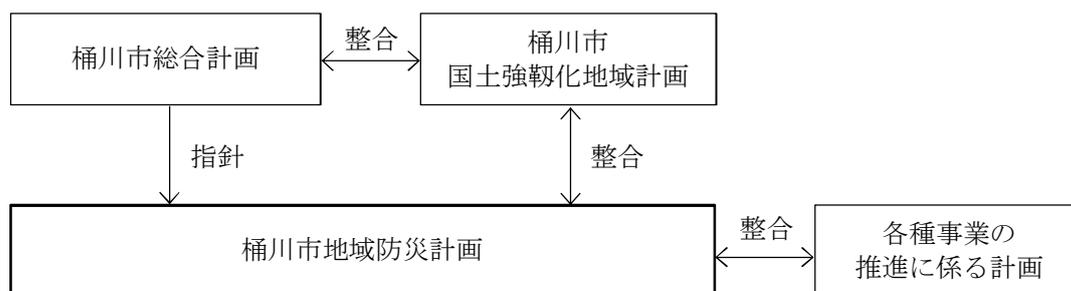
資料編 ○桶川市防災会議委員名簿
○桶川市防災会議条例
○桶川市防災会議に関する規程

3 桶川市総合計画及び国土強靱化地域計画等との関係

桶川市地域防災計画は、桶川市総合計画を指針とし、桶川市国土強靱化地域計画と整合しつつ、総合的な防災体制を確立するものである。

また、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図るものとする。

図表 1-1 桶川市総合計画及び桶川市国土強靱化地域計画との関係



第3 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画をはじめとした多様な視点

市は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高め

るよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3 広域的な視点

県、他市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4 人的ネットワークの強化

市及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

桶川市地域防災計画を効果的に推進するため、市は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・桶川市地域防災計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・桶川市地域防災計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

市は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4 防災対策の基本方針

桶川市は、次に挙げる基本方針の下、防災対策に取り組むものとする。

1 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策

災害の発生を未然に防ぐことはできないという前提に立って、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせて実施することにより災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視する。

2 自助・共助の強化

大規模災害が発生した場合は、行政自体が被害を受け、行政機能が低下する可能性もある。市は「共助」の役割とその限界を踏まえつつ、市民一人ひとりが自らの生命、安全を自ら守る「自助」、地域の人々や企業、ボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」の理念やそれぞれの役割に関する啓発等を推進し、自助・共助体制の強化を図る。

3 広域応援・受援体制の整備

大規模災害時には、単独の自治体の防災体制のみでは、災害のすべてに対応できないことが予想される。こうした事態に備えて、県、他市町村及び防災関係機関との広域応援・受援体制を整備する。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 市 | 桶川市 |
| 2 市防災計画 | 桶川市地域防災計画 |
| 3 県 | 埼玉県 |
| 4 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 5 市本部 | 桶川市災害対策本部 |
| 6 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 7 災対法 | 災害対策基本法 |
| 8 救助法 | 災害救助法 |

第2節 桶川市の概況

第1 位置・地勢

市は、広大な関東平野の西部、埼玉県
のほぼ中心部に位置し、東西約 8 km、
南北約 4 km、面積 25.35km²である。東
は久喜市、蓮田市に、西は川島町に、南
は上尾市、伊奈町に、北は鴻巣市、北本
市に隣接している。

東を利根川水系元荒川に、西を荒川
水系荒川に挟まれ、支川として、荒川に
は江川、石川川、八坂排水路が、元荒川
には赤堀川が、赤堀川には高野戸川が
あり、これらの河川に沿って、河道と同
程度の標高 10m 前後の低地が広がって
いる。

一方、市域の大半は、川口市から鴻巣市にかけて続く標高 20m 前後のほぼ平坦な大宮台地となっており、低地と台地の境は、高度差 1~3m 程度の崖線・急斜面・段差が形成されている。

こうした地形特性から、市の水害は、市の東部及び西部の低地部を中心に発生してきた。

また、地層表層は、低地部が沖積層、台地部が関東ローム層となっており、低地部より台地部の方が地震動には強いが、岩盤などと比較して圧倒的に弱い。そのため、特に直下型地震の揺れや液状化現象による建物の倒壊、地盤沈下なども懸念される。

図表 1-2 市の位置



第2 気象

市の気象は、夏季高温多雨、冬季低温少雨を特徴とする太平洋型気候であり、多少内陸性の傾向があるため、東京湾岸など沿岸部と比較し、夏季はより高温に、冬季はより低温になる。

年平均気温は 15~16℃、総降雨量は 1,000~1,500mm、晴天日数は年間 200 日前後、降雪日数は年間 0~3 日と恵まれた気候下にあるが、台風や梅雨前線による突風・豪雨による災害が過去にもしばしば発生している。また、近年は、予測が困難な突発的で局地的な豪雨が各地で頻発しており、市でも注意を要する。

さらに、熊谷地方気象台における最高気温 35℃以上の猛暑日の日数が平成 22 年の 41 日を筆頭に増加傾向にあるなど、都市化によるヒートアイランド現象や地球温暖化の影響により、猛暑が常態化している。猛暑は、平常時に市民の健康を脅かすだけでなく、災害時には人的被害を拡大させるため、それを想定した応急対策計画が不可欠である。

第3 人口

市統計による令和4年1月1日現在の市の人口は74,822人で、平成20年以降75,000人台で推移していたが減少に転じた。65歳以上の高齢者は22,315人で、高齢化率は29.8%となっている。

外国人は令和4年1月1日現在、914人で、国籍は中国が282人、ベトナムが196人、韓国・朝鮮が85人などとなっている。

令和2年国勢調査による15歳以上の市民65,712人のうち、他市区町村での従業・通学者は26,631人で、そのうち13,367人が鉄道利用者である。一方、従業・通学のために市に流入している15歳以上の人は14,287人で、そのうち鉄道利用者は2,375人である。

図表1-3 年齢3区分人口(令和4年1月1日現在)

区分	合計	男性	女性
人口総数	74,822	37,026	37,796
0～14歳	8,421	4,329	4,092
15～64歳	44,086	22,694	21,392
65歳以上	22,315	10,003	12,312
65～74歳(再掲)	10,578	5,019	5,559
75歳以上(再掲)	11,737	4,984	6,753

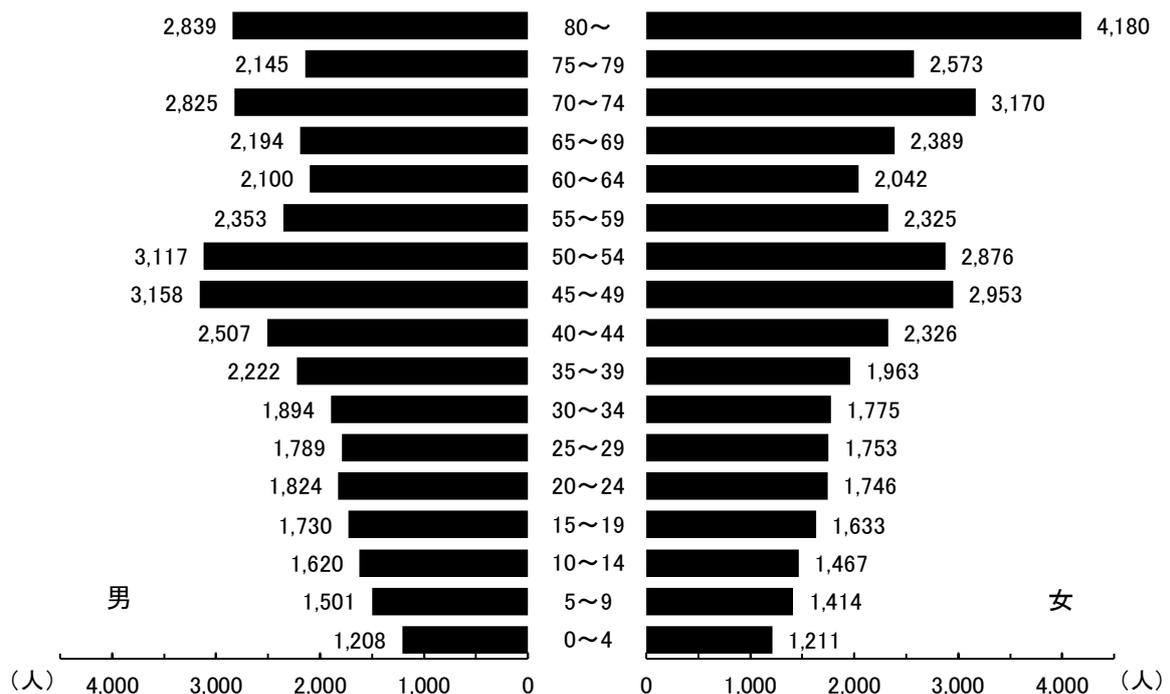
資料：住民基本台帳
(町(丁)別・年齢別人口集計表)

図表1-4 外国人人口(令和4年1月1日現在)

国籍	人数
韓国・朝鮮	85
中国	282
米国	14
ブラジル	12
フィリピン	76
ペルー	13
ベトナム	196
その他	236
合計	914

資料：住民基本台帳

図表1-5 人口ピラミッド(令和4年1月1日現在)



資料：住民基本台帳

図表 1-6 就業・通学先別人口

市民の就業・通学先	合計	うち鉄道利用あり	うち鉄道利用なし
自宅外に就業・通学している桶川市民（15歳以上）	35,884	13,533	22,351
うち桶川市内で就業・通学	9,253	166	9,087
うち他市区町村で就業・通学	26,631	13,367	13,264

市内での就業・通学者の流入元	合計	うち鉄道利用あり	うち鉄道利用なし
桶川市内（自宅外）で就業・通学している15歳以上の人	24,536	2,770	21,766
うち市民	10,249	395	9,854
うち市民以外	14,287	2,375	11,912

資料：令和2年国勢調査

第4 土地利用と都市基盤

市は、昭和30年に中山道桶川宿の宿場町として発展した旧桶川町、農村地域である東部の旧加納村、西部の旧川田谷村が合併し、昭和45年11月に市制施行した。

市の中央部は、JR高崎線の両側それぞれ2km圏が市街化区域となっており、いわゆる首都圏のベッドタウンとして戸建てやマンション等の住宅地が広がっているほか、桶川駅周辺や国道17号沿線を中心に商業施設が立地している。農地はほとんどない。また、市北部の高崎線沿線から北本市にかけてまとまった工場・流通センターの集積がみられる。

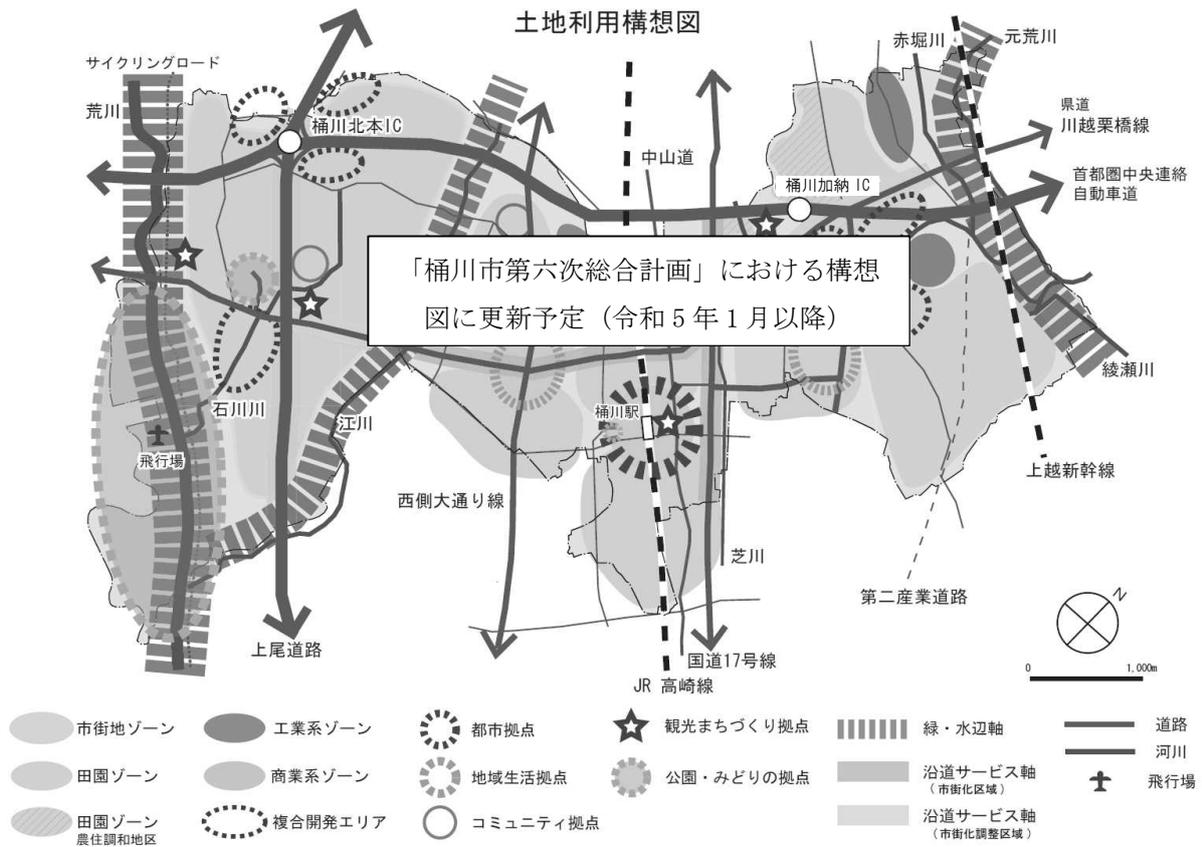
一方、東部と西部の市街化調整区域は、河川流域に水田が、台地部に畑や梨などの果樹園が広がっている。東部には桶川東部工業団地や埼玉県元荒川水循環センターが、西部には城山公園や、荒川河川敷にはホンダエアポートが立地している。

道路は、南北軸として、中央部に国道17号、一般県道鴻巣・桶川・さいたま線（中山道）が、東部に加納地区の中央を縦断する一般県道蓮田・鴻巣線、久喜市境に沿った主要地方道行田・蓮田線が、西部に荒川に沿った主要地方道さいたま・鴻巣線がある。東西軸は、主要地方道川越・栗橋線が本市域を広く横断しているほか、埼玉県内における首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は供用開始している。

埼玉県内は、都市化が急速に進んだため道路環境が脆弱であり、狭あいで見通しの悪い道路も多く、市内の4車線区間も国道17号と主要地方道川越・栗橋線の一部を除く区間に限られてきた。このため、都市計画道路整備事業等により、その解消に努めているところである。

また、国道17号のバイパスとしてさいたま市と鴻巣市を結ぶ計画の国道17号上尾道路が、さいたま市から桶川北本IC周辺まで開通しているほか、複数の都県道で台東区から本市加納地区までを結ぶ通称「第二産業道路」も台東区から上尾市までは開通しており、これらの整備が期待される。

図表 1-7 土地利用構想図



資料：桶川市第五次総合振興計画
※名称については最新のものに修正

第3節 過去の災害履歴

第1 風水害

関東平野は過去に幾度も風水害を経験している。明治43年水害とカスリーン台風時には利根川・荒川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらされた。カスリーン台風以降、市の水害は、堤防決壊ではなく、支川である赤堀川、江川などの流下能力を超える降雨による氾濫が中心となっている。そのうち、昭和57年に発生した台風18号では市内で床上浸水が23棟発生した。また、近年においては令和元年東日本台風で床上浸水が11棟発生した。

風害については、昭和41年の台風26号のほか、平成24年5月には関東平野で複数の竜巻の同時発生があり、注意を要する。

図表 1-8 過去の主な風水害の履歴

発生年月日	名 称	被 害 状 況
明治43年8月1日～11日	明治43年水害	総降雨量675.8mm（三峯）。連続した台風と低気圧により、利根川・荒川の堤防決壊400か所以上。関東平野で広く浸水。埼玉県内の被害は、死者324人、家屋全半壊2,214棟、家屋流失1,631棟、床上浸水84,538棟（『明治43年埼玉県水害誌』）。
昭和22年9月14日～16日	カスリーン台風	総降雨量611mm（三峯）。1都5県で死者1,100人、家屋全半壊31,381棟、家屋浸水303,160棟。東村（現加須市）の右岸堤防が340m決壊し、中川流域を中心に浸水は東京湾まで達した。荒川も鴻巣市田間宮で樋管の破壊に伴い左岸堤防が決壊し、1時間後にはその上流の熊谷市久下新田で越流により左岸堤防が決壊して、氾濫流は元荒川に沿って東南流し、桶川市小針領家に至って元荒川河道に飲み込まれた。
昭和33年9月25日～27日	狩野川台風	総降雨量404mm（浦和）。静岡県狩野川の決壊や首都水没により、死者・不明者1,269人、全壊2,118棟、床上浸水132,227棟。県内では川口市、戸田町で大きな被害。市内でも赤堀川流域で浸水。
昭和41年9月25日	台風26号	総雨量は190mm（秩父）。最大瞬間風速41m/s（熊谷）の記録的な暴風により県内一円で家屋被害多数。県内で家屋全壊30棟、半壊441棟。
昭和57年9月12日～13日	台風18号	総降雨量264mm。市内で床上浸水23棟、床下浸水447棟。田冠水124ha、畑冠水87.5ha。営農施設半壊3棟。道路通行不可（冠水）62箇所。江川堤塘流失2箇所。崖くずれ1箇所。
昭和62年8月18日	集中豪雨	総降雨量156mm、1時間当たり最大降雨量60mm（鴻巣）。市内で床上浸水1棟、床下浸水37棟。
平成3年9月19日	台風18号	総降雨量136mm（鴻巣）。県内では新河岸川流域などで甚大な被害。県内であわせて全壊1棟、床上浸水6,382棟。市内でも江川流域で浸水。
平成10年8月27日～31日	集中豪雨	総降雨量348.7mm、1時間当たり最大降雨量31mm。市内で床下浸水20棟、田冠水43ha、畑冠水2.8ha、道路通行不可（冠水）22箇所、樋詰橋冠水。
平成10年9月15日～16日	台風5号	総降雨量270mm（秩父）。与野市など県南部で床上浸水585棟。江川流域で浸水。
平成11年8月14日	集中豪雨	総降雨量212mm、1時間当たり最大降雨量31mm（鴻巣）。赤堀川、江川流域で浸水。
平成12年7月7日～8日	台風3号	総降雨量191mm（秩父）。与野市など県南部で床上浸水599棟。赤堀川流域で浸水。
平成16年10月9日・20日	台風22・23号	総降雨量22号189mm、23号137mm（鴻巣）。22号は東日本に戦後最大級の勢力で上陸。伊豆で大被害。23号では江川流域で浸水し、県道川越栗橋線や田畑が冠水。
平成20年8月28日～29日	集中豪雨	局地的な豪雨。久喜で1時間当たり最大降雨量77mm。市内で床上浸水1棟（東）、床下浸水3棟（寿）。
平成23年9月21日	台風15号	総降雨量140mm、1時間当たり最大降雨量32mm（鴻巣）。市内で床下浸水1棟、道路通行不可（冠水）13箇所、樋詰橋冠水。

発生年月日	名称	被害状況
平成24年5月6日	竜巻	11時20分から12時40分にかけて、つくば市・常総市、真岡市・益子町・茂木町・常陸大宮市、筑西市・桜川市、会津美里町で4つの竜巻が発生。常総市・つくば市のものの長さは約17km、幅500m。落雷もあわせた6県の被害は、死者3人、全壊88棟、半壊179棟。市内でも落雷により1人死亡。
平成25年9月2日	竜巻	14時から14時30分にかけてさいたま市、越谷市、松伏町、野田市、坂東市で発生。長さが約19km、幅が100～200m。県内の被害は、住家全壊25棟、住家・非住家合わせて半壊・一部破損1,555棟。
平成25年9月16日	竜巻	1時30分から2時40分にかけて、滑川町、熊谷市、行田市、太田市で発生。被害範囲の長さは約13km、幅は約200m。県内の被害は、住家全壊10棟をはじめ、同時期襲来の台風18号と合わせて1,021棟に被害。
平成26年2月14日	大雪	最深積雪は、熊谷で62cm、秩父で98cm。県内の被害は、死者3人、半壊1棟、一部損壊9棟。市内では、建物の一部損壊及び農業施設への被害が多数発生した。
平成27年9月7日	関東東北集中豪雨	関東地方と東北地方で記録的な大雨。草加市、越谷市、八潮市、幸手市、吉川市、越生町、ときがわ町で災害対策本部を設置。県内の被害は、負傷者3名、家屋一部損壊6棟、床上浸水880棟、床下浸水3,992棟、被害棟数4,878棟、被害人員1,056人、被害総額9,033万円。
平成28年8月19日	台風9号	総雨量秩父市浦山225.5mm、飯能市飯能218.5mm、秩父市秩父215.0mm。22日昼前から昼過ぎにかけて1時間に約100mmを超える猛烈な雨が降った県南西部、南中部の12市町村で災害対策本部を設置。県内の被害は、負傷者13名、家屋全壊2棟、半壊3棟、一部損壊17棟、床上浸水398棟、床下浸水1,715棟、被害棟数2,135棟、被害人員902人、被害総額8,050万円。
平成29年10月16日	台風21号	総降水量所沢291.5mm、熊谷289.0mm、ときがわ283.5mm、飯能276.5mmなど、越谷を除くアメダス地点で200mmを超える大雨。最大1時間降水量熊谷46.0mm、鴻巣41.5mmのほか、県内各地で激しい雨を観測し、県内16市町村で災害対策本部を設置。県内の被害状況は、負傷者11名、家屋半壊45棟、一部損壊10棟、床上浸水458棟、床下浸水556棟、被害棟数1,069棟、被害人員1,160人、被害総額102,420万円。
令和元年10月6日	令和元年東日本台風	総降水量浦山681mm、ときがわ603mm、三峰590mm、少ない所でも鴻巣195mmと県内各地で大雨、県初の大雨特別警報が40市町村に発令。県内48市町村に災害救助法を適用。県内の被害状況は、死者4人、負傷者33人、家屋全壊107棟、半壊570棟、一部破損1,021棟、床上浸水2,088棟、床下浸水3,371棟、被害棟数7,157棟、被害人員13,072人、被害総額741,390万円。桶川市では初めてとなる避難勧告を発令した。住宅の床上浸水11件、床下浸水22件が発生した。

第2 地震

地震には、複数のプレートの境目で、引きずり込まれた側が元に戻ろうと跳ね上がる海溝型地震（プレート境界型地震）と、プレートの運動によってプレート上の弱い部分で破壊が起こる活断層型地震がある。

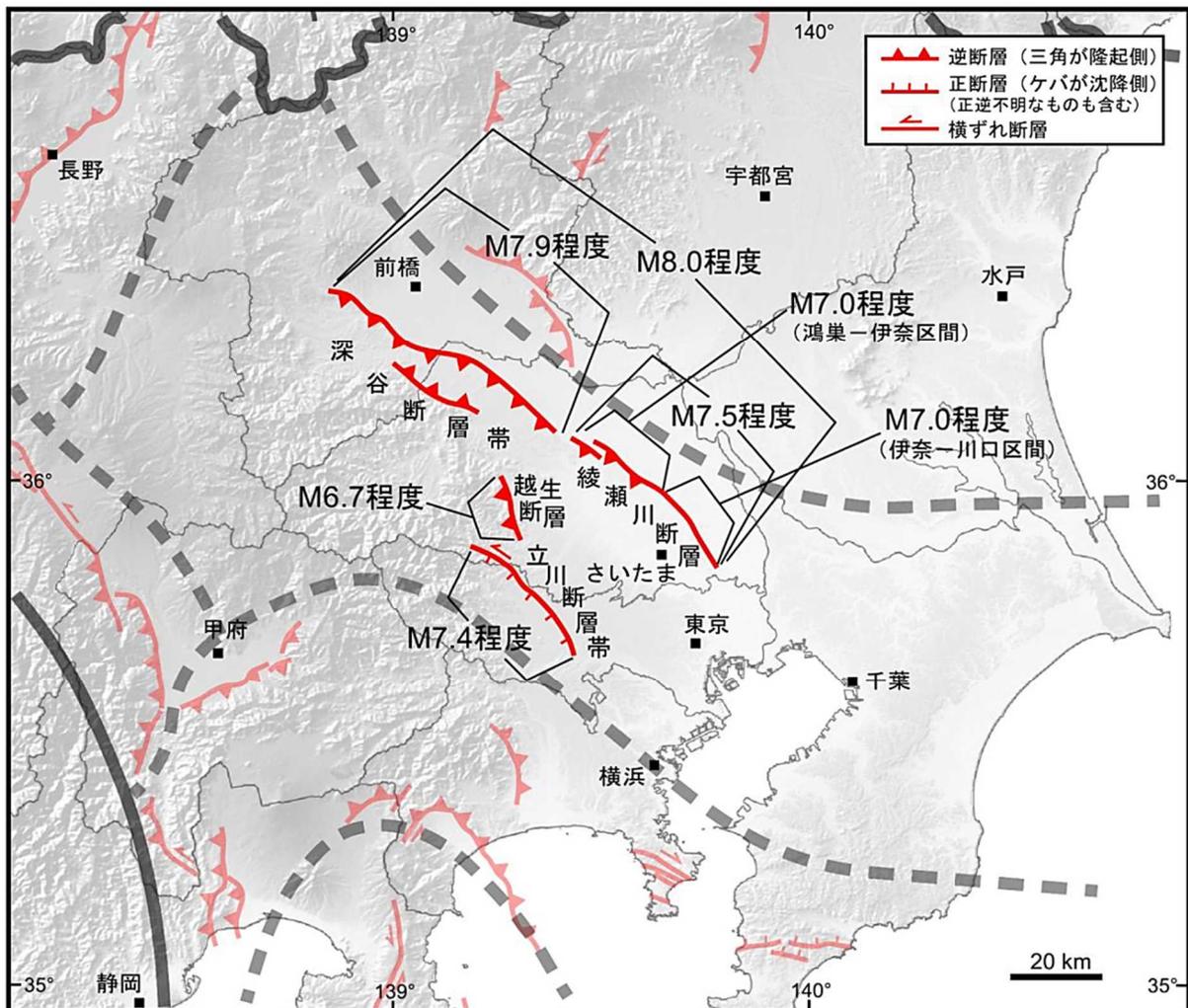
活断層は、約200万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層のことで、活断層以外のどこでも地震は発生する可能性があるが、過去の研究から、活断層で地震が発生する可能性が高いと考えられている。文部科学省「地震調査研究推進本部」が選定した「主要活断層帯」のうち、深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯）※が市直下にあるほか、周辺にも越生断層や立川断層帯がある。

市に関係のある、古代からのマグニチュード7程度以上の地震は表のとおりである。

参考として掲載した三陸沖や南海トラフの海溝型地震3件を除く12件のうち、南関東を震源とする相模トラフの海溝型地震が6件、活断層型か海溝型か確定できない地震が3件、活断層型が3件となっている。また、活断層型のうち深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯）による地震は、古代の弘仁地震（M7.5）と20世紀の西埼玉地震のみとなっている。

12件のうちマグニチュード8クラスは元禄地震（M8.2）と関東大地震（M7.9）で、いずれも南関東を震源とする海溝型地震で、深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯）による弘仁地震（M7.5）も兵庫県南部地震（M7.3）をしのぐ規模である。

図表 1-9 市に影響のある活断層



※平成 27 年に活断層の見直しが行われ、「関東平野北西縁断層帯」は「深谷断層帯・綾瀬川断層」に名称変更された。本計画の地震被害想定は「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」に倣っているため、本計画における表記は「関東平野北西縁断層帯」とする。

出典：「関東地域の活断層の長期評価（第一版）」（文部科学省 地震調査研究推進本部）

図表 1-10 市に関係がある主な地震の履歴

名称	発生年月日	M	タイプ	特徴
弘仁地震	818年	7.5以上	関東平野北西縁断層帯による活断層型	深谷市付近が震源の可能性。
貞観地震	869.7.13	8.3以上	三陸沖の海溝型	津波が仙台湾の海岸線から3km侵入。東北地方太平洋沖地震と関連か。相模・武蔵地震との関連も指摘される。
相模・武蔵地震	878.11.1	7.4	伊勢原断層による活断層型又は相模トラフの海溝型	推定震度7。『日本三代実録』に、「相模国、武蔵国ではすべての建物が壊れた。百姓の圧死多数」と記載。
鎌倉の地震	1241.5.22	7.0	相模トラフの海溝型	津波を伴い由比ヶ浜大鳥居内拝殿流失。
正嘉地震	1257.10.9	7.0～7.5	相模トラフの海溝型	鎌倉の神社仏閣全壊、家屋転倒被害多、山崩れ。
鎌倉地震	1293.5.27	7.0	相模トラフの海溝型	鎌倉市付近が震源。建長寺などで火災発生、死者2万人以上。
永享地震	1433.11.6	7.0以上	相模トラフの海溝型	外房沖が震源か。相模大山仁王の首が落ちる。津波が利根川を逆流か。
慶安武蔵・下野地震	1649.7.30	7.0	立川断層帯による活断層型	川越市付近が震源の可能性。川越で家屋700棟全壊。江戸で石垣など半壊、侍屋敷・長屋破損、圧死者多数。
元禄地震	1703.12.31	7.9～8.2	相模トラフの海溝型	震源は房総半島南端。関東沿岸部全体で火災や津波被害甚大。4年後に富士山三大噴火の一つである宝永大噴火と紀伊半島沖を震源とするM8.7の宝永地震が発生。
安政東海地震	1854.12.23	8.4	南海トラフの海溝型	震源は遠州灘沖。死者2～3,000人。駿河湾西側と甲府盆地で震度7。約32時間後に同じくM8.4で死者数千人の安政南海地震が発生。東海・東南海・南海連動型。安政江戸地震との関連も指摘される。
安政江戸地震	1855.11.11	7.0～7.1	活断層型説と海溝型説がある	震源は荒川河口付近。出火多数。死者7,000人。東京臨海部から河川流域を中心に埼玉県北部まで液状化現象。
明治東京地震	1894.6.20	7.0	活断層型説と海溝型説がある	震源は東京湾北部。死者は31人。県内はなし。県内では一部で液状化現象。
関東大地震	1923.9.1	7.9	相模トラフの海溝型	震源は相模湾北西部。全半壊254,000棟、焼失447,000棟、死者・不明者104,000人。本震の3分後に東京湾北部でM7.2の余震が発生している。埼玉県でも液状化現象。推定震度4.75の桶川町・加納村・川田谷村では全半壊家屋・死者はなく、被害は傾いた家2棟・瓦の落下・煙突の倒壊等という状況。埼玉県全体では、全壊315棟、死者343人。
西埼玉地震	1931.9.21	6.9	関東平野北西縁断層帯による活断層型	震源は、寄居町付近。県内の広い範囲で震度5程度の揺れ。荒川・利根川沿いを中心に死者11人。市内の被害は、加納村で液状化現象。
東北地方太平洋沖地震	2011.3.11	9.0	三陸沖の海溝型	日本観測史上最大、世界第4位の地震。死者・不明者約19,000人。津波被害甚大。宮城県栗原市で震度7。東北・関東の太平洋岸で広域的に震度6弱以上。桶川市は震度5弱。県内で揺れや液状化現象による家屋全壊24軒、半壊194軒。

出典：「日本被害地震総覧 599-2012」（東京大学出版会）

第3 大規模事故

大規模事故として、以下のものがある。

図表 1-11 大規模事故の履歴

発生年月	名称	被害状況
昭和28年2月	三菱金属鋳業の火災	溶接工場から出火し、工場3棟を全焼、延焼面積は3,300m ² 。
昭和41年3月	三井精機工場の火災	桶川工場の本館から出火し、モルタル2階建、延べ2,750m ² を全焼。
昭和52年8月	桶川飛行場での墜落事故	本田航空株式会社桶川飛行場で開催中の「スポーツ航空フライイン'77」に参加していた複葉軽飛行機が荒川に墜落、操縦していた会社員が死亡。
平成7年7月	三菱マテリアルの爆発火災	桶川製作所銅合金課押出設備の爆発火災により三菱マテリアルの社員18名負傷。うち1名死亡・市民等5名軽症。

第4節 災害の想定

第1 水害

国土交通省が公表している荒川の洪水浸水想定区域図によると、想定される最大規模の降雨（各河川において想定最大規模降雨が1/1000年確率以上、以下同様）を前提とした大雨が降り荒川が氾濫した場合、市西部の江川・石川川流域の浸水が最大10.0m～20.0mに達すると予想されている。また、同条件で元荒川が氾濫した場合、市北部の元荒川・赤堀川流域の浸水が最大5.0m～10.0mとなることが予想されている。

さらに、利根川の洪水浸水想定区域図によると、同条件で利根川が氾濫した場合、市北部の元荒川・赤堀川流域の浸水が最大5.0m～10.0mとなると予想されている。

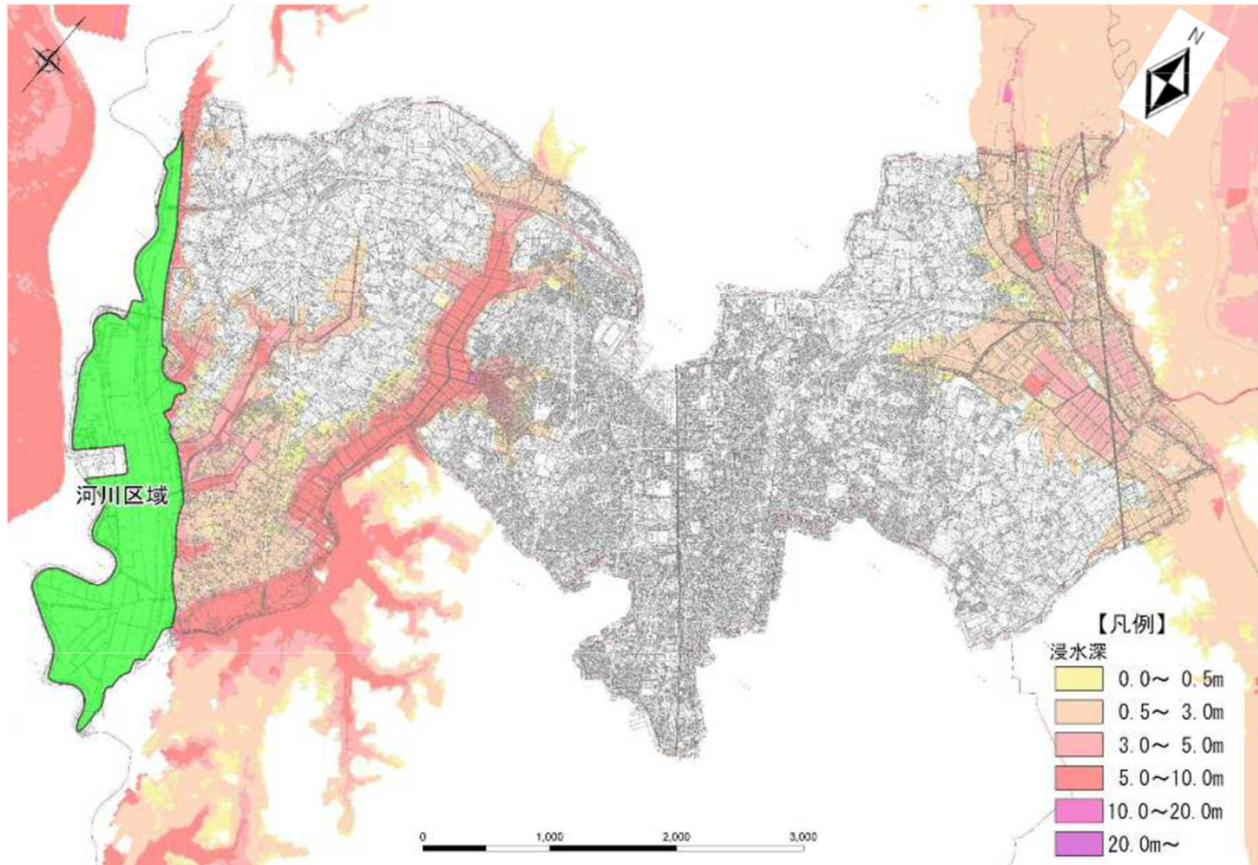
市では、これらの想定を基に、平成31年4月に桶川市防災ガイド（洪水ハザードマップ）を作成した。

桶川市防災ガイド（洪水ハザードマップ）は、桶川市地先の荒川左岸堤防決壊、鴻巣市大芦地先の荒川左岸堤防決壊、加須市地先の利根川右岸堤防決壊が想定されており、本計画でもこれらの想定を前提とするとともに、堤防決壊がない内水滞留型の浸水も想定する。

図表1-12 想定する水害

名称	被害の概要
荒川左岸氾濫	◆桶川市地先の荒川左岸堤防決壊。 ◆江川・石川川流域で最大10.0m～20.0mの浸水。
元荒川広域氾濫	◆鴻巣市大芦地先で荒川左岸堤防決壊。 ◆元荒川・赤堀川流域で最大5.0m～10.0mの浸水。
利根川右岸氾濫	◆加須市地先で利根川右岸堤防決壊。 ◆元荒川・赤堀川流域で最大5.0m～10.0mの浸水。
内水滞留 (堤防決壊なし)	◆未曾有の豪雨により関東平野一円で内水氾濫。 ◆桶川市内は河川流域の低地で一部床上浸水。 ◆台地部でも床下浸水クラスの内水滞留数箇所。

図表1-13 桶川市防災ガイド（洪水ハザードマップ）で想定している浸水区域



出典：桶川市洪水ハザードマップ（H31.4）一部加工

第2 地震

県では、平成24年度～25年度にかけて地震被害想定調査を実施している。そこで、本計画の前提となる地震と被害想定は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」に倣うこととする。

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では、「関東平野北西縁断層帯地震」、「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の5つの地震を想定し、地震ごとに市町村ごとの被害数量を算出している。

「関東平野北西縁断層帯地震」とは、「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」において別々に想定された「綾瀬川断層による地震」と「深谷断層による地震」とを包含した断層帯による地震である。東日本大震災の経験を踏まえ想定外をなくす観点から科学的に考えうる最大級の地震として設定されている。同断層帯では断層の破壊開始点を北・中央・南の3つを想定し、各破壊開始点に対して被害想定がなされている。市では破壊開始点が北の場合に最も大きい被害を受ける。

「元禄型関東地震」は「相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震」に相当する。「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」ではその発生確率の低さゆえに想定地震から除外されたが、発災時には首都圏一体に大きな被害を及ぼすため、広域的な支援・受援についての検討の視点から「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では想定地震に追加されている。

「東京湾北部地震」、「茨城県南部地震」、「立川断層帯地震」については、「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」でも想定地震として設定されている地震である。ただし、「東京湾北部地震」、「茨城県南部

地震」については、フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映した設定がされている。また、「立川断層帯地震」は、最新の知見に基づく震源条件により設定が見直されている。

各想定地震とその被害概要を以下に示す。

図表 1-14 想定地震と被害概要

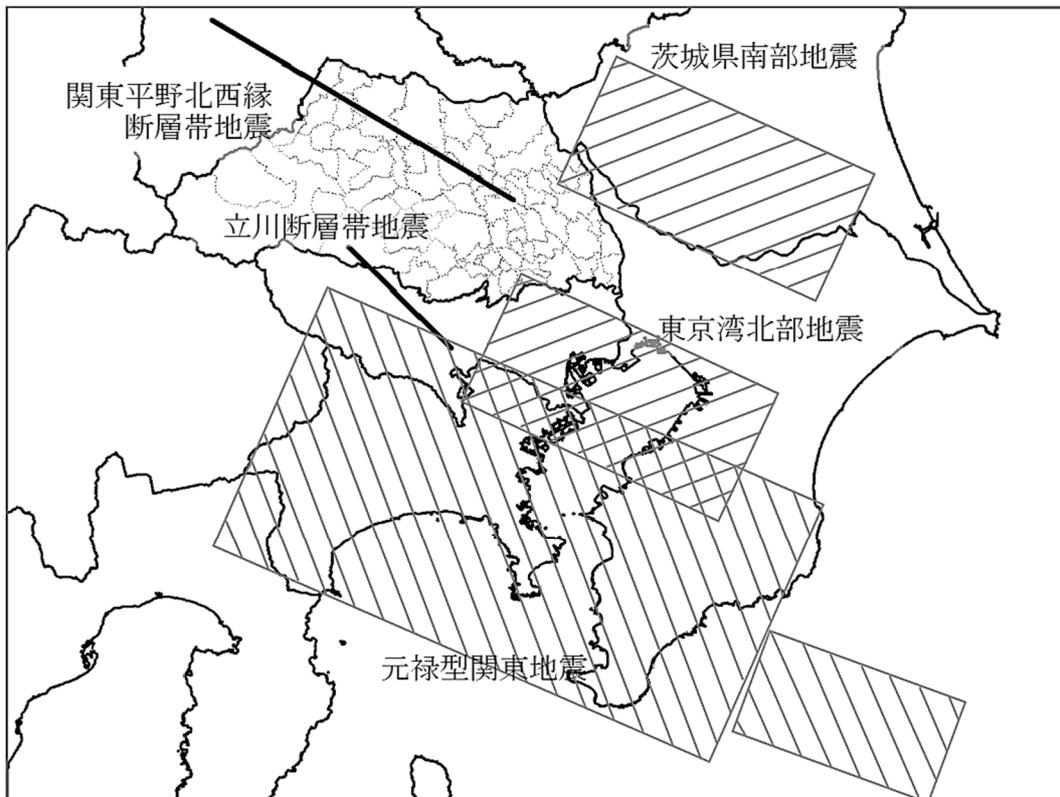
想定地震			県内被害			市の被害			
名称	型	マグニチュード*	震度**	死者数	建物全壊率(%)	震度	死者数	建物全壊率(%)	
東京湾北部地震	海溝型	7.3	6強	585	0.53	5強	0	0.00	
茨城県南部地震	海溝型	7.3	6強	143	0.34	5強	0	0.01	
元禄型関東地震	海溝型	8.2	6弱	34	0.08	5強	0	0.00	
関東平野北西縁断層帯地震	破壊開始点北	活断層型	8.1	7	3,599	2.20	7	194	10.16
	破壊開始点中央	活断層型	8.1	7	3,192	1.96	7	187	9.75
	破壊開始点南	活断層型	8.1	7	3,292	2.00	7	179	9.43
立川断層帯地震	破壊開始点北	活断層型	7.4	6強	75	0.04	5強	0	0.00
	破壊開始点南	活断層型	7.4	6強	141	0.08	5強	0	0.00

*) モーメントマグニチュード

**）埼玉県内市町村における最大震度

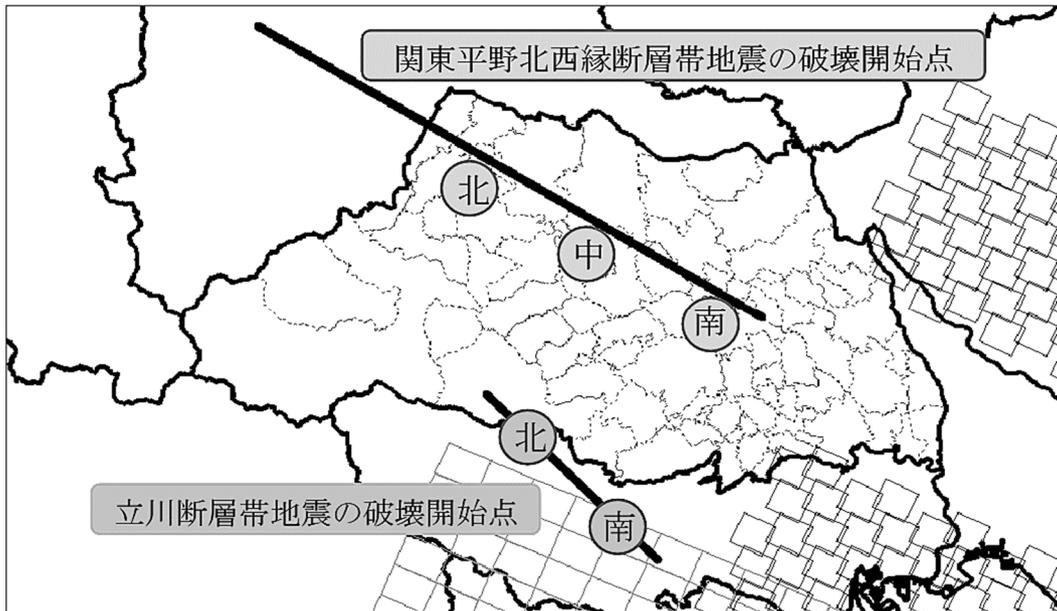
出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

図表 1-15 想定地震の断層位置図



出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

図表 1-16 想定破壊開始点



出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

市防災計画では、県による5つの想定地震のうち、市に対して最も大きな被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震：破壊開始点北」を想定地震とし、その地震による想定被害数量を前提として対策を推進する。以下に、想定被害数量の抜粋を示す。

図表 1-17 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）による市の想定被害数量（抜粋）

項目	小項目	被害要因	条件	被害内容	被害想定値
建物	木造	揺れ	—	全壊棟数	2,658
			—	半壊棟数	3,894
		液状化	—	全壊棟数	6
			—	半壊棟数	11
	非木造	揺れ	—	全壊棟数	189
			—	半壊棟数	479
		液状化	—	全壊棟数	5
			—	半壊棟数	6
	すべて	急傾斜地崩壊	—	全壊棟数	0
			—	半壊棟数	0
		火災	冬 18 時	出火件数	13.3
			冬 18 時 8m/s	焼失棟数	662
ライフライン	電力	—	冬 18 時 8m/s	停電世帯数（1日後）	11,271
	通信	—	冬 18 時 8m/s	不通回線数（1日後）	696
	都市ガス	—	—	供給停止件数（直後）	21,957
	上水道	—	—	断水人口（1日後）	49,223
	下水道	—	—	機能支障人口（直後）	10,080
人的被害	—	—	冬 5 時 8m/s	死者数	194
			冬 5 時 8m/s	負傷者数	1,123
			冬 5 時 8m/s	重傷者数	244
生活支障	—	—	冬 18 時 8m/s	避難者数（1日後）	10,870
			冬 18 時 8m/s	避難者数（1週間後）	13,883
			冬 18 時 8m/s	避難者数（1ヶ月後）	17,797
			平日 12 時	帰宅困難者数	4,108
			休日 12 時	（内閣府 2013）	3,796
			平日 12 時	帰宅困難者数	4,234
			休日 12 時	（埼玉県 2007）	3,768

資料 編 ○平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査

第3 その他の災害

第1、第2で挙げた水害及び地震災害の他に、市では以下のような災害の発生が想定される。

1 自然災害

自然災害として想定される災害には、風害、雪害、酷寒（気温低下）災害、酷暑（気温上昇）災害、霜害、雹害、雷害、噴火災害がある。

これらの災害のうち、風害は、台風や、冬季の台風並みの低気圧によるもののほか、竜巻や、下降気流によるダウンバーストと呼ばれる突風が県内を含め全国的に発生しており、市でも注意していく必要がある。

また、大雪がもたらす積雪災害では、構造物破壊はもとより農作物被害や鉄道の運休、道路の通行止め等が発生する可能性がある。

近年、猛暑日である最高気温が35℃以上となる日も増えてきており、酷暑がもたらす熱中症や身体機能低下等にも注意していく必要がある。

2 その他の災害

市での発生が想定される災害は自然災害だけでなく、危険物の製造所・貯蔵所等が関係する大規模火災や、鉄道の脱線事故や桶川飛行場での飛行機事故、圏央道等での大規模交通事故といった交通災害、工場事故や交通事故、テロ行為などによる化学物質や放射性物質などの漏洩、飛散といった有害物質災害も考えられる。

3 複合災害

複合災害とは、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する災害のことで、複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

複合災害の典型例として、頻繁にみられる地震による大規模火災や交通災害のほか、東日本大震災で起こった地震による有害物質災害（原子力発電所の放射性物質漏洩）、さらには、水害発生中の地震発生や、地震による堤防の破堤を想定しておく必要がある。

1995年の兵庫県南部地震での淀川や尼崎市中島川、2003年の宮城県北部地震での鳴瀬川など、地震動による堤防の被害事例、1948年の福井地震、2004年の新潟県中越地震のような地震前後の豪雨による堤防決壊の事例、兵庫県南部地震での16件の鉄道脱線事故、新潟県中越地震での上越新幹線の脱線事故の事例を教訓に、特に、地震と水害、鉄道事故の複合災害を想定しておく必要がある。

第5節 防災ビジョン

市が、災害対策に取り組んでいく際の方針となる防災ビジョンを以下のように定める。

第1 自助・共助による地域防災力の強化

市や県、国などによる防災対策活動にも限界があるので、市民・コミュニティ・企業等と行政が協働・連携・分担して防災体制を強化する。

1 市民による防災への備え

- (1) 家庭内備蓄の実施（最低3日間（推奨1週間）分の食料や飲料水等を目標とする）
- (2) 自身の避難所・避難場所、避難経路の確認・把握
- (3) 防災訓練への積極的な参加
- (4) 災害教訓の伝承

2 自主防災組織による災害への取り組み

- (1) 自治会、事業所での自主防災組織の結成
- (2) 自主防災組織での防災訓練の実施
- (3) 市が整備する避難行動要支援者名簿等を活用した避難行動要支援者の支援体制の構築
- (4) 地区防災計画の検討

3 市による支援の充実

- (1) 避難行動要支援者名簿の整備と自主防災組織や民生委員等の関係者による共有体制の構築
- (2) 市民や自主防災組織の参加による実践的な防災訓練や防災教育の実施
- (3) 自主防災組織の活動支援（助成金、資機材の提供）

第2 人的被害軽減にむけた防災・減災体制の強化

ハード・ソフト両面の適切な組み合わせによる防災・減災対策を実施する。

1 市民の防災意識の啓発

- (1) 家具の固定の推進
- (2) 火災報知器設置の徹底
- (3) 家屋の耐震診断・耐震改修の実施

2 防災のための設備の整備

- (1) 大規模集客施設等の耐震化の促進
- (2) 防災行政無線等の情報伝達手段の強化
- (3) 下水道整備等による雨水対策の推進

第3 大規模広域災害への対応力の強化

東日本大震災のような大規模広域災害への対応力を強化する。

1 迅速・的確な災害対応体制の強化

- (1) 優先すべき順位を明確にした活動計画の検討
- (2) 的確な被害調査に基づく、罹災証明書等の迅速な発行体制の構築
- (3) 各種マニュアルの整備

2 業務継続体制の強化

- (1) 業務継続計画（BCP）の策定
- (2) 企業との災害時支援協定締結の推進

3 応援受援体制の整備

- (1) 遠隔自治体を含む災害時相互応援協定締結の推進
- (2) 応援受け入れ拠点等の整備
- (3) ボランティアとの連携体制の強化

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 市・広域行政組織

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
桶川市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関すること 2 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 3 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 (2) 警報の発令、伝達及び避難指示に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (5) 児童及び生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 飲料水の供給活動に関すること。 (9) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。 (10) 緊急輸送の確保に関すること。 (11) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 4 災害復旧 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。 (2) 被災者の生活確保に関すること。
桶川市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防知識の啓発、普及に関すること。 2 火災発生時の消火活動に関すること。 3 水防活動の協力、救援に関すること。 4 被災者の救助、救援に関すること。 5 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
埼玉県央広域事務組合 埼玉県央広域消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設、消防本部体制の整備に関する事。 2 救助及び救援施設、体制の整備に関する事。 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。 4 消防知識の啓発、普及に関する事。 5 火災発生時の消火活動に関する事。 6 水防活動の協力、救援に関する事。 7 被災者の救助、救援に関する事。 8 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。

第2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令・伝達及び避難指示に関する事。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。 (8) 緊急輸送の確保に関する事。 (9) 前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置に関する事。 3 災害復旧
県央地域振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関する事。 2 市町村及び地域機関の被害情報の収集及び把握並びに報告に関する事。 3 管内市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害現地調査及び災害対策現地報告に関する事。 5 市町村災害対策活動の支援に関する事。 6 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北本県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 3 管内水防管理団体との連絡指導に関すること。 4 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5 道路の破損・決壊による通行の禁止又は制限に関すること。
鴻巣保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療品、衛生材料等の調達あっせんに関すること。 2 各種消毒に関すること。 3 飲料水の水質検査に関すること。 4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導並びにその他の保健衛生措置に関すること。 5 被災者の医療及び助産その他の保健衛生の指導に関すること。 6 動物愛護に関すること。
上尾警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通の秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。

第3 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農林水産省関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設、防災上重要な施設等の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
厚生労働省埼玉労働局 (さいたま労働基準監督署/ 大宮公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。 2 職業の安定に関する事。
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 荒川上流河川事務所 利根川上流河川事務所	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 震災対策の推進に関する事。 (2) 危機管理体制の整備に関する事。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関する事。 (4) 防災教育等の実施に関する事。 (5) 防災訓練の実施に関する事。 (6) 再発防止対策の実施に関する事。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関する事。 (2) 活動体制の確保に関する事。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関する事。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関する事。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関する事。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関する事。 (7) 緊急輸送に関する事。 (8) 二次災害の防止対策に関する事。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関する事。 (10) 地方公共団体等への支援に関する事。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関する事。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関する事。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関する事。 3 災害復旧・復興 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧の実施に関する事。 (2) 都市の復興に関する事。 (3) 被災事業者等への支援措置に関する事。

第4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第5 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

〔指定公共機関〕

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本旅客鉄道(株) (大宮支社/高崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。 2 災害により線路が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。 3 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。 7 協定締結市町の防災行政無線使用による列車運転見合せ状況の周知に関すること。
東日本電信電話(株) (埼玉事業部) (株)NTT ドコモ (埼玉支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
KDDI(株) (北関東総支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便(株) (桶川郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本赤十字社 (埼玉県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関する事。
日本放送協会 (さいたま放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及に関する事。 2 災害応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
東日本高速道路(株) (関東支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本高速道路の保全に関する事。 2 東日本高速道路の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
日本通運(株) (埼玉支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) (埼玉総支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関する事。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。 3 協定締結市町の防災行政無線使用による停電事故についての周知に関する事。

〔指定地方公共機関〕

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(一社)埼玉県トラック協会 (鴻巣支部)	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事。
東彩ガス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給の確保に関する事。
(一社)埼玉県 LP ガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 LP ガス供給施設の安全保安に関する事。 2 LP ガスの供給の確保に関する事。 3 カセットボンベを含む LP ガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。 4 自主防災組織等が LP ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事。
(株)テレビ埼玉	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及啓発に関する事。 2 応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
(株)エフエムナックファイブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及啓発に関する事。 2 応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
(一社)桶川北本伊奈地区医師会/(一社)埼玉県北足立歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
桶川市薬剤師会	医薬品の調達・供給に関する事。
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
桶川北本水道企業団	1 災害時における給水の確保に関すること。 2 被災水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
上尾、桶川、伊奈衛生組合	災害時におけるし尿の処理に関すること。
さいたま農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
(福)桶川市社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること。 2 災害ボランティアの登録に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 4 災害ボランティア活動の支援に関すること。
桶川市商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。
社会教育団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 風水害、地震等に対する災害予防に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災用資機材の備蓄に関すること。 5 市が実施する応急対策についての協力に関すること。 6 市が実施する自治会、日本赤十字奉仕団、衛生委員、民生委員・児童委員等の団体への応急対策についての協力に関すること。
その他公共団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。

第7節 市民及び事業所の防災における役割

第1 市民

市民は、「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方に基づき、平常時から、防災に関する知識の習得や生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市や県及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) ハザードマップ等を活用した防災に関する知識の習得
- (2) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、火災報知器）の設置と火災の予防
- (3) 防災用品、非常時持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (4) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (5) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- (6) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修
- (7) 避難場所、避難路の確認
- (8) 家族との連絡方法・集合場所等の確認
- (9) 自主防災組織への参加
- (10) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する各種防災訓練、防災活動への積極的な参加
- (11) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
- (12) 近隣の要配慮者への配慮
- (13) 住宅の耐震化と地震保険への加入
- (14) 災害の教訓、防災の知識の伝承
- (15) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (16) ペットの同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (17) 自動車へのこまめな満タン給油

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の正確な把握及び伝達・共有
- (2) 出火防止措置（避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めるなど）及び初期消火の実施
- (3) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (4) 迅速かつ適切な避難行動及び避難所運営への協力
- (5) 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動への参加

- (7) 避難時の通電火災・防犯対策の実施
- (8) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 事業所

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、市や県、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災活動に協力することも必要である。

このため、従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献等、災害時に果たすべき役割を發揮できるよう、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施等の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 従業員に対する防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (2) 消防設備、自衛消防組織の整備等の火災防止策の実施
- (3) 防災体制の整備
- (4) 職場の安全対策及び建物の耐震化
- (5) 食料、飲料水の備蓄推進等、帰宅困難者発生予防対策の推進
- (6) 事業継続計画（BCP）の策定
- (7) 予想被害からの復旧計画策定

2 災害時の対策

- (1) 事業所及び従業員等の被災状況の把握
- (2) 災害情報の収集と従業員等への提供
- (3) 従業員及び施設利用者の救助、避難誘導等の安全確保
- (4) 初期消火活動等の応急対策
- (5) 事業の継続又は早期再開に向けた取り組みの実施
- (6) ボランティア活動や地域の防災活動への積極的な支援

第8節 地区防災計画

地区防災計画とは、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画である。（災対法第42条）

市民及び市内に事業所を有する事業者は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。（災対法第42条の2）

市防災会議は、地区防災計画の提案があった場合、市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2章 災害予防計画

※ 以下、各計画及び対策における担当課班は、主要な課班を掲載するが、これ以外の課班についても関連する場合がある。

第1節 防災組織整備計画 【共通】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、桶川市防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進し、防災組織の万全を期するものとする。

第1 桶川市防災会議

市に、桶川市防災会議を置く。(災対法第16条)

防災会議の組織及び運営については、関係法令、桶川市防災会議条例、桶川市防災会議に関する規程の定めるところによるものとし、その事務については、次のとおりとする。

- 1 桶川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 桶川市災害警戒本部

1 設置

市域で災害が発生するおそれのある場合で、災害対策本部が設置されるまでの間において、災害情報等の迅速な収集伝達と、必要な措置を講じるため、市長は災害警戒本部を設置することができる。

2 組織

災害情報等の収集伝達と、初動期の対策に必要な関係部課の職員をもって構成する。

3 活動体制

活動体制は次のとおりとする。

図表 1-18 災害警戒の体制

<風水害>

配 備 区 分		体 制 の 内 容
警戒体制	1号配備	災害の発生が予想される場合、情報の収集伝達等の措置を講ずる体制
	2号配備A	災害の発生が予想される場合、情報の収集伝達等の措置を強化する体制
	2号配備B	災害の発生が確実に予想される場合、又は小規模の災害が発生したとき、災害対策本部設置前の初動対策に従事する準備的な体制

<震災>

配備区分	体制の内容
警戒体制	主として情報の収集及び報告等を任務とし、安心安全課職員により対応する体制

第3 桶川市災害対策本部

1 設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害予防及び災害応急対策を推進するため必要があると認めるとき、市長は災害対策本部を設置することができる。(災対法第23条の2)

2 組織

災害対策本部の組織及び運営については、桶川市災害対策本部条例、桶川市災害対策本部に関する規程に定めるところによるが、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とし、班ごとの所掌事務の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定しておく。

災害対策本部各部の班長(以下「班長」という。)は災害発生直後の初動期及びその後の状況の変化に的確に対応できるよう、平常時から担当する業務の分析を行い、必要な人員編成や実施手順等の整理を行う。

また、各班の組織と運営及び担当業務について班員に周知するとともに、常に検討、見直し、検証を図る。

3 活動体制

活動体制は、次のとおりとする。

図表 1-19 災害対策本部の配備区分

<風水害>

配備区分	体制の内容
緊急体制3号配備	現に災害が発生しつつあり、かつ内水氾濫など相当規模の災害が予想される場合、必要職員を配備し災害応急対策に従事する体制
非常体制4号配備	全市域に大災害が発生しつつあり、かつ荒川の氾濫など相当規模の災害が予想される場合、全職員を配備し市が全力をあげて災害応急体制に従事する体制

<震災>

配備区分	体制の内容
非常体制	全職員を配置し、災害応急対策を実施する体制

資料編 ○組織動員計画
○桶川市災害対策本部条例
○桶川市災害対策本部に関する規程

4 避難所開設・運営のための組織（避難所班）

市域を、小学校区を基準にした7個地区に区分し、避難所班は別に示された地区内で活動することを基本とする。

(1) 要員の指定

毎年度「避難所開設要員指定名簿」により副市長が指定する。その指定要領については安心安全課が別に定める。

(2) 平常時の活動

① 避難所開設・運営のための能力を向上させるとともに、担当地区内の自主防災組織、指定避難所の施設管理者と情報交換に努める。

② 主な活動内容

- ア 避難所運営委員会の開催
- イ 地域密着型防災訓練への参加
- ウ 備蓄された資機材の保守管理

(3) 風水害時の活動

桶川市危機対策会議等で決定された避難所を開設・運営する。

(4) 震災時の活動

① 勤務時間内

災害対策本部の決定に基づき、活動拠点（小学校）の要員に指定された職員は、現地に赴き施設及び避難者の状況を確認する。

② 勤務時間外

震度5弱以上の地震が発生した場合、避難所開設要員に指定された全ての職員は、自主的に指定された地区活動拠点（小学校）に進出し、施設及び避難者の状況を確認する。必要により避難所を開設・運営する。

図表 1-20 避難所班の地区活動拠点

桶川地区	桶川東地区	桶川西地区	加納地区
桶川小学校	桶川東小学校	桶川西小学校	加納小学校
日出谷地区	川田谷地区	朝日地区	
日出谷小学校	川田谷小学校	朝日小学校	

第4 防災関係機関

1 防災関係機関の組織の整備

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

2 防災関係機関相互の連携

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにする。

第5 応急活動体制の整備

市及び防災関係機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

1 災害対策本部体制の整備

市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制（警戒体制、緊急体制、非常体制）を整備する。

2 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画（BCP）を策定しておく。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

3 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

4 情報システムやデータのバックアップ対策

市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

5 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

市は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

6 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）や民間の人材の活用等の人材確保策をあらかじめ整えるように努める。

第6 応援協力体制

1 他市町村との相互応援

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要求を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村と次のとおり相互応援協定を締結している。

市は、災害時の応援要求手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

市は、応援受入のために情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備に努める。また、今後とも協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制の推進に努める。

資料編 ○災害時協定一覧

2 防災関係機関の応援協力

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、次のとおり防災関係機関と応援協定を締結している。

市は、災害時において防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き等について協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

資料編 ○災害時協定一覧

3 国・県からの応援受入体制の整備

市は、災害時に国・県との協力体制が十分発揮できるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

また、応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第7 公共的団体等との協力体制の確立

市は、それぞれの所掌事務に係る公共的団体等に対して、災害時における応急対策等に対し、積極的な協力が得られるよう体制を整備する。

1 公共的団体

公共的団体とは、次のものをいう。

自治会等、桶川市赤十字奉仕団、(福)桶川市社会福祉協議会、さいたま農業協同組合、桶川市商工会、(一社)埼玉県LPガス協会鴻巣支部桶川地区会、(一社)桶川市建設業協会、生活協同組合、(一社)埼玉建築士会中央北支部等

2 協力体制の確立

(1) 市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ② 災害時における広報等に協力すること。
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ④ 避難誘導及び避難所内での救護に協力すること。
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること。
- ⑥ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- ⑦ 被害状況の調査、建築物応急危険度判定に協力すること。

(2) 市は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と協議して、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第8 自主防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民による自主的な防災活動、すなわち市民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など、地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、市民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

1 組織化の推進

市では、主に自治会を単位に自主防災組織が72団体(組織率96%。令和4年4月1日現在)結成されているが、結成されていない地域の組織化を積極的に推進する。

なお、自主防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するとともに、各地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

自主防災組織編成時の留意事項

- (1) 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする（特に、都市部においてはマンションの自治会等の参加が必要不可欠である。）。
- (2) 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所等と協議の上、地域内の事業所等の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。
- (4) 女性の責任者又は副責任者を置くなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

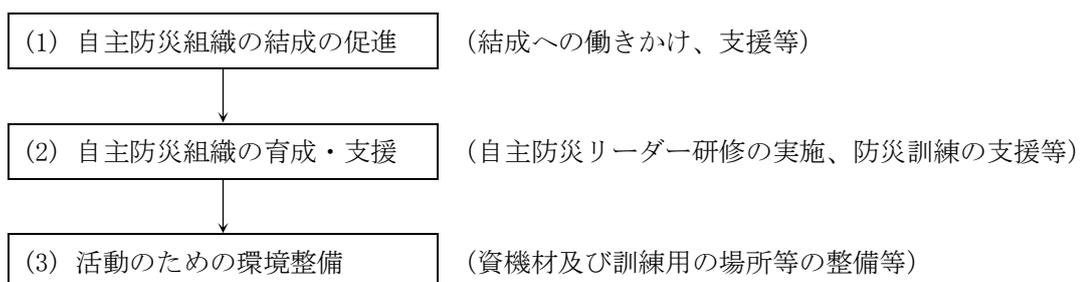
図表 1-21 自主防災組織の活動内容

平常時	<ol style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 (2) 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 (4) 防災用資機材の購入・管理等 (資機材の例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、担架）) (5) 地域の把握 (例：危険箇所の把握、避難行動要支援者の現状)
発災時	<ol style="list-style-type: none"> (1) 出火防止、初期消火の実施 (2) 情報の収集・伝達の実施 (3) 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 (4) 集団避難の実施 (特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。) (5) 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

2 組織の育成

市は、埼玉県央広域消防本部の協力を得て、講習会や防災訓練等の防災行事等を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、全市的に自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の組織化を図る。なお、育成に当たっては、次の点に留意して、自主防災組織の指導・育成に努める。

図表 1-22 自主防災組織の指導・育成のフロー



市は、県と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組

織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

3 活動に対する市の支援

(1) 技術的指導の実施

市及び防災関係機関は、自主防災リーダー研修を実施し、防災活動の技術的指導、助言を行い、組織的活動を支援する。

(2) 資機材の整備

市は、自主防災組織が行う組織的活動に必要な資機材の整備を支援する。

第9 消防団の活動体制の整備

市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって市民の安全の確保に資することを目的として、消防団の強化をより一層推進する。

そのために、大規模災害時のみに出動を限定した団員の導入、消防職団員OBの入団促進、市職員と消防団員の兼職、消防団協力事業所表示制度の活用などにより、消防団員のより一層の加入促進を図る。

また、消防団員の安全対策、救助活動等の新たな役割への対応、情報通信機器等の充実のために、消防団の装備の一層の充実強化を図る。

第10 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間市外へ通勤して不在のケースも多い。このため、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

1 施設内の防災組織の育成

病院等不特定多数の人が出入する施設に対し、埼玉県央広域消防本部と連携して防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

2 事業所内の防災組織の育成

各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

3 事業所内の防災組織の活動内容

- (1) 危険物等の管理体制を強化する。
- (2) 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。
- (3) 事業所内における防災訓練を強化する。
- (4) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する

- 企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (5) 地域の自主防災組織と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。
- (6) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。
- (7) 災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (8) 市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 各防災組織相互の連携・協調

地域の災害対応力の向上を図るため、平常時から地域の自主防災組織、消防団、市等との組織間の連携を図れるよう努める。

5 被災中小企業支援

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第11 災害ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害応急活動を行うことができるよう、桶川市社会福祉協議会との連携を積極的に推進していく。また、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、平常時から桶川市社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努めるとともに、発災後には、災害ボランティア活動に関する情報提供や災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を桶川市社会福祉協議会内に設置する。

2 災害ボランティアセンター内の業務

災害ボランティアセンターでは、桶川市社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ業務等を行う。また、被害が甚大な場合や、災害ボランティアが市内で不足する場合は、県災害ボランティア支援センター等に災害ボランティアの派遣を要請する。

3 災害ボランティア登録制度の周知等

桶川市社会福祉協議会では、桶川市内外で災害時にボランティアとして可能な範囲で活動していた
だく「桶川市災害ボランティア」を募集し、登録する制度がある。市は、市民、事業所に対し桶川市
災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行う。

なお、災害時における災害ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりである。

災害ボランティアの活動内容

- (1) 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- (2) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、
外国語通訳、手話等
- (3) ボランティアコーディネート業務

第2節 防災教育計画 【共通】

防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、市の地域特性等を踏まえ体系的に行う。また、市報の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

第1 市職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を実施する。

1 職員防災マニュアル等の配布

発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した「職員防災マニュアル」等を作成、配布し、周知を図る。

作成に当たっては、次の内容に留意する。

- (1) 初動参集・動員基準
- (2) 参集途上の情報収集
- (3) 救助、応急手当
- (4) 初期消火
- (5) 避難誘導
- (6) 避難所の開設・運営
- (7) 災害情報の取りまとめ
- (8) 広報活動
- (9) その他必要な事項

2 基礎的な識能教育の実施

定期的な職員教育により、防災関係の法令、風水害や震災の知識、災害時におけるとるべき行動、職員としての任務等の周知を図る。

3 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

災害用救助資機材等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2 一般市民に対する防災教育

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災思想の高揚を図り、各地区における地域防災体制の確立を図る。

1 普及啓発の内容

市民の防災意識の高揚を図るため、以下の市民の役割について、防災教育を実施する。

図表 1-23 市民の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の種別、特性、土砂災害警戒情報等の防災情報の内容と活用方法 (2) 火災の予防 (3) 防災用品、非常時持出品の準備 (4) ローリングストック法※を活用した生活必需品の備蓄や飲料水、食料の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に消費（使用）し、消費（使用）した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。 (5) タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒、物の落下、ガラスの飛散防止 (6) ブロック塀等、住居周りの安全化 (7) 避難所及び避難経路の確認 (8) 災害時の家族同士の連絡方法の確認 (9) ペットとの同行避難や避難所での飼養の準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品等の確保） (10) マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成 (11) 自主防災組織への参加 (12) 市が実施する防災訓練への参加 (13) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加 (14) 近隣の要配慮者への配慮 (15) 住宅の耐震化、水火災及び地震保険への加入 (16) 災害の教訓、防災知識の伝承 (17) 家庭や地域での防災総点検の実施
発災時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における被災状況の正確な把握及び伝達・共有 (2) 出火防止、初期消火 (3) 避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行う (4) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、防犯対策の実施 (5) 近隣の負傷者や要配慮者に対する救助・支援 (6) 自主防災活動への参加、協力 (7) 避難所でのゆずりあい (8) 市、防災関係機関が行う防災活動への協力 (9) 風評に乗らず、風評を広めない

2 普及啓発の方法

(1) 防災学習センターの活用

「埼玉県防災学習センター」で開設されている暴風雨・煙体験・地震体験学習等を通じて、災害時の行動指針等を身につけるよう、市報等を通じて当該センターの利用を促す。

(2) 防災関係資料の作成配布

災害発生時に市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災パンフレット、防災マップ等を配布し、防災知識の普及啓発を図る。

また、「広報おけがわ」や市ホームページ等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及啓発を図る。

(3) 講演会・研修会の実施

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。

(4) 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまでは、わずかな時間しかないことから、東京管区気象台(熊谷地方気象台)及び県、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について、防災訓練等を通して周知するものとする。

第3 学校教育における防災教育

学校等(小中学校、保育所、幼稚園とする。以下同様。)における防災教育は安全教育の一環として各教科、総合的な学習の時間、特別活動など、学校等の教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校としての防災教育

全校的な防災意識の高揚を図るため、避難訓練を行うとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験の実施、AED 研修等のほか、埼玉県防災学習センター等での体験学習に努める。

2 教科等による防災教育

社会科や理科の一環として、風水害・地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する防災教育、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

第4 事業所等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市は、埼玉県央広域消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3節 防災訓練計画 【安心安全課】

全職員の防災意識の向上と実践的能力の醸成に努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るため、防災訓練を実施する。

第1 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と市民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

- 1 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 2 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 3 市民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 4 防災訓練の実施に当たっては、学校等、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 5 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に十分配慮するよう努めること。また、自主防災組織のリーダー研修や、女性の参画促進で組織の育成強化を図る。
- 6 防災訓練の実施に当たっては、夜間、休日の発災等、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ず実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第2 市が行う防災訓練

市は、県及び防災関係機関と連携し、また自主防災組織や自治会等の参加を得て訓練を実施する。

また、訓練後において訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、次期の訓練計画への反映、また必要に応じ応急体制の改善、市防災計画の見直し等を行うものとする。

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関の緊密な連携協力のもとに、地区活動拠点である小学校等を会場とし、総合的な防災訓練を実施し、市民及び自主防災組織等関係組織の参加を求め、避難誘導、救急救出、消火、避難所開設・運営、情報伝達等の防災活動を行い、防災に関する協力と理解を深め防災体制の強化を図る。

2 地域密着型防災訓練

(1) 避難所開設準備訓練

避難所開設要員及び自主防災組織を対象に、各地区活動拠点において段ボールベッドの組立、受付の設置、発電機の取扱い訓練等を実施する。

(2) 避難所運営委員会の準備訓練

避難所開設要員、自主防災組織及び学校施設管理者を対象に、各地区活動拠点において避難所開設及び運営に関して役割分担や手順の確認等を実施する。

3 市職員の防災訓練

(1) 職員の動員訓練

災害発生時にあらゆる条件下においても迅速に本部体制が確立できるよう、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、また勤務時間内外の条件を加味した訓練を実施する。

(2) 職員の情報収集訓練

動員訓練に併せ、参集ルート沿いの被害状況、避難状況等の情報の収集訓練を実施する。

(3) 市本部の図上訓練

- ① 災害対策本部の状況判断、意思決定及び各部の対応等を訓練するため定期的に図上訓練を行う。
- ② 県及び防災関係機関から各種災害情報の収集、また県等への被害報告、応援要請等が迅速に実施できるよう、県が実施する図上訓練に積極的に参加する。

第3 地域における防災訓練

1 自主防災組織が実施する訓練

自主防災組織は、自主的に防災訓練を開催し、消防職員等に必要な防災指導を受け、災害発生直前、又は災害発生初期に地域で市民による適切な防災活動が実施できるよう、実践的な訓練を行うものとする。

実施の際には、地域内の避難行動要支援者等の積極的な参加を得て、避難誘導等の必要な支援を行う。

また、市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

避難所開設・運営訓練は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、地域の集会所等を活用し、感染症対策に配慮した訓練を実施するものとする。

2 防火管理者が実施する訓練

専門学校等、病院、工場、事業所その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火訓練、避難訓練等を実施する。

3 児童生徒の避難訓練

学校等の施設管理者は、児童生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

第4節 防災活動拠点等整備計画 【安心安全課、都市整備部関係課】

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市庁舎の防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつける緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。加えて、ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（市本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難者収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。輸送拠点については、民間事業者の輸送拠点ノウハウを活用するため、配送事業者との協定の締結を含め、輸送拠点の活用を推進する。

第1 防災活動拠点の整備

1 防災活動拠点の指定

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

市の防災活動拠点

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 災害対策活動拠点 | ⇒ 市庁舎 |
| (2) 本部代替拠点 | ⇒ 桶川サン・アリーナ |
| (3) 地区活動拠点 | ⇒ 小学校 |
| (4) 避難拠点 | ⇒ 指定一般避難所 |
| (5) 福祉避難拠点 | ⇒ 老人福祉センター（総合福祉センター内）、保健センター |
| (6) 物資備蓄拠点 | ⇒ 桶川市防災倉庫 |
| (7) 物資集積拠点 | ⇒ 桶川サン・アリーナ |
| (8) 物流拠点 | ⇒ 道の駅（仮称）おけがわ |
| (9) 一時滞在施設 | ⇒ 市民ホール |
| (10) 広域一時滞在提供施設 | ⇒ 指定一般避難所及び総合福祉センター |

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧
○飛行場場外離着陸場一覧

2 防災活動拠点の整備

(1) 施設・設備等の整備推進

災害対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(2) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

(3) 要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、一時的な避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(4) 備蓄の推進

市の防災活動拠点に、避難所開設時に必要な生活必需品、非常用自家発電機、段ボールベッド、簡易トイレ等の備蓄を推進する。

(5) 大規模災害時代替オフィス機能の確保

東日本大震災では、津波災害ではなく、地震動で自治体庁舎が倒壊する事例もみられた。桶川市直下型地震等で市庁舎、桶川サン・アリーナが同時に被災するケースも想定されるため、市民ホール、保健センター、各小中学校など、耐震性が確保された公共施設において、大規模災害時代替オフィス機能の確保を図るため、情報基盤など必要な整備を行う。

(6) 道の駅の防災活動拠点としての活用

道の駅については、道路利用者の緊急避難場所としての機能のみならず、救援物資の物流拠点、応援部隊等の活動拠点などとして活用し、防災機能強化を推進する。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

1 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

(1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

(2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

① 県本庁舎

② 県地域機関庁舎

③ 市町村庁舎

④ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校、災害拠点病院等）

⑤ 着岸施設（河川）

(3) 市域における県指定緊急輸送道路

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

図表 1-24 市域における県指定緊急輸送道路

種別	道路種別	路線名	区間	道路管理者
第一次特定緊急輸送道路	国管理道路	国道 17 号	北本市境～上尾市境	国土交通省
第一次特定緊急輸送道路	高速道路	首都圏中央連絡自動車道	久喜市境～川島町境	東日本高速(株)
第一次特定緊急輸送道路	国管理道路	国道 17 号上尾道路	桶川北本 IC～上尾市境	国土交通省
第一次緊急輸送道路	主要地方道	川越栗橋線	久喜市境～川島町境	埼玉県
第一次緊急輸送道路	国管理道路	国道 17 号上尾道路	桶川北本 IC～北本市境	国土交通省
第二次緊急輸送道路	一般県道	鴻巣桶川さいたま線	北本市境～上尾市境	埼玉県
第二次緊急輸送道路	市道	市道 20-2 号線	下日出谷東 3 丁目 3-5 地先～上日出谷南 2 丁目 37-6 地先	桶川市
第二次緊急輸送道路	市道	市道 1-4 号線	上日出谷南 2 丁目 38-9 地先～泉 2 丁目 346-5 地先	桶川市
第二次緊急輸送道路	市道	市道 1-3 号線	泉 1 丁目 341-1 地先～泉 1 丁目 336-5 地先	桶川市

2 市による緊急輸送道路の指定検討

市は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、市域の県指定緊急輸送道路と市の防災活動拠点（前記 第1 1 「防災活動拠点の指定」参照）を結ぶ市道、また市の防災活動拠点同士を結ぶ市道を市の緊急輸送道路として指定することを検討し、拡幅等の必要な整備を推進する。

3 緊急輸送道路等の整備

(1) 道路の整備

市は、県指定緊急輸送道路については、道路管理者に拡幅等の整備を促進するよう要望するとともに、市道については「桶川市後退用地整備要綱」等に基づく狭あい道路の解消を、私道については「桶川市狭あい道路改善事業制度要綱」等に基づく狭あいな私道の拡幅や整備を促進する。

(2) 道路障害物除去体制の構築

災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平常時から道路障害物を除去し交通を確保することについて、各道路管理者や桶川市建設業協会等と協力体制の構築に努める。

(3) 沿線地域の不燃化、耐震化

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努める。

(4) マンホールの耐震化

市は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

第5節 災害情報体制の整備計画 【企画調整課、安心安全課】

東日本大震災では、電話回線の途絶や、停電等により情報通信機器が使用できなくなるなどの被害が発生する一方、地震の影響を受けにくい衛星通信や、ツイッターなどインターネットを活用した新たなメディアが通信手段として大きな役割を果たした。

大規模災害時にも機能しうる通信体制を確保するため、多様な通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備はもとより、これらの設備を平常時から運用して通信業務に慣れさせるなどのソフト面の充実を図り、災害に強い情報通信ネットワークの構築を図る。

第1 通信設備の現況

電話やインターネットなど、災害時の通信手段として、現在、運用しているものは、次のとおりである。現在、携帯電話を含む加入電話が日常生活に広く普及しているが、災害時には、対県は、県消防防災行政無線が、職員相互間及び対市民は、市防災行政無線が、対消防団は、消防団無線が主要な通信手段となっている。

1 県など防災関係機関との通信手段

- (1) 県災害オペレーション支援システム
- (2) 県防災行政無線システム（地上系・衛星系）
- (3) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (4) 総合行政ネットワーク（LGWAN）の電子メール機能
- (5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

2 職員相互間の通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
 - ② MCA 無線（基地局：2 局、車載型：15 台、携帯型：10 台）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

3 消防団と市との通信手段

- (1) 消防団無線設備：25 台
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

4 市民と市との通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (3) 防災情報メール
- (4) 災害時情報伝達システム

第2 情報通信設備の安全対策

災害時に災害オペレーション支援システム等が十分機能し活用できる状態に保つために、次のような安全対策を講ずるものとする。

1 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、停電時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保しておく。

2 地震動に対する備え

災害オペレーション支援システム等は、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

3 通信回線のバックアップ化

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

4 整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第3 情報収集伝達体制の整備

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、情報収集伝達体制を整備し、様々なメディアを活用した通信体制を整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の選定、報告用紙の準備、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

また、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

2 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、報告に当たる、災害情報の総括責任者を選任する。

3 衛星携帯電話の活用

一般の固定電話・携帯電話で輻輳が発生している時も、その影響を受けることなく通信できる衛星携帯電話の確保を図る。

4 桶川市防災情報メールの活用

桶川市防災情報メールは、市民の携帯電話・パソコンに緊急地震速報等の防災情報を発信するものとして活用されており、市民への一層の普及を働きかける。

5 市防災行政無線の整備

災害時の職員相互間、対市民の主要な情報通信施設である市防災行政無線（同報系・MCA 無線）の整備を進める。

6 SNS の活用

ツイッター、LINE、フェイスブックなどインターネットを活用した情報収集を図る。

7 情報集約システムの活用

桶川市防災情報集約システムにより、迅速に気象情報や河川情報などを収集し、適切な避難等の判断を行うために活用する。

8 桶川市情報伝達システム

桶川市災害時情報伝達システムにより、災害発生時に自主防災組織等に対して、地域住民の迅速な避難行動につなげるため、避難情報や避難所開設情報等を固定電話等に一斉に配信する。

9 Wi-Fi の整備促進

指定避難所を中心に、Wi-Fi によるインターネットアクセスが可能となるように、Wi-Fi 環境の整備を促進する。

第6節 避難予防対策 【安心安全課、学校支援課】

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難予防対策を策定する。

第1 避難予防対策の策定

1 避難予防対策等の策定

災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難予防対策を策定する。

避難予防対策作成上の留意事項

- (1) 避難等の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ① 給水対策
 - ② 給食対策
 - ③ 毛布、寝具等の支給
 - ④ 衣料、日用必需品の支給
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理・運営に関する事項
 - ① 管理・運営体制の確立
 - ② 災害ボランティアの受入れ
 - ③ 避難収容中の秩序保持
 - ④ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ⑤ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ⑥ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項
 - ① 収容施設
 - ② 給水施設
 - ③ 情報伝達施設
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
① 市報、掲示板、パンフレット等の発行	① 防災行政無線・広報車による周知
② 市民に対する巡回指導	② 避難誘導員による現地広報
③ 防災訓練等	③ 自主防災組織を通じた広報

2 風水害時の避難への準備

(1) 避難マニュアルの作成

市は洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 避難時の行動の周知

浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるものとするとともに、地域での安否確認など自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 避難とは「難」を避けることの周知

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

(4) 洪水等に対する市民の警戒避難体制の確立

- ① 市は、洪水予報河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。
- ② 洪水予報河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。
- ③ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

第2 発災前の避難決定及び市民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市は、東京管区気象台(熊谷地方気象台)など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、市民の避難に資する情報提供を実施するよう努める。

市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

第3 避難場所・避難所の整備

大規模災害が発生した場合、まず、落下物や延焼、浸水等の危険を回避するために、自主避難場所や指定緊急避難場所のオープンスペースに避難し、さらに雨風を避ける必要性や火災の延焼等のおそれがある場合、避難路を経由して広域避難場所や避難所へ避難する。

1 避難場所

(1) 自主避難場所

自主避難場所は、指定避難所又は指定緊急避難場所へ避難する前の中継地点で、市民が一定の地区単位で集団を形成し、一時的に避難して様子を見る場所であり、神社仏閣、地区内の公園又は空き地等を活用する。

(2) 指定緊急避難場所等

① 指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）

指定緊急避難場所は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、市民の一時集合・待機場所として使用する場所で、小・中・高等学校の校庭や施設の開放部分等を主体に市が想定される災害の種類（地震・洪水、大規模な火事等）ごとに、22 か所を指定している。

指定緊急避難場所の設置基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①～③の条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次の①～⑤の全ての条件を満たすこと
ア 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
イ 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。
エ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
オ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

② 広域避難場所の確保

「広域避難場所（平成16年国土交通省告示第767号の広域避難地）」は、市街地火災が延焼拡大し最悪の事態になったときに、輻射熱や煙・有毒ガスに対して、指定緊急避難場所にとどまることが困難な場合の避難場所として位置づけ、避難者が一時的に集合して延焼火災の様子を見る場所で、城山公園を活用している。

2 避難所

(1) 指定避難所

指定避難所は、住家を失った市民や帰宅できない市外からの来訪者等が一時的に生活を行う施設であり、学校、公民館などを活用し指定している。小・中・高等学校を主体に21か所を指定している。

指定避難所の設置基準

- ① 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。
- ② 情報の伝達を行いやすいこと。
- ③ 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- ④ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建築物（学校、公民館等）等を指定すること。
- ⑤ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ⑥ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有している施設であること。
- ⑦ 発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ⑧ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊

急搬出入アクセスが確保されていること。

- ⑨ 二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。環境衛生上、問題のないこと。

(2) 福祉避難所

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されている避難所として、福祉避難所を整備する。

福祉避難所には災対法第49条の7、同施行令第20条の6、同施行規則1条の9で定める指定福祉避難所と、災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定を締結している施設があり、このうち、指定福祉避難所は以下の基準に適合するものとして整備し、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨、その他市長が必要と認める事項を公示するものとする。

- ① 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【災対法施行規則第1条の9第1号】
- ② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【災対法施行規則第1条の9第2号】
- ③ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【災対法施行規則第1条の9第3号】

市における指定福祉避難所は、市域の東側に「老人福祉センター（総合福祉センター内）」を、また西側に「保健センター」の2か所を指定しており、さらに民間の福祉施設との協定締結を推進していく。

(3) 一時滞在施設

一時滞在施設は、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止した場合に、駅周辺に発生した滞留者が短期的に滞在する場所で、市民ホールを指定している。

一時滞在施設の設置基準

- ① 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。
- ② 情報の伝達を行いやすいこと。
- ③ 耐震性、耐火性に比較的優れていること。
- ④ 原則として公共建築物であること。
- ⑤ 駅に比較的近いこと。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

3 避難所機能の整備

(1) 通信施設の確保

災害時優先電話の登録、インターネット環境(Wi-Fi 設備等)の充実、無線通信機器の整備等を行

い、災害時の通信施設の確保に努める。

(2) 食料等の備蓄

小学校を中心とするコミュニティレベルの地区活動拠点として、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(3) 施設のバリアフリー化

要配慮者が利用しやすい障害者用トイレの配備、スロープ等の段差を解消するなど設備を整備する。

(4) プライバシー及び安全の確保

避難者のプライバシーや安全の確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮して避難所の生活環境を整備する。

(5) 福祉スペースの確保

指定避難所で要配慮者が生活するための専用スペースの確保に努める。

(6) 設備等の整備推進

小中学校等の避難所を中心に、計画的に防災備蓄倉庫、非常用自家発電機、冷暖房等の空調設備等の整備を図る。

(7) 小・中学校内の既存プールの活用

既存の水泳プールについては、プールの水を災害時の消火用水、市民の生活用水として活用する。

4 避難所運営体制の整備

(1) 自主的な運営体制の確保

大規模災害発生の際には、多数の避難所が同時に開設されることから、その運営を市職員がすべて対応することは困難である。そこで、避難が長期化する場合は、避難者による自主運営を原則とし、市はそのために必要なマニュアル、資機材を整備し、市民による自主的な避難所運営委員会の組織化を支援する。

(2) 災害ボランティアの役割

避難所におけるボランティアは、避難所運営委員会の構成員として位置づけ、物資の搬入、炊き出し及び防火・防犯活動等避難所の管理運営の支援活動を行う。

5 市民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所について、避難誘導標識等を整備するとともに、次のことについて市民に周知を図るものとする。

(1) 桶川市防災ガイドに示す指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所

(2) 避難の際の携行品

貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。

(3) 避難とは「難」を避けることであること

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと。

第4 防災上重要な施設の避難計画

学校等、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 1 学校等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
- 2 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校等及び教育行政機関においては、避難場所の選定、収容施設の確保及び教育、給食の実施方法等
- 3 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- 4 高齢者、障害者及び児童の施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- 5 高層ビル、駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- 6 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察、消防署との連携等

第5 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

1 防災体制の確立

(1) 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、桶川市立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(2) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、市、県及び防災関係機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(3) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(4) 防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

① 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

② 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

2 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

(1) 避難誘導の基本的な考え方

- ① 園児、児童生徒の生命の安全保持を第一とする。
- ② 園児、児童生徒の恐怖心を大きくしないように、避難誘導する者は的確な判断と毅然たる態度を保ち信頼を失わないようにする。
- ③ 平常時から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。

(2) 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、1か所だけでなく、第2、第3の避難経路及び避難場所を確保する。
なお、避難場所は、市指定の避難場所に加えて次のことを検討の上、確保する。

- ① 危険物保有施設の近くでないこと。
- ② 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- ③ 建物が倒れても安全な広さがあること。
- ④ 傾斜地でないこと。
- ⑤ 埋立て地でないこと。
- ⑥ 高圧線などが無いこと。
- ⑦ 深い穴、河川、低地付近でないこと。

(3) 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- ① 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むと同時に次の退避措置をとる。
- ② 緊急事態の際は、学級又は学年が教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- ③ 園児、児童生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。
- ④ 家庭への連絡と園児、児童生徒の引き渡しを確実にする。

第6 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのな
いよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置
を講ずるよう努めるものとする。

第7節 物資及び資機材等の備蓄計画

【安心安全課、健康増進課、桶川北本水道企業団】

大規模な災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

第1 備蓄の留意点

1 備蓄必要量の想定

県防災計画では、避難者用の食料備蓄数量として県と市それぞれに1.5日分以上、災害救助従事者用を県と市それぞれに3日分以上を課している。また、市民自らが行う備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標としている。避難者数は「埼玉県地震被害想定調査(平成24・25年度)」によると、市では最大10,870人（1日後）が想定されるので、必要備蓄数量は、避難者用が48,915食分、災害救助従事者用（令和4年7月現在の市職員数494名を参考とし、災害救助従事者数を500名とする。）が4,500食分となる。

そこで市では、食料備蓄の目標数量を53,500食分以上として計画の策定を行う。

2 既存施設の活用

防災備蓄物資は、地区活動拠点である小学校等の防災備蓄倉庫に備蓄しているが、同時に被災する危険性を回避するため、また速やかに避難者等に配布できるよう、備蓄拠点として既存の公共施設等を積極的に活用するなど分散備蓄に努める。

3 要配慮者や女性への配慮

食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や女性に配慮した品目を補充していく。

第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備

1 食料の備蓄及び調達体制の整備

(1) 食料の備蓄

① 基本事項

ア 実施主体

市、県、市民、市内事業者が行う。

イ 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

ウ 備蓄目標数量

備蓄数量は、市、県及び市民による備蓄を踏まえて、次のとおりに設定する。

（市民は、避難する際に食料を持ち出すものとする。）

図表 1-25 食料の備蓄目標数量

供給対象者	県	市	市民
避難者	1.5日分以上	1.5日分以上	3日分以上（推奨1週間分）
災害救助従事者	3日分以上	3日分以上	—
駅周辺帰宅困難者	1日分以上	—	—
		（合計 53,500 食分以上）	

エ 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものを備蓄し、可能な限り多様なニーズに対応するものとする。例示すると、次のとおりである。

主食品	アルファ化米、おかゆ、クッキー等
その他	保存水（ペットボトル）等

乳幼児や高齢者、障害者等の要配慮者の食事等には、特別の配慮が必要であるため、市は、口への入れやすさや日常生活に近い食事についても考慮し、食料の供給体制を整備する。また、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、県の支援を受け、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように努める。

② 備蓄場所

桶川市防災倉庫、地区活動拠点である小学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後も市内各地区の備蓄拠点の整備を検討する。

③ 食料の備蓄計画の策定

市は、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておく。

④ 食料の備蓄

①の基本事項における避難する市民のために、市が県と合同で備蓄する数量は3日分であるが、東日本大震災のような大規模・広範囲の災害が発生した場合には、避難所等への物資の搬入・入手困難や市場流通の混乱も予想されるほか、避難所に避難しないで被災住宅に留まることも予測されることから、市民に対しては各々3日分以上（推奨1週間分）の居宅での備蓄を行い、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入するよう、市ホームページ、市報等を通じて啓発する。

(2) 食料の調達

市は、あらかじめ食料の備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

① 食料の調達計画の策定

市は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定する。

② 食料の調達体制の整備

市は、現在、東京都武蔵村山市、栃木県真岡市、群馬県安中市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、山形県飯豊町や民間事業者と、食料等の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議しておくとともに、市内の食料生産者、農業協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

また、県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は要請を待たずに食料の供給を行うため、市及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

③ 食料の輸送体制の整備

ア 市は、現在、埼玉県トラック協会鴻巣支部や本田航空株式会社と、物資輸送に関する協定を締結している。

イ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関と十分に協議しておくとともに、市内の食料生産者、販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

ウ 物資輸送拠点→物資集積拠点→地区活動拠点間の端末地輸送のための体制（輸送調整所の設置、取り扱い要員の配置、必要な資機材の準備、連絡手段の確保等）を整備する。

④ 食料集積地の指定

市は、災害時に市内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、物資集積拠点である桶川サン・アリーナに集積する。

2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

① 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県がそれを補完していくものとする。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資販売の混乱により、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 備蓄目標数量

市の最大避難人口 10,870 人に対して、最低限、次に示す数量を備蓄することを目標とする。

図表 1-26 生活必需品の備蓄目標数量

供給対象者	県	市	市民
避難者	1.5 日分以上	1.5 日分以上	3 日分以上（推奨 1 週間分）
駅周辺帰宅困難者	1 日分以上	—	—

エ 備蓄品目

市民の基本的な生活を確保する上で必要な次のような生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレなどの衛生用品、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図っていく。

なお、生理用品、女性用の衣類など、女性に配慮した備蓄を進める。

備蓄品目の例

(ア) 寝具	(イ) 外衣	(ウ) はだ着	(エ) 身回り品	(オ) 炊事用品
(カ) 食器	(キ) 日用品	(ク) 光熱材料	(ケ) 簡易トイレ	(コ) 情報機器
(サ) 生理用品	(シ) 要配慮者向け用品	(ス) マスク	(セ) 消毒液	など

② 備蓄場所

桶川市防災倉庫、地区活動拠点である小学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後も市内各地区の備蓄拠点の整備を検討する。

③ 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。

④ 生活必需品の備蓄

市は、③の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

(2) 生活必需品の調達

市は、あらかじめ生活必需品の備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

① 生活必需品の調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

② 生活必需品の調達体制の整備

市は、現在、東京都武蔵村山市、栃木県真岡市、群馬県安中市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、山形県飯豊町や民間事業者と、生活必需品の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議するとともに、市内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

また、県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は要請を待たずに生活必需品等の供給を行うため、市及び県は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

③ 生活必需品の輸送体制の整備

ア 市は、現在、埼玉県トラック協会鴻巣支部や本田航空株式会社と、物資輸送に関する協定を締結している。

イ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関

と十分に協議しておくとともに、市内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

ウ 物資輸送拠点→物資集積拠点→地区活動拠点間の端末地輸送のための体制（輸送調整所の設置、取り扱い要員の配置、必要な資機材の準備、連絡手段の確保等）を整備する。

④ 生活必需品集積所の指定

市は、災害時に市内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、物資集積拠点である桶川サン・アリーナに集積する。

3 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 実施主体

原則として市及び桶川北本水道企業団が行い、県がそれを補完するものとする。

② 応急給水の対象

応急給水活動の対象は、上水道の給水が停止した断水世帯、避難所、緊急を要する病院等の医療機関とする。

③ 1日当たり目標水量

「埼玉県地震被害想定調査(平成24・25年度)」での市の最大断水人口は54,365人である。ただ、桶川市直下型地震が発生した際には市内のほぼ全世帯が断水することも十分想定されるため、市の人口に相当する75,000人規模の応急給水体制の整備を図る。被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

図表 1-27 1日当たり目標水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に必要な最小な水量
災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル/人・日	通常的生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常的生活に必要な水量

④ 品目

- ア 給水タンク
- イ ポリバケツ
- ウ 非常用飲料水袋
- エ その他

⑤ 備蓄場所

応急給水資機材は、桶川市防災倉庫、地区活動拠点等の防災備蓄倉庫に備蓄しているが、今後とも桶川北本水道企業団と連携して必要な応急給水資機材を備蓄していく。

(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、桶川北本水道企業団と連携して給水拠点の

整備、応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定する。

(3) 応急給水資機材の備蓄

市及び桶川北本水道企業団は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 応急給水資機材の調達体制の整備

市及び桶川北本水道企業団は、(2)の応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を求める。

(5) 給水タンク車による給水

桶川北本水道企業団は、近くに浄水場や給水所等がない地域においては、給水タンク車などで応急給水を行う。

(6) 検水体制の整備

市及び桶川北本水道企業団は、井戸、プール、防火水槽、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、災害時に水質検査を民間事業者等の協力を仰ぎながら実施する検水体制を整備する。

(7) 飲料水の調達体制の整備

市は、現在、東京都武蔵村山市、栃木県真岡市、群馬県安中市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、山形県飯豊町や民間事業者と、飲料水の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議しておく。

(8) 市民による家庭内備蓄

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日以上(推奨1週間分)のペットボトル等の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置きや雨水を貯水するよう、市報、市ホームページ等を通じて啓発する。

特にペットボトル等の飲料水は普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入するよう、市ホームページ、市報等を通じて啓発する。

4 応援等の協定の締結状況等

市は、大規模災害に備え、食料、生活必需品、飲料水の供給に関して、応援等の協定を締結している。また、物資の輸送に関しても関係業者と応援等の協定を締結している。

大規模災害時に必要な物資等を調達し、また輸送ができるよう、応援等の協定締結市町村・関係業者と防災訓練等を通じて応援要請方法の習熟、受入体制の確立等を図る。

また、今後とも必要な応援等の協定の締結を推進する。

資料編 ○災害時協定一覧

第3 防災用資機材の備蓄

1 基本事項

救助活動で使用する防災用資機材は発災直後に即時対応が可能な市が備蓄を行う。

(1) 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

(2) 目標数量

各指定避難所（指定福祉避難所含む）及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値を目安とする。

(3) 品目

- ① 間仕切り
- ② 簡易トイレ、組立トイレ
- ③ 救助用資機材（ボール、ジャッキ、のこぎり等）
- ④ 移送用具（リヤカー、担架等）
- ⑤ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ⑥ 発電機
- ⑦ 投光器

(4) 備蓄

救助活動で使用する防災用資機材は発災直後に使用できるよう分散されていることが望ましい。市では、防災備蓄倉庫に防災用資機材を備蓄している。自主防災組織や自治会についても更なる備蓄の推進を図る。

2 防災資機材等の備蓄計画の策定

市は、各指定避難所（指定福祉避難所含む）及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定する。

3 防災資機材等の備蓄

市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、また定期点検や防災訓練等を通じて災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

第4 医療品等の確保

市は、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄の推進を図る。また、災害時に医薬品、医療資機材等を提供してくれるよう、市内の販売業者、薬剤師会との協力体制の整備に努める。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

注）ランニング備蓄：医薬品等卸売業者との委託契約により、鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟膏、感冒剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、ガーゼ、包帯などを確保すること。

第5 石油類燃料の調達・確保

県は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平常時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努めている。

市でも、災害時に確実に必要な石油類燃料を調達・確保できるよう、独自の災害協定の締結や県への協力依頼等、調達計画を策定する。

第6 物資調達・輸送に関する訓練の実施

市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

第8節 医療体制等の整備計画 【安心安全課、健康増進課】

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時から災害発生直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の搬送体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第1 初期医療体制の整備

1 初期医療体制の整備

市は、桶川北本伊奈地区医師会、埼玉県北足立歯科医師会、埼玉県中央広域消防本部及び市内の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

(1) 救護所の設置

災害時は、地区活動拠点として指定されている7か所の小学校に救護所を設置する。災害の状況にあわせて救護所を増設するとともに、桶川北本伊奈地区医師会に対し、救護所への応援を依頼し、不足する場合は救護所への医療救護班の派遣を要請する。

市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平常時から桶川北本伊奈地区医師会等と協議を行っておく。

(2) 医療品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関、桶川市薬剤師会等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援できるよう、埼玉県中央広域消防本部が定期的実施する普通救命講習等の受講を啓発する。

第2 後方医療体制の整備

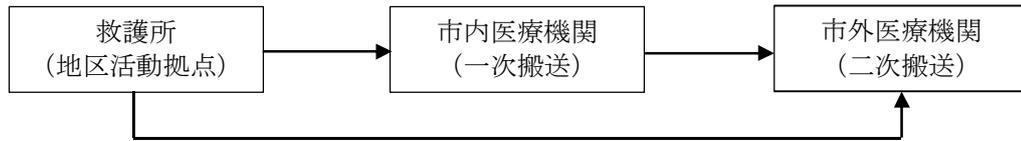
1 後方医療支援体制の確立

市は、救護所や市内医療機関では対応できない重症者等を受け入れる等の後方医療支援の体制について、県、関係医療機関との協議の上、確立を図る。

2 搬送体制の整備

救護所から市内医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外医療機関への搬送（二次搬送）について、市有車両、救急車やヘリコプター等を利用した搬送手段、輸送順位及び輸送経路を、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

図表 1-28 後方医療機関への搬送の流れ



資料編 ○災害時協定一覧

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が発生した場合、医師及び看護師の不足並びに医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。このため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と応援協定を締結しているが、引き続き県内外の他市町村と災害時における医療協力体制の整備を図る。

2 応援要請のための連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医療品及び医療資機材の調達等すべての医療救護面において、広域的な応援協力要請について連絡するための連絡網の整備を図る。

資料編 ○災害時協定一覧

第9節 水害予防計画 【道路河川課、下水道課】

市は、首都圏40kmにあつて、年々都市化が進むなか、保水・遊水機能を持つ田畑等の減少や、水田から畑への転換などで冠水被害を招いている状況がある。近年、記録的な豪雨により、市においても、水害の危険性は高まっている。カスリーン台風時のような荒川や利根川の堤防決壊は、河川改修が進んだ今日でも起こりうる。

過去の水害を教訓に、河川、下水道の整備に加え、調節池の設置、雨水流出抑制施設の普及、地盤沈下対策など、総合的な治水対策を推進する。

第1 河川改修事業の促進

江川、赤堀川、元荒川の早期改修を国及び県に要望していく。

高野戸川については、上流部は土地区画整理事業、民間開発等により急速に都市化が進行している。当面は、下流部の合流先である赤堀川の暫定計画との整合を図り、上流部の市街地は、雨水流出抑制施設等も組み入れた治水対策を行っていく。

石川川については、城山公園下流部の自然環境を生かした治水対策を行っていく。

第2 下水道の整備

市の下水道事業は、汚水、雨水分流方式により、埼玉県荒川左岸北部流域下水道の関連都市として、昭和56年から供用を開始し、令和3年度末現在、処理開始面積は802.23ha、整備率は97.7%となっている。一方、雨水については、一級河川の江川、普通河川の鴨川、芝川都市下水路、東部都市下水路等により排水しているが、現在も都市下水路は整備促進の途上にある。

内水の危険を排除するため、下水道（雨水排水）基本計画に従い、幹線排水路と排水機場の整備を推進する。

第3 雨水流出抑制施設の整備

都市河川では、雨水が一度に低地や河川に集中するため、雨水を一時的に貯留し、河川の水位が下がったときに徐々に排出して流量を調節する機能が必要である。

市は、民間の開発等に関して適正な指導を実施し、雨水排水について流出を抑制する施設整備を誘導する。

第4 地盤沈下対策

地盤沈下は、地盤高の低下による低地の浸水危険性の増加、不等沈下による排水不良、土木構造物や建築物の基礎の耐久性劣化等の誘因となるものである。このため、広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる諸対策の実施に努める。

第5 市民の水防への関心の喚起

洪水ハザードマップなどを活用し、水害の履歴や、水防警報・洪水予報の内容、浸水想定区域の範囲などを周知し、市民の水防への関心を高め、被害の軽減を図る。

第6 重要水防箇所への監視

市は、平常時から、重要水防箇所等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な処置を求める。

第10節 竜巻等突風予防計画 【安心安全課】

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

2 竜巻対応マニュアルの作成

学校等における防災教育を通じ、竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育て、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

また、竜巻発生時に園児や児童生徒の安全を確保するため、安全管理運用体制の充実を図る。

3 竜巻関係の気象情報について普及啓発

市は、熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

第2 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しくどこでも発生可能性がある。市は、竜巻等突風による物理的被害を軽減させるために、公共施設や学校、公共機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策に努める。

第3 竜巻等突風対処体制の確立

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻注意報発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第4 情報収集・伝達手段の整備

1 市民への伝達手段

防災行政無線、防災情報メールなど使用可能なあらゆる手段を使用する。

2 目撃情報の活用

市や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

第5 適切な対処法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。県及び市は、ホームページや市報等で、対処法をわかりやすく掲示する。

竜巻から命を守るための対処法

- 1 頑丈な建物への避難
- 2 窓ガラスから離れる
- 3 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 4 避難時は飛来物に注意する

第11節 雪害予防計画 【道路河川課、安心安全課】

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

第1 道路交通の確保

市及び防災関係機関は、災害対応や流通の確保のため、優先的に除雪すべき箇所及びルートを選定して除雪優先順位を明確化した道路施設除雪計画を整備し、重要箇所の除雪に関する協力体制についても検討を行う。その際、除雪作業を依頼する可能性のある業者の除雪能力の把握にも努める。

また、降雪による交通規制の状況や除雪作業状況等を周知する体制の整備を図る。

通行止め実施時の迂回計画の策定を防災関係機関間で検討する。

第2 公共交通の確保

公共交通を確保するため、各交通機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための運転計画及び要員の確保等について検討する。

第3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、防災関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について検討する。

第4 その他

市及び防災関係機関は、大雪時の情報収集伝達体制や広報体制等について一般の災害時における予防対策に準じて検討する。

また、市は雪捨て場について、事前に候補地を検討しておく。

第12節 火災予防計画 【安心安全課、埼玉県央広域消防本部】

市は、埼玉県央広域消防本部と連携して、消防施設の整備・充実、消防団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

第1 消防力の強化

1 消防組織の整備充実

(1) 常備消防力の強化

常備消防力は、3市による広域で、1本部、3消防署、6消防分署を有し、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

これらの消防力を、災害発生時に最大限有効に活用するため、警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。

(2) 消防団の強化

桶川市消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。災害時に現有1消防団本部・10消防分団182名(令和4年4月1日現在)の消防団員が効果的に防災活動を行うよう、平常時から技能向上を図るべく教育訓練を実施する。

また、近年の社会環境の変化により、消防団員の減少は全国的な傾向であるが、市においても、市域外への通勤者が増えるなど団員確保に困難を来している。

このため、これらの確保策として、次の事項を推進する。

消防団員の確保策

- ① 団員の処遇改善
- ② 中核となる団員の育成、団員の資質向上の推進
- ③ 女性消防団員の加入促進
- ④ 消防団装備の機械化、軽量化

(3) 大規模局地的な災害での消防団分団間の応援体制の確立

荒川や利根川の堤防決壊、首都直下型地震など、大規模な災害のうち、市内での被災地域が局地限定的である場合は、消防力を被災地域に集中することが、迅速な応急対策のために効果的である。このため、こうした災害を想定し、分団間の応援体制の確立を図る。

2 消防施設等の整備充実

市は、消防力の現勢等を把握し、埼玉県央広域消防本部と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図るものとする。特に、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。

また、同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、各種警報・災害情報の伝達及び出動し

た消防団への指令、災害現場における情報の収集等消防活動の迅速かつ的確を期するため、通信網を拡大強化して増強整備を図る。

資料編 ○消防用水利現有状況

3 点検整備計画

市は、災害発生時に消防活動が迅速に実施できるよう、平常時から消防機械器具等の点検整備、消防訓練等を実施する。

また、機械器具置場、資機材及び消防ポンプ自動車を計画的に更新整備していく。

4 応援協力体制の確立

大規模災害の発生に際して、市のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び防災関係機関等との間の協力体制を確立しておく。

特に、市と埼玉県央広域消防本部、県が連携して、「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の受入れ体制づくりに努める。

第2 火災発生原因の制御

1 防火・準防火地域の指定

市内では、駅西口地区の市民ホール・西口公園を含めた7.4haが防火地域、下日出谷東地区4.0ha及び加納原地区6.7haの計10.7haが準防火地域に指定されている。今後も、市街地における火災の危険を防除するため、比較的大規模な建築物が集合しているなど、火災危険率が高い市街地を中心に、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定に努める。

また、延焼防止空間や、避難場所、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定に努める。

2 建築物の不燃化の促進

老朽度の著しい、又は構造上危険と判定される建築物については、年次計画により鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐火構造建物へ改築を図る。

3 防火管理者制度の効果的な運用

埼玉県央広域消防本部は、学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

4 査察指導の強化

埼玉県央広域消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な

立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

特に、学校や事業所等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の危険性のある化学薬品の分離保管、引火性の化学薬品の火気器具からの分離保管、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

5 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物（消防法第8条の2。高さ31mを超える建物）、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

第3 市民・事業所の火災予防活動の展開

1 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及浸透させるため、市は埼玉県央広域消防本部、桶川市消防団と連携・協力して、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

2 一般家庭に対する啓発

市報等を通じ、また埼玉県央広域消防本部と連携して、一般家庭に対し適切な住宅用火災警報器等及び消火器等の普及を図り、これらの器具の取扱い方を指導するとともに、風呂水のくみ置き等を奨励し、初期消火のための体制づくりを図る。

3 地震火災の知識の普及

地震時における出火要因として最も大きいものは、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。また、地震では、倒壊家屋や避難中の留守宅で、復旧した電気による過熱を出火原因とする火災も発生している。

こうした地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び市報等を通じて、次の事項等について、知識の普及を図る。

地震火災予防の知識

- (1) 地震時には、必ず火を消す。
- (2) 一般火気器具の周囲に可燃物を置かない。
- (3) 過熱防止機構、対震自動ガス遮断装置の付いた製品を利用する。
- (4) 灯油ストーブ等の対震自動消火装置は、タールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (5) 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。

4 地域住民の初期消火力の強化

大規模災害発生時には消防力にも限界があり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かうための組織として、自治会等を単位とする自主防災組織を充実する必要がある。

このため、災害時に有効に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、市民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、埼玉県央広域消防本部及び桶川市消防団と一体となった火災発生防止のための活動体制の確立を図る。

5 事業所の初期消火力の強化

災害発生時に事業所独自で行動できるよう、自衛消防組織の育成強化を図る。また、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から災害時における初期消火等について具体的な対策計画を作成させるとともに、防火管理者研究会等を通じて各種訓練を実施し、防災行動力の向上を図る。

6 地域住民と事業所の連携

地域住民と事業所と合同で、初期消火訓練や避難誘導等の防災訓練を実施し、また自主防災組織のリーダーと事業所の防災担当者と災害時における協働で実施する業務等について話し合う等、連携協力体制の確立を推進し、地域における防災力の強化充実を図る。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備する。

第13節 危険物等災害予防計画 【安心安全課、埼玉県央広域消防本部】

埼玉県央広域消防本部は、地震による危険物貯蔵取扱施設の災害を未然に防止するため、危険物貯蔵取扱施設、高圧ガス施設（液化石油ガス法対象施設に限る）に対して、消防法等に基づく立入検査を実施し、保安施設等の不備欠陥事項を改善させるとともに訓練の実施を指導し、自主保安体制の強化を図る。

第1 危険物施設

1 施設の現況

市内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○危険物施設一覧

2 災害予防対策

埼玉県央広域消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、危険物施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

(1) 消防法等の規定による指導・立入検査

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 危険物取扱者制度の効果的な運用

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ② 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等の保安教育の受講を徹底させる。

(3) 施設、取扱いの安全管理

- ① 施設の管理に万全を期するため、危険物取扱者等の選任を指導する。
- ② 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成、遵守を指導する。

第2 高圧ガス施設（液化石油ガス法対象施設に限る）

高圧ガス施設は貯蔵、取扱うガスにより可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており、消防機関の活動も自ずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、県を中心に、市、埼玉県央広域消防本部も連携しながら、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

(1) 高圧ガス保安法の規定による検査・命令

- ① 高圧ガスの販売・貯蔵、移動及び消費等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- ② 警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導に当たる。

(2) 保安講習等の実施

埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配布し、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

(3) 施設の安全管理

高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第14節 文化財災害予防計画 【文化財課】

国民共有の文化遺産である文化財を災害から保護するため、防災対策を推進するとともに、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めていくものとする。

第1 文化財の現況

市内において、防火防災を必要とする国、県及び市指定の文化財は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○指定文化財一覧

第2 文化財の災害予防対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の収蔵・保管体制の整備

市は、文化財の収蔵・保管体制の徹底を図るため、埼玉県央広域消防本部と連携して、次の事項の指導等を行う。

- (1) 文化財防災への普及徹底のための啓発・教育活動
- (2) 保管施設の立地環境及び構造の調査（文化財の位置と危険箇所等の調査）
- (3) 収蔵・保管施設の耐震・免震化
- (4) 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

3 防火体制の整備

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項の指導等を行う。

- (1) 防火管理体制の整備
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 火気使用の制限
- (4) 火気への厳重警戒、早期発見及び発生時の迅速な対応
- (5) 自衛消防組織体制の整備
- (6) 防災訓練の定期的実施
- (7) 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化
- (8) 消防設備（消火器、放水銃、スプリンクラー、防火水槽、消防用水等）の整備強化
- (9) 避雷設備の整備、耐火構造（防火壁、防火扉、通路等）への転換、整備
- (10) 文化財に対する防火思想の普及のための広報活動
- (11) 所有者に対する啓発
- (12) 管理保護についての助言と指導
- (13) 防火施設に対する助成

4 災害発生時の緊急的保護体制づくり

市は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、平常時から次の措置を行う。

- (1) 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備
- (2) 防災関係機関との連絡網の整備
- (3) 隣接する地方公共団体との支援体制づくり

第15節 農作物被害予防計画 【農政課】

各種災害（風水害、凍霜害、雪害）による農作物等の被害の減少を図り、農家経営の安定を図るため、指導体制の確立に努める。

第1 凍霜害等の予防対策

1 市の措置

- (1) 市は、県防災行政無線システム等により霜注意報など各種注・警報等の伝達があった場合に、さいたま農業協同組合等関係団体及び関係農家に適切に連絡できるよう、伝達体制を確保する。
また、気象庁発表の長期・短期予報等により、予想される被害の防除技術については、県及びさいたま農業協同組合と連絡を密にし指導・推進する。
- (2) 市は、各種災害が発生した場合に、被害の実態を迅速に把握できるよう、県及びさいたま農業協同組合との協力体制の確立に努めるとともに、各専門項目について関係農家に技術的対策の周知・指導ができるよう、防災関係機関との協力体制の確立を図る。

2 さいたま農業協同組合の措置

さいたま農業協同組合は、市と一体となって次の事項を行う。

- (1) 凍霜害の防除技術の普及を図るとともに、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また必要な対策が実施できるよう、実態把握体制の確立を図る。
- (2) 熊谷地方気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように努めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。
なお、気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、テレホンサービス（177番）によっても把握できるため、被害発生のおそれがある気象状況の場合にはテレホンサービス（177番）を活用することを関係農家に対して周知を図る。

第2 営農基盤の防災力の強化

農地の冠水を防御するため、排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の悪化並びに排水能力の低下等に伴う冠水被害の増加を考慮し、ほ場整備事業並びに河川の改良、改修により排水能力の拡大を図る。

第16節 道路災害予防計画 【都市整備部関係課】

地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋梁の落下、擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第1 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

2 道路施設等の整備

(1) 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

- ① 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ② 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④ 他の道路管理者と連携し、又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(2) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

2 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、本章第5節「災害情報体制の整備計画」に準ずる。

第3 災害応急体制の整備

1 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

2 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ防災関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から防災関係機関との連携を強化しておく。

第4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、本章第4節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等防災関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。

第17節 防災都市づくり計画 【都市整備部関係課、安心安全課】

大規模災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える避難場所、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめとする都市の防災構造化を推進し、桶川市国土強靱化計画に即した災害に強い都市づくりに努める。

第1 防災都市づくりの基本

市民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、計画的な市街地の整備を推進していく。

また、防災都市づくりは、市街地整備などのハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりなどのソフト施策が重要である。

このため、市は、各地区で組織されている自主防災組織の育成・強化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。

防災都市づくりの基本的考え方

- 1 市街地の実情に応じた都市防災計画を策定し、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。
防災都市づくり計画は、主に災害予防のための都市づくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するための都市づくりも視野に入れた計画を検討する。
- 2 防災面から見て、市街地の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- 3 震災等の広域災害に対しては、避難場所の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。
- 4 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与する都市づくりを行う。
- 5 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を図る。
- 6 市庁舎の軽油による自家発電設備に加え、太陽光発電設備等の複数の電源装置から電力供給が行えるよう電源の多重化や分散化に向けた基盤の整備を行う。

第2 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペースを確保する。

1 公園の整備

都市公園は、市街地において緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時には延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を有している。

このため、植樹等の必要な整備を図るとともに、地域の中核的な防災活動拠点となる都市公園については、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

2 緑地・農地の保全

都市近郊の緑地及び市街化区域内農地は、大規模火災発生時における延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用など重要な役割が期待されるため、保全等を促進していく。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

3 道路の整備

災害時において道路は、市民の避難路、緊急物資の輸送ルート、救援・救護、消防活動等とともに、火災の延焼防止を果たすなど重要な防災機能を有している。

このため、「桶川市後退用地整備要綱」や「桶川市狭あい道路改善事業制度」を活用して狭あい道路の拡幅事業を推進するとともに、生活道路のブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消に努め、避難路の安全化を図る。

また、県及び一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

4 延焼遮断空間の整備・地区骨格道路の整備

延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区において、都市計画道路の早期完成を促進して、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

第3 風水害に強い都市づくり

市の気象条件、地勢地質土地利用の現状等を考慮して、風水害に強いまちづくりを行う。

1 治水対策

(1) 河川の改修

河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸などを行う。

(2) 調節池の建設

洪水をすべて河道に集めるのではなく、調節池により流量の軽減を図る。

(3) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

① 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知される。

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

図表 1-29 指定・公表されている洪水浸水想定区域

国管理河川	利根川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、烏川、神流川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川
他県管理河川 (群馬県)	石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

これ以外の河川についても、市庁舎等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報が提供される。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

② 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市長は、洪水浸水想定区域等の事項を市民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

③ 洪水ハザードマップの作成

市は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する市民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めるものとする。

(4) 内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から市民の生命や財産を守るため、下水道等の整備を推進し、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

2 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

(1) 道路の維持補修

市管理道路の実延長は437.8km（令和3年4月1日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

(2) 橋梁の維持補修

市管理橋梁総数66橋（令和3年4月1日時点）で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。

第4 地震に強い都市づくり

1 一般建築物の耐震化の促進

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における次の(2)以降の耐震化対策を積極的に進めていく。

(2) 木造建築物の耐震化の推進

市は、昭和56年5月31日以前の一定の条件を満たした木造建築物を対象に、「桶川市既存木造住宅耐震化事業（補助制度）」を実施している。

市報等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造住宅の耐震化を推進し、震災に強いまちづくりを形成する。

(3) 耐震化に特に配慮すべき施設

市は、駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

(4) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため、市で行っている無料の簡易耐震診断をはじめ、県及び建築関連団体と協力し、相談窓口を設置する。

(5) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

2 窓ガラス等の落下物防止対策

市は、地震発生時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物による危険を防止するため、必要により県に対して次の対策を実施するよう依頼する。

(1) 落下物防止対策の実施

駅前周辺等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査

の実施を指導し、その結果の報告を求める。

(2) 落下物防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

3 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、県と連携し、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(1) 市街地内のブロック塀の実態調査

市は、県と連携して避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査等を実施し、倒壊危険箇所の把握を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、県と連携してそれぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(3) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

市は、ブロック塀を設置している市民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(1)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては、改修及び生け垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

(4) 発災時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化対策

緊急輸送道路、避難場所、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の対策を講じる。

① 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化を促進する。

② 避難場所、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進する。

4 空き家対策

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う。

5 自動販売機の転倒防止対策

(1) 市は、県と連携し、市が管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(2) 市は、県と連携し、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

6 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、飲料水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

第5 土砂災害の予防

1 土砂災害危険箇所の把握

市は、市域の大半がほぼ平坦な台地となっているため、市内に、土砂災害警戒区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害危険箇所として指定された地域はない。しかし、市は、市内の巡視等により、これらの危険区域の条件に満たない地域であっても、土砂災害の危険性があると考えられる地域の把握に努める。

2 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合、避難指示と同様に、防災関係機関及び市民に、その内容を周知する。

第18節 要配慮者安全確保計画

【安心安全課、高齢介護課、障害福祉課、子ども未来課、社会福祉課】

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、障害者など災害対応能力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人などが災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者の防災対策を推進する。

第1 要配慮者等に係る定義

1 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等が想定される。

2 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

3 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、桶川市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係者。

第2 在宅の避難行動要支援者対策

1 要配慮者の実態把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報と、桶川市社会福祉協議会、自主防災組織又は自治会等が把握している情報を集約する。難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

なお、把握に当たっては、要配慮者等のプライバシーには十分に配慮する。

2 避難行動要支援者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

市では、避難行動要支援者の範囲を、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方と定める。

- (1) 要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみ

で該当する者は除く)

- (3) 療育手帳④、Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) その他希望者の方(市長が支援の必要があると認めた方)

3 避難行動要支援者名簿の作成

市では、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。避難行動要支援者名簿には、次の項目を記載する。

避難行動要支援者名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前項各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

留意事項

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、桶川市社会福祉協議会、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- (2) 避難行動要支援者名簿については、死亡、転出入、要件の変化等により対象者に変更があるため、随時又は定期的に精査することが必要である。
- (3) 災害規模によっては、停電等で市の機能が著しく低下することが考えられることから、電子媒体での管理に加え、紙媒体での保管も並行して行う。
- (4) 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査する。

4 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

5 避難行動要支援者名簿の事前提供

市は、避難行動要支援者の同意を得て、同意を得られた避難行動要支援者に関する情報に限り、平

常時から避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、桶川市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等）へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、避難支援等関係者への情報提供の同意について、避難行動要支援者等に働きかける。

6 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

7 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、別途定める要綱に従って避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供する。
- (2) 災害対策基本法により、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所への保管など、厳重な管理を行うよう指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 提供した避難行動要支援者の名簿の取り扱い状況について、定期的な報告を求める。
- (7) 避難行動要支援者名簿の名簿情報を最新の状態に更新するなどして、提供した避難行動要支援者名簿の差し替えを行う際には、提供した避難行動要支援者名簿を遅滞なく返却するよう求める。なお、避難支援等関係者に該当しなくなり、避難行動要支援者名簿の提供を受けることが非該当となった場合も同様とする。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、名簿の適切な情報管理を図ることを目的とした個人情報の取り扱いに関する研修を実施するよう努める。

8 個別避難計画の作成

- (1) 防災担当部局である環境経済部と福祉・医療担当部局である福祉部及び健康推進部は、避難行動要支援者名簿の作成等を通じて情報の共有化を図るとともに、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。
- (2) 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。
- (3) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画と

の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

9 要配慮者に配慮した都市づくりの推進

市は、県と連携して路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備を推進するとともに、車椅子使用者にも支障のない避難場所・避難所出入口付近等のスロープ化、障害者用トイレの設置、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置など要配慮者に考慮した防災基盤整備を促進する。

10 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

11 避難誘導體制の整備

避難訓練を通じ、また自主防災組織の育成に当たって、地域住民等の協力を得て避難行動要支援者の支援員等を確保するなど、地域ぐるみの避難誘導體制の整備を図る。

12 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、市報、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対して要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

13 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立する。

(2) 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(3) 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に対し、地域団体や見守りネットワーク協力事業者との連携により情報共有等に努める。

14 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやFAXの設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所で

の良好な生活環境の整備を図る。

15 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備

多数の被災者が避難する避難所では、高齢者や障害者などの特別の配慮や援助を必要とする要配慮者は、生活スペースの確保や救援物資の受取り等においても困難な状況におかれやすい。

このため、市は、社会福祉施設への緊急一時受け入れに備え、次の施設を福祉避難所として指定している。福祉避難所として活用できるよう、必要な設備の整備、またホームヘルパー等の支援要員の確保等を推進していく。

図表 1-30 指定福祉避難所

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	桶川市末広 2-8-29 (総合福祉センター内)	728-1122
保健センター	桶川市鴨川 1-4-1	786-1855

(2) 福祉避難所の備蓄品等の整備

福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

(3) 福祉避難所の充実

介護老人福祉施設など、民間の社会福祉施設では、専門職員が介護や福祉のサービスを実施している。災害時には、利用者の安全確保、生活支援が最も重要であるが、物資・機材、人材が整っているため、災害時に有効に機能すると考えられる。このため、協定の締結等により民間の社会福祉施設との連携を推進する。

16 相談体制の確立

市は、災害時に被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育、女性特有の問題等）に的確に対応できるよう、平常時から支援体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

また、女性が相談しやすい環境を整備するため、女性職員の確保に努める。

第3 社会福祉施設入所者等の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」ととどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は県の協力を得てこれを指導する。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

さらに、浸水想定区域内にある施設の施設管理者は、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長へ報告、公表する。

また、計画に基づき、施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練を実施するとともに、自衛水防組織の設置に努める。

4 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が相互に応援したりするなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

市は、施設管理者が行う災害時における他施設からの避難者の受入体制の整備について支援する。

5 被災した在宅の要配慮者受入体制の整備

(1) 施設管理者は、災害時、避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(2) 市は、要配慮者を受け入れるための必要な体制の整備を支援するとともに、新たな協定締結施設の追加に努める。

6 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄し、市はこれを指導する。

(1) 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分以上）

(2) ペットボトル等の飲料水（3日分以上）

(3) 常備薬（3日分以上）

(4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）

(5) 照明器具

(6) 熱源（冷暖房器具）

(7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(8) 生理用品

(9) マスク、消毒液等

7 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識等を普及・啓発するための講習会等を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」等について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、市はこれを促進する。

特に災害時の要配慮者の受け入れのための協定を締結している施設は、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受け入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

8 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、生活の安定について協力が得られるよう、日頃から地域の自治会、自主防災組織等との連携を図る。

また、災害時に災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市及び桶川市社会福祉協議会との連携を図る。

9 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修及び不燃化を行う。

10 情報伝達体制の整備

市は社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

第4 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

市は、指定避難所や避難道路の表示等、災害に関する案内板について、多様な言語の表示やピクトグラムの活用等により、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及・啓発

市は、外国人に対して多言語化した防災に関するパンフレットやハザードマップ等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市報や市ホームページ等の広報媒体を活用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、災害時に対応できる通訳や語学ボランティアなどの確保を図る。加えて、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第19節 帰宅困難者対策 【安心安全課、自治振興課、学校支援課】

本市においても、公共交通機関の運行停止等により帰宅困難者の発生が予測される。

このため東京都内など遠方に通勤・通学している市民、市外から市内に通勤・通学している人に対して、平常時から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発する。

第1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩帰宅しようとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者を「帰宅困難者」という。

第2 帰宅困難者数の想定

内閣府の首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が実施した調査結果（平成24年9月10日）によると、東日本大震災では、東京都で約352万人、神奈川県で約67万人、千葉県で約52万人、埼玉県で約33万人、茨城県南部で約10万人、首都圏で合計515万人が当日自宅に帰れない帰宅困難者となった。

「埼玉県地震被害想定調査(平成24・25年度)」による市内で発生する帰宅困難者は、最大で4,234人（関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）、平日12時）と推計されている。

なお、令和2年国勢調査によると、他市区町村で従業・通学している市民は26,631人で、内訳は、鉄道利用者が13,367人、鉄道を利用しない市民（車等の利用者）が13,264人である。また、市外から市に通勤、通学している人は14,287人で、内訳は、鉄道利用者が2,375人、鉄道を利用しない車等の利用者が11,912人である。

第3 帰宅困難者支援体制の強化

帰宅困難になった場合の対処方法等について、平常時から市民に対して市報等により啓発するとともに、帰宅困難者支援体制の強化を図る。

1 市民への啓発

「自らの身の安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認を啓発する。また、埼玉県防災情報メール、桶川市防災情報メール、各携帯事業者による「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板」等の利用促進を図る。

2 事業所等への啓発

事業所等に対し、発災時に従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制するよう啓発する。また、従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備を啓発する。また、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、従業員等と同様な対応が取れるよう対策の検討を啓発する。

3 学校等での支援体制の強化

学校等は、発災時に児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童生徒等の引き取りが困難な場合や、児童生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校等と保護者との連絡方法についてあらかじめ定める。

4 一時滞在施設の確保

JR 高崎線の運行停止による桶川駅周辺の滞留者の発生を想定し、市民ホールを市外から市に通勤、通学している人等の一時滞在施設に位置づける。

一時滞在施設には、飲料水、食料、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

また市は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

5 公共交通機関等との連絡体制の確立

公共交通機関、周辺事業者、県、警察等の防災関係機関と、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。市では、東日本旅客鉄道株式会社 桶川駅と地震災害時における帰宅困難者対応に関する相互協力協定を締結している。

6 訓練の実施

帰宅困難者対応訓練を定期的に行い、市民への啓発を行う。また隣接市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図る。

第20節 被災者支援体制確保計画 【建築課、安心安全課、税務課】

災害発生時に、被災した市民が可能な限り速やかに日常の生活を取り戻せるよう、被災者支援を行うための体制を整備する。

第1 危険度判定体制の整備

市は、災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うため、判定可能な職員の育成等を図る。

また、被害が甚大で市の対応能力を超える場合に備えて、県や防災関係機関への支援要請方法についてもあらかじめ検討しておく。

特に、被災建築物の応急危険度判定については、建築物の二次災害の防止のため、また防災上重要な建築物の利用の可否等について、応急的な判定が速やかに実施できるよう、市は、「桶川市被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき実施する。

第2 被災者台帳作成体制の整備

市は、災害が発生した場合、被災者の効率的な支援のために、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元管理する被災者台帳を作成する。

被災者台帳の記載・記録内容

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 その他（内閣府令で定める事項）

第3 罹災証明書等発行体制の整備

市は、多数の被災者が発生した場合でも速やかに罹災証明書等を発行する。

第4 被災者支援業務の共通化

市及び県は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第21節 原子力災害予防計画 【安心安全課、環境対策推進課】

福島第一原子力発電所事故を教訓に、放射性物質等の知識の普及に努めるとともに、情報収集、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動方針の検討など、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

第1 放射能に関する適切な知識の普及

市は、市民等に対して放射性物質についての適切な知識の理解、普及のため、防災関係機関と連携しながら、下記の内容の啓発行動を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること。
- 3 放射線防護に関すること。
- 4 県等が講じる対策の内容に関すること。
- 5 屋内退避、避難に関すること。
- 6 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

第2 モニタリング体制の充実

防災関係機関と連携しながら、福島第一原子力発電所事故の応急対策として実施している校庭、浄水場発生土、下水汚泥焼却灰、飲料水、給食、農産物等の放射性物質測定を継続実施するとともに、外部被ばく、内部被ばくの測定体制を整備し、今後の万一の原子力災害発生時に、迅速・的確に応急対策が行える体制づくりを進める。

風水害対策編

第1章 風水害応急対策計画

第1節 職員動員配備計画 【総合調整班、職員班】 ▼発災前～

台風等の大規模な風水害に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急体制を実施できるよう、気象情報、災害発生状況に合わせ、警戒体制、緊急体制、非常体制と段階的に整えていく。

なお、市に救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、救助法に基づく救助事務を補助する。

第1 職員の配備体制

配備基準は、次のとおりとする。

図表 2-1 配備基準

配備体制	本部区分	設置決定者	配備基準	動員数	
警戒体制	1号配備		気象業務法に基づく大雨、洪水、大雪、風雪の注意報の1以上が本市に発令され、災害の発生が予想され、市長が必要と認める場合、情報の収集伝達等事前措置を講ずる体制	安心安全課	
	2号配備A	災害警戒	環境経済部長	気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪の警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報の1以上が本市に発令され、情報の収集伝達等を強化する体制	1号配備＋環境経済部水防班
	2号配備B	災害警戒	副市長	気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水、大雪、暴風雪の警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報の1以上が本市に発令され、かつ災害の発生が確実に予想される場合、又は小規模の災害が発生したとき、災害対策本部設置前の初動対策に従事する準備的な体制	2号配備A＋秘書室長・同副室長 各部長・副部長 会計管理者 議会事務局長
緊急体制	3号配備	災害対策	市長	気象業務法に基づく警報が発令される等、現に災害が発生しつつあり、かつ内水氾濫など相当規模の災害が予想される場合、必要職員を配備し、災害応急対策に従事する体制	約3分の1
非常体制	4号配備	災害対策	市長	市域に大災害が発生しつつあり、かつ荒川の氾濫など相当規模の災害が予想される場合、全職員を配備し市が全力をあげて災害応急対策に従事する体制	全員

第2 職員の動員体制

1 動員体制の確立

各部長は、所属職員に対して、あらかじめ作成されている「組織動員計画」の周知徹底に努めるほか、動員指令の伝達方法の確立を図っておく。

資料編 ○組織動員計画

2 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

(1) 勤務時間内

ア 本部（避難所班以外）

市本部より動員の指示を行う。

イ 避難所班

市本部より開設する指定避難所の動員の指示を行う。

(2) 勤務時間外

ア 本部（避難所班以外）

電話・防災行政無線・桶川市防災情報メール、SNS等を活用し、各部署の緊急連絡網により行う。

イ 避難所班

(ア) 市本部より開設する指定避難所の動員の指示を行う。

(イ) 電話・防災行政無線・桶川市防災情報メール、SNS等を活用し、各部署の緊急連絡網により行う。

(3) 参集の報告

ア 本部（避難所班以外）

職員は、自身が属する班長に報告し、各部長は部の状況を取りまとめ市本部（職員班）に報告する。

イ 避難所班

職員は、自身が所属する避難所班の班長に報告し、各班長は市本部（職員班）に報告する。

3 情報伝達が不可能な場合の自主参集

勤務時間外において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集する。

(1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

(2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず、速やかに所定の場所に参集する。

4 交通途絶下の参集

職員は、勤務時間外において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことが

できないときは、自身が所属する班長に連絡して、今後の対応について確認を行う。

第3 警戒体制の内容

警戒体制は、風水害等の発生が予測される場合、又は小規模の災害が発生しつつかつ沈静化が見込まれる場合に行う。

この体制は、気象・水防等の情報収集及びその通報に当たることとし、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合には、災害警戒本部を設けて対処する。

警戒体制時の主な活動内容は、次のとおりである。

1 災害警戒本部の設置基準

(1) 設置決定者

① 2号配備A

災害警戒本部の設置は環境経済部長が決定する。

② 2号配備B

災害警戒本部の設置は副市長が決定する。ただし、副市長が不在又は事故ある場合、秘書室長がその職務を代理する。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、市庁舎内に置く。

(3) 組織

ア 組織

災害警戒本部は、あらかじめ指名されている職員をもって構成する。なお、応急対策の対応状況に応じ、関係職員の増減変更を行う。

イ 本部長

2号配備Aは環境経済部長を、2号配備Bは副市長を本部長とする。

(4) 所掌事務

災害対策本部の事務分掌に基づき、災害警戒対策を実施する。

図表 2-2 災害警戒本部の活動内容

配備区分	活 動 内 容
警戒体制1号配備	① 県及び防災関係機関との情報交換・伝達 ② 気象情報等の収集
警戒体制2号配備 (A・B)	① 県及び防災関係機関との情報交換・伝達 ② 気象情報等の収集 ③ 市民からの災害情報等の収集及び市民への広報 ④ 市内パトロール ⑤ 災害対策本部設置の準備

2 災害警戒本部の解散基準

災害警戒本部は、次の場合に本部長の指示に従い解散する。

- (1) 災害が拡大し、災害対策本部が設置されたとき。

- (2) 災害の拡大するおそれが解消したと認められるとき。

第4 緊急・非常体制の内容

市長は、迅速かつ適切な応急対策活動を確保するため、災対法第23条の2に基づき災害対策本部を次により設置する。

1 災害対策本部の設置基準

(1) 設置決定者

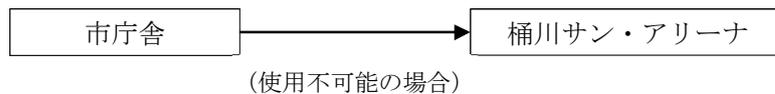
災害対策本部の設置は市長が決定する。ただし、市長が不在又は事故ある場合、副市長、次いで秘書室長がその職務を代理する。

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎内に置く。ただし、市庁舎が使用不可能の場合には、桶川サン・アリーナに置く。

また、災害の状況により、必要に応じて、指定避難所等に、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

図表 2-3 災害対策本部の設置場所



(3) 組織及び所掌事務

組織及び所掌事務は、図表 2-4～2-6 のとおりとする。

なお、各計画及び対策における担当課班は、主要な課班を掲載するが、これ以外の課班についても関連する場合がある。また、自課班の所掌事務の負担が軽微な場合、本部長の命により負担が集中する他課班を応援する。

(4) 設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、県に災対法第53条第1項に基づく報告を行う。

なお、県へ報告できない場合（電話、無線の利用が不可）は、国（消防庁）へ直接報告する。

(5) 本部会議の開催

本部長は、災害応急対策活動を推進するため、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防対策及び災害応急対策の総合的な基本方針について決定する。

2 職員の労務管理

本部長は、災害対策本部職員の健康管理に配慮した労務ローテーションについて基本方針を定め、災害対策本部各部長が所掌事務を考慮して決定する。

3 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概

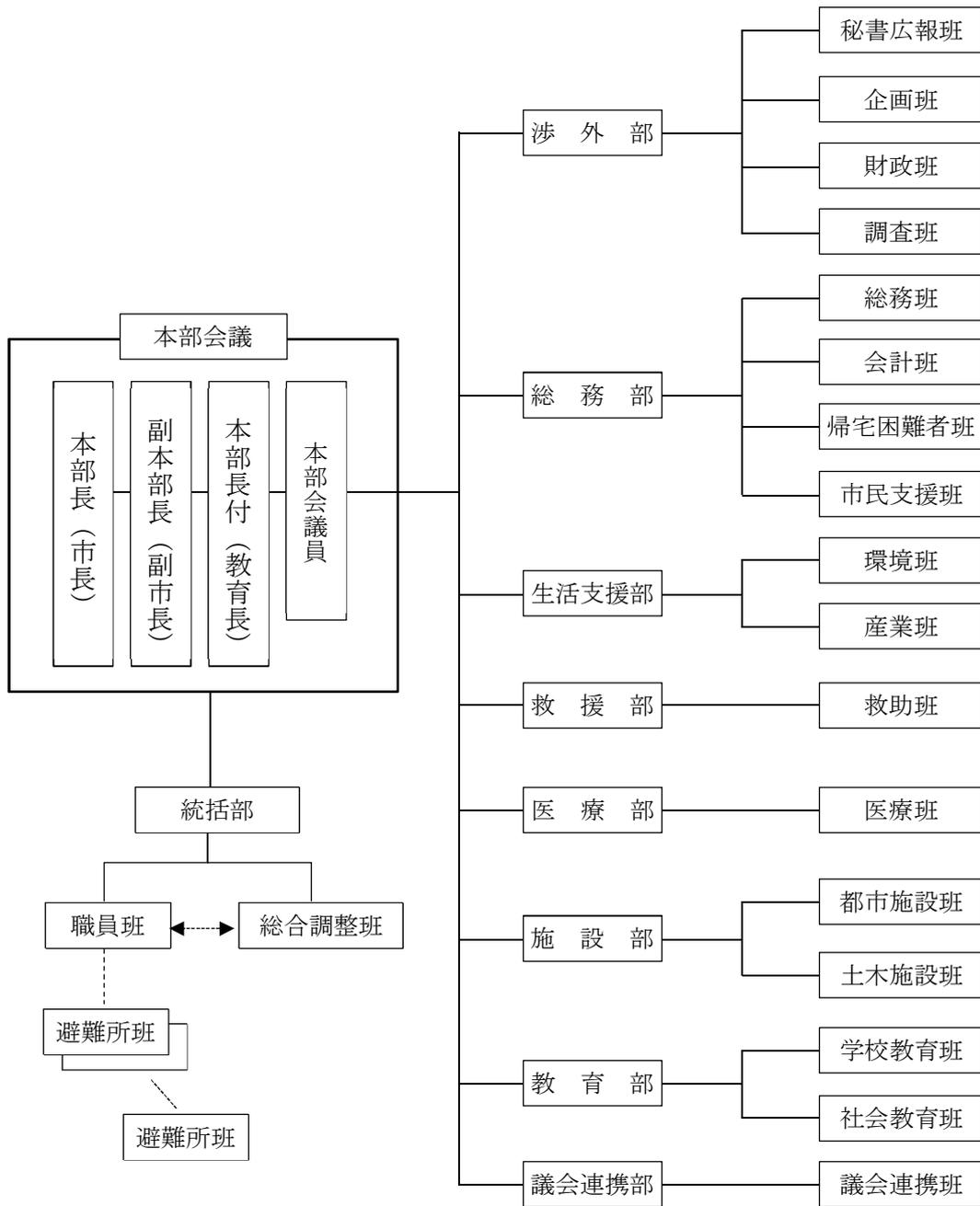
ね完了したと認めるとき、本部会議の協議により解散を決定する。

解散を決定したときは、次の防災関係機関に通知する。

- (1) 埼玉県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) その他必要と認める防災関係機関

資料編 ○桶川市災害対策本部条例 ○桶川市災害対策本部に関する規程

図表 2-4 災害対策本部の組織図



図表 2-5 本部会議員の構成

職名	担当者	任 務
本部長	市長	本部の事務を総轄し、市職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を助け、本部長に事故がある場合、その職務を代理する。
本部長付	教育長	本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。
本部会議員	秘書室長・企画財政部長・総務部長・環境経済部長・福祉部長・健康推進部長・都市整備部長・教育部長・議会事務局長・会計管理者	本部長の命を受け、市本部の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

図表 2-6 災害対策本部の所掌事務

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
共通	共通	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部長の命じた事項 2 各部所属職員の状況把握 3 他班への応援・協力 4 班の災害活動の記録 5 避難所開設要員の選定 (※)
統 括 部 部長：環境経済 部長 副部長：環境経 済部副部長	総合調整班 班長：安心安全 課長	安心安全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置、運営、閉鎖に関する事 2 災害対策本部会議・本部の庶務に関する事 3 災害対策活動の配備体制の決定に関する事 4 避難情報等の発令に関する事 5 防災行政無線（移動系）の管理運用に関する事 6 各部各班との連絡調整に関する事 7 消防団員の動員に関する事 8 災害情報、安否情報等及び被害状況の取りまとめに関する事 9 国、県、応援協定締結市町村、防災関係機関等との連絡調整に関する事 10 埼玉県央広域消防本部との連絡調整に関する事 11 県等への被害状況等の報告に関する事 12 罹災証明・被災証明の発行に関する事 13 自衛隊派遣要請及び連絡調整に関する事 14 自主防災組織との連絡調整に関する事
	職 員 班 班長：職員課長	職員課	<ol style="list-style-type: none"> 1 動員状況の把握、職員の安否確認に関する事 2 避難所との連絡調整に関する事 3 避難所の開設・運営状況の取りまとめに関する事 4 応援・受援の連絡調整に関する事 5 災害応急対策のための労務者確保に関する事 6 災害時における従事者の損害補償に関する事
	避 難 所 班 班長：避難所班 長	各避難所	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所用備蓄品の搬出、輸送、搬入に関する事 2 避難所の開設準備に関する事 3 避難所の開設及び運営に関する事 4 避難所運営委員会との連絡調整に関する事 5 避難所間の相互支援に関する事

第1章 風水害応急対策計画
第1節 職員動員配備計画

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
渉 外 部 部長：企画財政 部長 副部長：秘書室 長 副部長：企画財 政部副部長	秘 書 広 報 班 班長：秘書広報 課長	秘書広報課 人権・男女共同 参画課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 市民への災害広報に関する事 3 市ホームページや防災行政無線(固定系)の運 用に関する事 4 報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関 する事 5 記者発表に関する事 6 電話等による被害通報の受付、通報の整理伝達 に関する事 7 災害見舞者、視察者の応接に関する事 8 被災相談所の開設・運営に関する事 9 災害広報資料の収集及び災害写真の編集、撮 影、保存に関する事 10 災害時における女性、性的マイノリティ (LGBTQ) に対する援助に関する事
	企 画 班 班長：企画調整 課長	企画調整課 ごみ処理施設 整備推進課	1 情報システム等の応急対策及び応急復旧に関 する事 2 公共交通機関との連絡調整(帰宅困難者班への 応援)に関する事 3 民間活動団体との連絡調整に関する事 4 災害復旧復興方針の決定及び災害復興計画の 策定に関する事 5 災害復興対策本部の設置及び運営に関するこ と 6 災害復興検討委員会に関する事
	財 政 班 班長：財政課長	財政課	1 災害に関する予算編成及び資金調達に関する こと
	調 査 班 班長：税務課長	税務課 収税課	1 人的被害、倒壊及び浸水家屋等の被害調査に関 する事 2 税の徴収猶予・減免措置に関する事
総 務 部 部長：総務部長 副部長：会計管 理者 副部長：総務部 副部長	総 務 班 班長：総務課長	総務課 契約管財課 選挙管理委員会 事務局	1 公用車及び借上げ自動車の管理、調達及び配車 に関する事 2 職員の給食及び健康管理に関する事 3 燃料調達に関する事 4 救援物資等の緊急輸送に関する事 5 本部庁舎の被害調査及び応急復旧対策に関す ること
	会 計 班 班長：会計課長	会計課	1 災害応急関係経費の支払いに関する事 2 義援金等の受付、保管に関する事
	帰 宅 困 難 者 班 班長：自治振興 課長	自治振興課 桶川飛行学校 平和祈念館	1 公共交通機関との連絡調整に関する事 2 市民ホール・さいたま文学館との連絡調整に関 する事 3 帰宅困難者発生時の対応に関する事 4 自治会長等との連絡調整に関する事 5 外国人に対する情報収集及び援助に関するこ と
	市 民 支 援 班 班長：市民課長	市民課	1 被災者の身元確認への協力に関する事 2 行方不明者の捜索受付及び捜索要請に関する こと 3 身元不明者の身元確認への協力に関する事 4 埋火葬許可の証明に関する事

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
生活支援部 部長：環境経済部長（兼） 副部長：環境経済部副部長（兼）	環境班 班長：環境対策推進課長	環境対策推進課 環境センター	1 飲料水の確保及び水質検査に関すること 2 し尿・ごみの応急処理に関すること 3 環境センターの被害調査及び応急復旧対策に関すること 4 上尾、桶川、伊奈衛生組合との連絡調整に関すること 5 桶川北本水道企業団との連絡調整に関すること 6 災害時における公害対策に関すること 7 遺体の収容、安置等に関すること 8 身元が判明したが引き取り手のない遺体の埋火葬に関すること 9 動物愛護・保護に関すること
	産業班 班長：産業観光課長	産業観光課 道の駅整備課 農政課 農業委員会事務局	1 食料の調達・配給に関すること 2 衣料、寝具その他生活必需品の調達・配給に関すること 3 農業施設の被害調査及び災害復旧の指導に関すること 4 農作物等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 5 商工業施設の被害調査及び災害復旧の指導に関すること 6 中小企業等の金融措置及び経営相談に関すること
救 援 部 部長：福祉部長 副部長：福祉部副部長	救 助 班 班長：社会福祉課長	社会福祉課 障害福祉課 子ども未来課 保育課 桶川市児童発達支援センター いずみの学園	1 保育所、放課後児童クラブ、子育て支援施設の児童の安全確保に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること（正） 3 障害者等要配慮者への支援活動に関すること 4 救援物資の受付に関すること 5 日本赤十字社、その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 6 桶川市社会福祉協議会との連絡調整に関すること 7 災害ボランティアの受入、需要調整に関すること 8 保育所等の施設の被害調査及び応急安全対策に関すること 9 災害救助法に基づく救助事務に関すること 10 応急仮設住宅入居者の決定に関すること 11 身元が判明しない遺体の埋火葬に関すること 12 災害弔慰金及び見舞金の支給に関すること 13 地域福祉活動センターとの連絡調整に関すること 14 被災者生活再建支援制度に関すること 15 災害援護資金の貸付け等に関すること
医 療 部 部長：健康推進部長 副部長：健康推進部副部長	医 療 班 班長：健康増進課長	健康増進課 高齢介護課 保険年金課	1 医療品、治療材料の調達、供給に関すること 2 医師会、保健所及び医療関係機関との連絡調整に関すること 3 高齢者等要配慮者への支援活動に関すること 4 福祉避難所の開設及び運営に関すること（副） 5 県の医療救護班の出動要請及び協力活動に関

第1章 風水害応急対策計画
第1節 職員動員配備計画

風水害対策編

部 名	班 名	組織構成	所 掌 事 務
			すること 6 救護所の開設に関すること 7 災害時の感染症予防等の各種防疫及び消毒に関すること 8 避難所等への巡回医療活動に関すること 9 避難者の健康対策及び心のケアに関すること 10 福祉避難所への入所又は協定締結施設等への緊急一時受け入れのためのスクリーニングに関すること
施設部 部長：都市整備部長 副部長：都市整備部副部長	都市施設班 班長：都市計画課長	都市計画課 駅東口整備推進課 建築課	1 庁舎（本部庁舎以外）の被害調査及び応急復旧対策に関すること 2 応急仮設住宅の建設に関すること 3 被災建築物の応急修理の支援に関すること 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること 5 被災宅地の応急危険度判定に関すること 6 災害復旧に係る建築指導（市有建築物を含む。）に関すること
	土木施設班 班長：道路河川課長	道路河川課 市街地整備課 下水道課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急復旧対策に関すること 2 公園の被害調査及び災害復旧対策に関すること 3 水防に関すること 4 道路、住居等の障害物の除去に関すること 5 交通規制に関する関係機関との連絡調整に関すること 6 公共下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 7 仮設トイレの設置に関すること
教育部 部長：教育部長 副部長：教育部副部長	学校教育班 班長：教育総務課長	教育総務課 学校支援課 学務課	1 児童生徒の安全確保に関すること 2 小中学校を避難所として開設及び運営する場合の施設管理者としての協力に関すること 3 学校施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 4 応急教育の実施計画及び指導に関すること 5 学用品の供与に関すること 6 被災学校の保健及び衛生指導に関すること
	社会教育班 班長：生涯学習・スポーツ推進課長	生涯学習・スポーツ推進課 文化財課 公民館 図書館 歴史民俗資料館	1 施設利用者の安全確保に関すること 2 公民館等を避難所として開設及び運営する場合の施設管理者としての協力に関すること 3 社会教育施設、体育施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 4 文化財等の被害調査及び応急復旧対策に関すること
議会連携部 部長：議会事務局長 副部長：監査委員事務局長	議会連携班 班長：議会事務局次長	議会事務局 監査委員事務局	1 議員への情報提供に関すること 2 議員との連絡調整に関すること

※ 避難所開設要員は、毎年度別に示す「避難所開設要員指定名簿」により指定する。

第2節 自主防災活動計画 【総合調整班】 ▼発災前～

発災後、直ちに地区レベルの応急活動が円滑に実施されるよう、市民は被害の発生防止又は軽減を図り、各自主防災組織を中心に、市及び防災関係機関と緊密に連携して、浸水対策、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

第1 市民の行動

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

1 浸水対策

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域住民は次のような対策を実施し、災害による被害の軽減を図る。

浸水対策

- (1) 畳は押入れの上段を利用するなどして高い所へ移す。
- (2) タンスは引出しを抜き、高いところへ置く。
- (3) 押入れの下段のものは上段へ移す。
- (4) ガスの元栓を閉め、電源は切る。
- (5) 溝や下水は流れを良くしておく。

2 飛来物対策

飛来物対策として、以下の対策を実施する。

飛来物対策

- (1) 家屋の屋根、塀等の応急補修を行う。
- (2) 飛ばされるおそれのある物の固定を行う。
- (3) 雨戸のない窓ガラス戸に、板などを打ちつけ、飛来物による破損から守る。
- (4) 風で折れたりするおそれのある枝や木は切り落としておく。

3 二次災害防止

二次災害防止のために、以下の点に注意する。

二次災害防止

- (1) 破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対して注意する。
- (2) 危険物施設などでの配管の破損、危険物の漏洩に対して注意する。
- (3) 倒壊のおそれのある建物及び周辺地域への立ち入りを禁止する。
- (4) 風評に乗らず、風評を広めない。

第2 自主防災組織の活動

市の自主防災組織は、地域的に一体性を有し、効果的な活動が行えるよう、主に自治会単位での組織を編成している。自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行う。

1 自主防災組織の活動拠点

各自主防災組織の活動拠点は、各自治会が活用している集会所などの施設に設置する。

2 情報の収集及び伝達

地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の浸水等の概略的状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。

同報系無線や有線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

3 避難誘導

避難情報等が地域に発令された場合、地域住民に避難を促すとともに、避難行動要支援者の安否確認等に努める。

4 救出救護

救出活動が必要な場合、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を活用して迅速な救出活動を行う。

救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら行う。

5 水防活動

大規模な災害時には、多数の被害、道路冠水等により関係機関のみでは十分な水防活動が行えないことが予想されるため、土のう作成等の消防団の水防活動への協力に努める。

6 避難所開設時の管理運営への協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は、自治会、市職員、施設管理者、災害ボランティア等と協力して、避難者による「避難所運営委員会」に参加し、避難生活が秩序だてて管理運営されるよう努める。

第3 事業所の活動

事業所は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は適切な対応により、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携を図り、地域の安全確保や応急対策活動を実施する。

事業所の応急対策活動

- 1 自衛防災組織の迅速な編成、出動
- 2 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- 3 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- 4 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動
- 5 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- 6 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動
- 7 事業所としてできる経済社会安定活動

第3節 事前措置及び応急措置等計画

【総合調整班、職員班】 ▼発災前～

市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市長は災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を行う。

第1 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

1 出動命令等

市長は、消防団に対して、出動の準備をさせ、若しくは出動を命ずる。

また、必要により埼玉県中央広域消防本部に対して、出動の準備を要請し、又は出動を求める。(災対法第58条)

2 事前措置

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。(災対法第59条第1項)

3 避難の指示等

- (1) 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)
- (2) 避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。(災対法第60条第2項)
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(緊急安全確保措置)を指示することができる。(災対法第60条第3項)

第2 応急措置

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)を速やかに実施しなければならない。(災対法第62条第1項)

応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

- 1 警戒区域の設定等(災対法第63条第1項、水防法第21条第1項)
- 2 市域内の他人の土地、建物等の工作物の一時使用、又は土石等の物件の使用・収用、車両その他の

運搬用機器の使用又は工作物その他の障害物の処分（災対法第64条第1項、水防法第28条第1項）

3 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項）

4 知事の指示に基づく応急措置

応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときに、知事から必要な指示がなされた場合は、当該応急措置を行う。（災対法第72条第1項）

第3 従事命令

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して応急活動を行う。

1 市域内の住民又は現場にある者に対する災害応急対策作業への従事（災対法第65条第1項）

2 市域内の住民又は水防の現場にある者に対する水防作業への従事（水防法第24条）

第4 損害補償

1 損失補償

市は、前記第2の2による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）

2 損害補償

市域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、市は、政令で定める基準に従い、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条第1項）

第4節 災害救助法適用計画 【総合調整班、調査班、会計班、救助班】 ▼1日後～

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

救助法が適用となった場合は、応急活動における職権が異なり、国の機関として県知事が実施することとなっているため、救助法の適用基準、適用時の措置等について定める。

ただし、救助法の適用に至らない場合には、市が救助法に準じた応急対策を行う。

第1 実施機関

救助法による救助の実施は、県知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行う。

また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、県知事が行う救助を補助する。

第2 救助法の適用基準

1 救助法の適用基準

救助法に基づく救助は、市町村単位（政令指定都市については市又は区単位）に、原則として同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

なお、市における救助法の適用基準は、次のとおりである。

図表 2-7 市の救助法適用基準

(1)	市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
(2)	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上	
(3)	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	市内の住家滅失世帯数	多数	
(4)	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。		救助法施行令第1条第1項第3号後段
(5)	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		救助法施行令第1条第1項第4号

2 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、本章 第6節「被害情報収集・報告計画」の図表 2-23「確定報告記入要領」に定めるところによる。

3 住家滅失世帯数の算定方法

住家の滅失世帯数は、次の基準により換算し算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯を1世帯とする。
- (2) 住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失等世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼等世帯数} \times 1/2) + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3)$$

第3 救助法の適用要請等

市長は、第2の1「救助法の適用基準」に定める基準に達し、又は達する見込みがある場合は、県知事に対し、救助法の適用を要請する。

第4 救助法による救助の種類と実施者

救助法による救助の種類ごとの実施期間及びその実施者は、次のとおりである。

図表 2-8 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日（ただし、助産分べんした日から7日）以内	医療救護班派遣＝県及び日赤埼玉県支部 （ただし、委任した時は市）
学用品の給与	教科書 1月以内 文房具及び通学用品 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし、委任したときは市）
被災した住宅の応急修理	完成 3月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。
ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第5節 気象情報等伝達計画 【総合調整班、土木施設班】 ▼発災前～

水防法及び気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を迅速かつ正確に収集・伝達して防災対策の適切な実施を図り、もって被害の防止又は被害の軽減を図る。

第1 特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準等

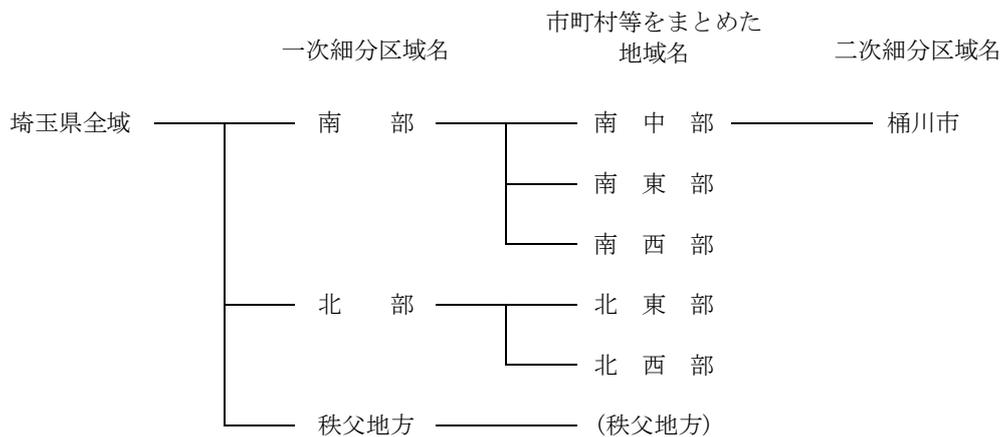
大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

1 対象地域

熊谷地方気象台は、特別警報・警報・注意報を、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表に当たり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一時細分区域（3区域）に区分して発表する。
 本市は、南部（一次細分区域）の南中部（市町村等をまとめた地域名）に該当する。

図表 2-9 対象地域の区分



2 概要、種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の概要、種類及び発表基準は、図表 2-10～2-13に掲げるとおりである。

図表 2-10 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。 気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。
警 報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

出典：気象庁ホームページ「特別警報、警報、注意報、気象情報」

図表 2-11 特別警報・警報・注意報の種類概要

種 類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪警報が発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。

種類	概要	
注意報	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。

資料：気象庁ホームページ「気象警報・注意報の種類」

図表 2-12 水防活動用

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

出典：令和4年度埼玉県水防計画

図表 2-13 市での特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	18	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	111	
	洪水	流域雨量指数基準	元荒川流域=17.6, 赤堀川流域=9.3, 江川流域=8.9, 高野戸川流域=7.1	
		複合基準 *	—	
		指定河川洪水予報による基準	荒川[熊谷]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	元荒川流域=14, 赤堀川流域=7.4, 江川流域=7.1, 高野戸川流域=5.6	
		複合基準 *	赤堀川流域=(9, 5.8), 江川流域=(9, 4.7), 高野戸川流域=(5, 5.6)	
		指定河川洪水予報による基準	荒川[熊谷]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%、実効湿度 55%		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合		
		冬期：最低気温-6℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）、「災害切迫」（黒）が出現している場合			

*（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

出典：「警報・注意報発表基準一覧表（令和3年6月8日現在）」（熊谷地方気象台）

3 各種気象情報

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象情報は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

図表 2-14 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を把握することができる。 土壌雨量指数等の 2 時間先までの予測値を用いて危険度（※キキクルの色分け）を表示する。 常時 10 分ごとに更新している。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を把握することができる。 表面雨量指数の 1 時間先までの予測値を用いて危険度（※キキクルの色分け）を表示する。 常時 10 分ごとに更新している。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを 5 段階に色分けして地図上に示した情報。 洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を把握することができる。 流域雨量指数の 3 時間先までの予測値を用いて危険度（※キキクルの色分け）を表示する。 常時 10 分ごとに更新している。
流域雨量指数の予測値	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を示す情報。 洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で示している。 6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いる。 常時 10 分ごとに更新している。

※キキクルの色分け

「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル 5 に相当。

「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。

「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

資料：「キキクル（危険度分布）」（気象庁）

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報である。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(7) その他の気象情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、異常天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

4 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報については、本章 第9節「水防計画」を参照のこと。

5 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方气象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(1) 発表対象地域（43市町村）

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

図表 2-15 発表対象地域

さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、**桶川市**、北本市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、春日部市、松伏町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、熊谷市、鴻巣市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

出典：「埼玉県土砂災害警戒情報基準の変更について（平成30年5月23日）」（埼玉県、熊谷地方气象台）

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方气象台が協議して行う。

発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

解除基準

降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(3) 伝達系統

伝達系統は、第2「特別警報・警報・注意報等の伝達」伝達系統図による。

6 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

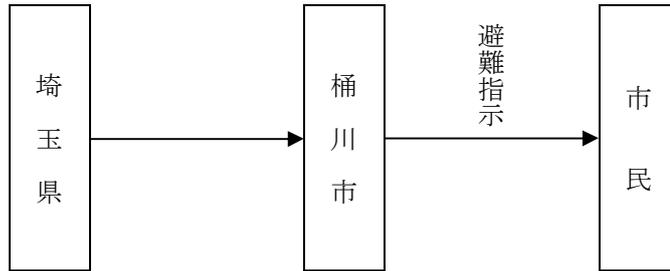
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

(1) 伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

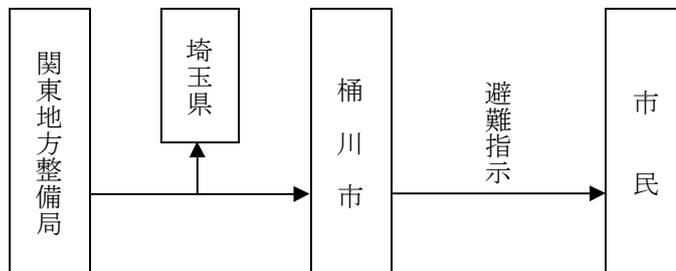
① 県が緊急調査を行う場合

- ・地すべり



② 国が緊急調査を行う場合

- ・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- ・河道閉塞による湛水
- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流



7 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

通報実施基準

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第2 特別警報・警報・注意報等の伝達

1 熊谷地方気象台と埼玉県・桶川市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市防災担当課責任者（安心安全課長）等へ電話連絡する。

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
- ① 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
- ② 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合
- ③ 特別警報を警報に切り替えた場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

2 気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。

図表 2-16 各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容

種 別 通知先	特別警報 警 報		注 意 報					気象情報			水防活動用警報・ 注意報・情報			
	大雨 暴風 洪水※	大雪 暴風 雪	大雨 洪水 雷	大雪 風雪 着雪 低温	乾燥	濃霧	霜	記録的 短時間 大雨 情報	警戒 情報	土砂 災害 情報	その他 の 気象 情報	警報	注意 報	情報
東日本電信電話(株) (警報伝達システム 担当)	●	●										●		
NHK さいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	●										●		
県災害対策課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
荒川上流河川事務所	●	○	○					○	○	○				

● 気象業務法第15条による通知先を示す。

○ 上記以外の通知先を示す。

※ 洪水は警報に限る。

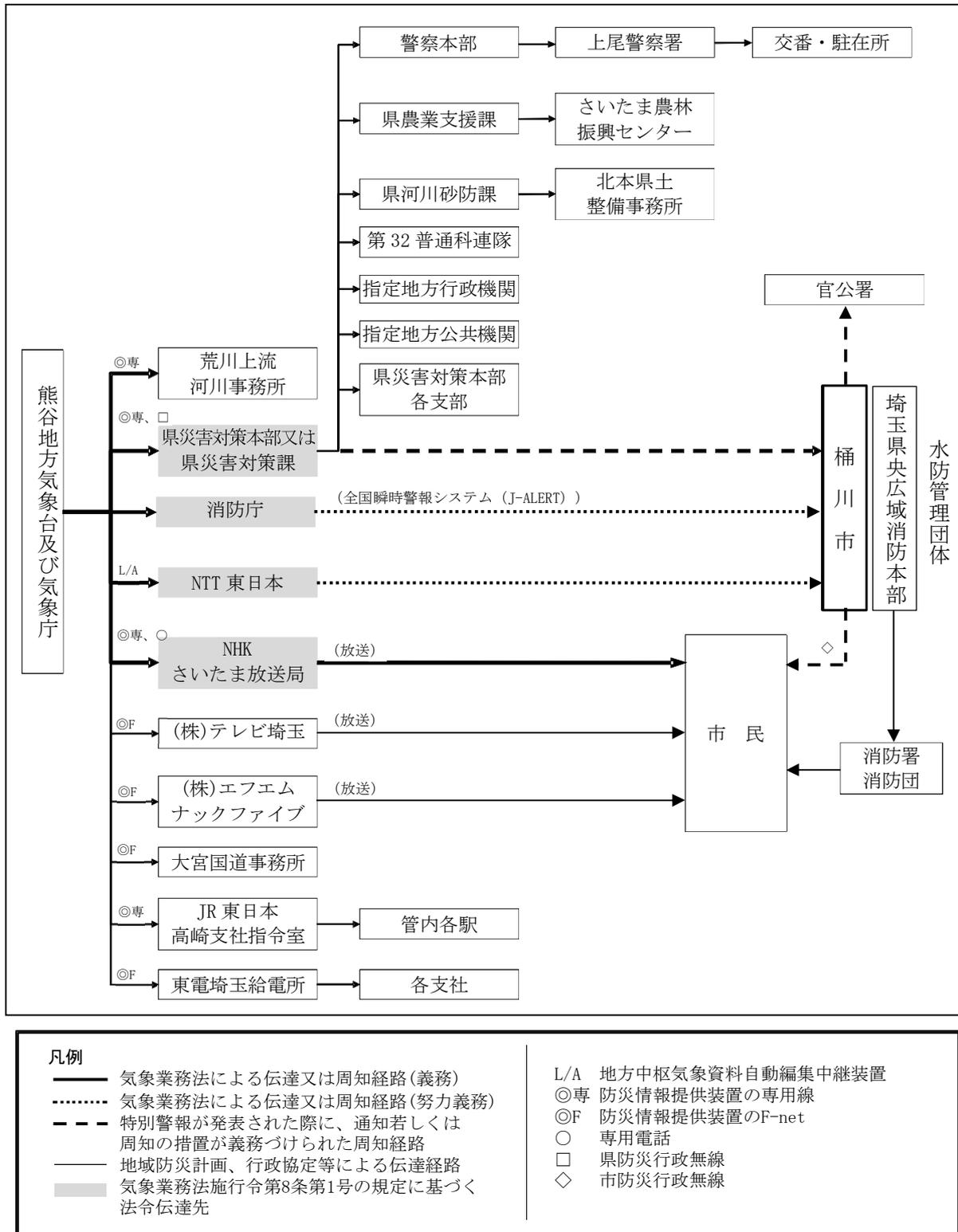
市長は、県等から気象警報等の伝達を受けたときは、以下に示す特別警報・警報・注意報等の受領及び伝達システムを用いて、防災関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。(災対法第56条第1項)

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及

び広報車により市民等へ周知するなどの対応をとる。

なお、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。

図表 2-17 特別警報・警報・注意報等の受領及び伝達系統



風水害対策編

第3 異常現象発見時の通報

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

2 市長の通報及びその方法

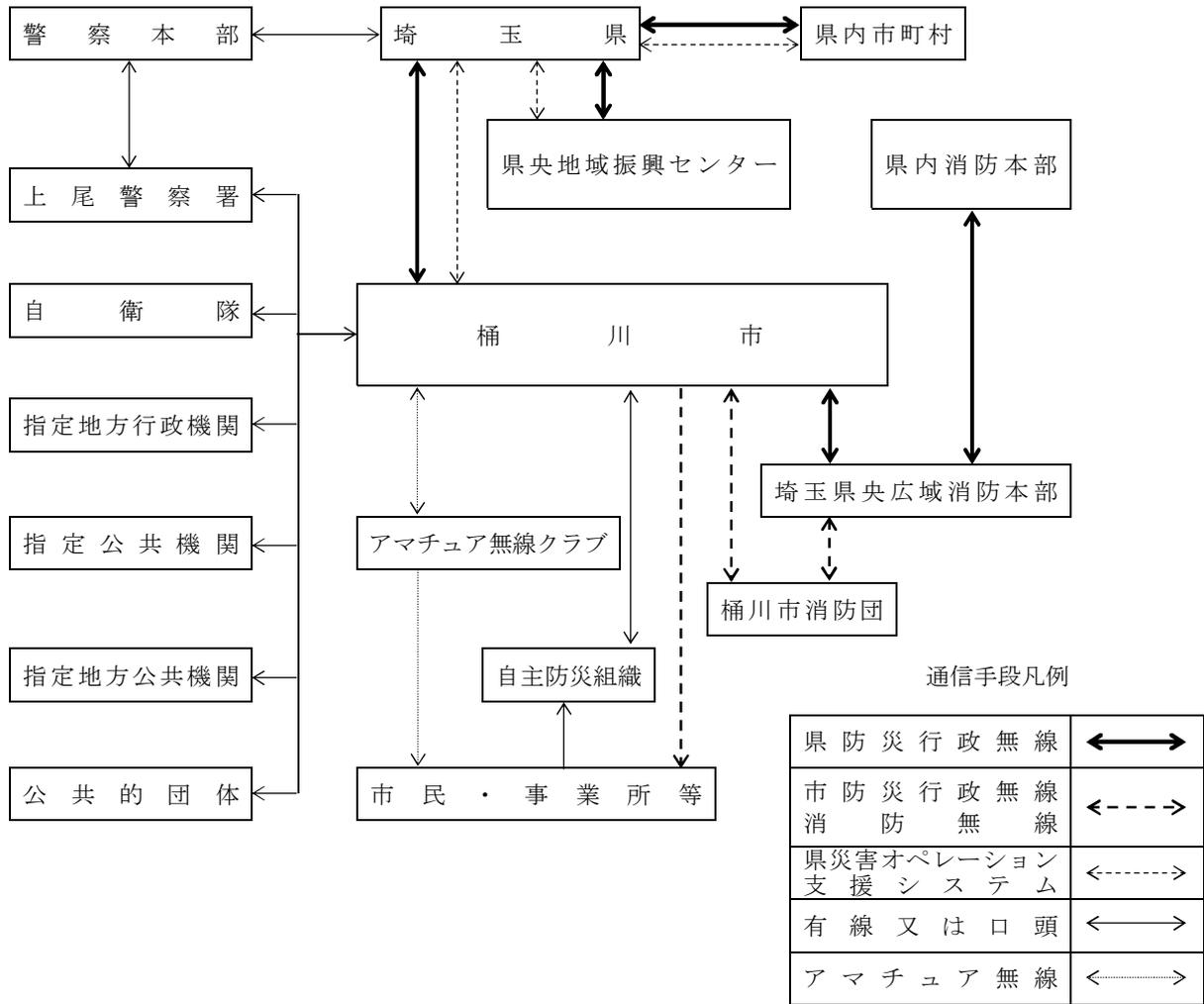
前項の通報を受けた場合、市長は、熊谷地方気象台及び県（災害対策課）に通報する。

第6節 被害情報収集・報告計画 【総合調整班、調査班】 ▼発災直後～

被害情報は、災害応急対策立案のため不可欠のものである。このため県及び防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、被害情報を迅速かつ的確に収集・報告する。

第1 被害状況等の情報連絡系統

図表 2-18 被害状況等の情報連絡系統



第2 風水害時に収集すべき情報

1 警戒体制時の収集情報

災害警戒本部長は次に示す項目等を収集する。

図表 2-19 警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
(1) 予警報	① 予警報の内容 ② 予想される降雨及び災害の程度	発表後、即時	・県防災行政無線 ・テレビ、ラジオ、インターネット
(2) 雨量等の気象情報の収集	① 降雨量 ア 先行雨量 イ 近隣市町の降雨状況 ウ 時間雨量の変化 エ 河川水位・流量等の時間変化 オ 内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ、インターネット ・県災害オペレーション支援システム ・雨量観測実施機関等からのFAX等
(3) 危険箇所等の情報収集	① 河川周辺地域等における発災危険状況 ア 河川の氾濫（溢水、決壊）の予想時期 イ 河川の氾濫の予想箇所 ウ 土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・県災害オペレーション支援システム ・2号配備要員によるパトロール ・消防署・警察 ・消防団員 ・自主防災組織
(4) 市民の動向	① 警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） ② 自主避難の状況	避難所収容の後	・消防署・警察 ・自主防災組織 ・避難所班

2 緊急又は非常体制時の調査活動

災害対策本部長は次に示す項目等を収集する。

図表 2-20 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
(1) 発災情報	① 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） ② 浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 ③ 内陸滞水による浸水状況 ④ 発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報） ⑤ 安否不明者に関する情報	発災状況の覚知後、即時	・県災害オペレーション支援システム ・消防団員 ・消防署・警察 ・自主防災組織 ・公共施設の管理者等
	ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	・各ライフライン関係機関 ・県災害オペレーション支援システム
(2) 市民の動向	発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所収容の後	・消防署・警察 ・自主防災組織 ・避難所班

第3 情報収集体制の整備等

1 情報収集体制の整備

各被害調査責任者は被害調査対象別に、次の事項について整備しておく。

- (1) 情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の指定
- (2) 報告用紙の準備
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等についての打合せ

2 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、総括及び県への報告等を行う情報総括責任者として環境経済部長を選任（代理者は安心安全課長）し、あらかじめ県央地域振興センターに報告しておく。

図表 2-21 情報総括責任者

情報総括責任者	代 理 者	電 話 番 号
環境経済部長	環境経済部安心安全課長	048-786-3211

第4 情報の収集

市は、災害の状況等に応じて災害情報の収集に努めるものとする。

1 災害警戒体制時の情報収集

災害警戒本部長は、気象情報等を継続的に収集・分析するとともに、災害の発生するおそれがある、又は発生しつつあると判断した場合、必要に応じ職員を派遣し現地調査を実施する。

2 緊急又は非常体制時の情報収集

災害対策本部長は、気象情報等を継続的に収集・分析するとともに、消防、警察などの防災関係機関からも情報収集する。

(1) 市の方針決定のための情報収集

① 第1回本部会議のための情報収集

各部長は市の災害対応活動の当面の方針決定に必要な情報（例：本部庁舎の状況、職員の状況、インフラの被害状況、市民の避難状況等）を収集する。

② 本部長の状況判断に資する情報収集

各部長は本部長の指針や総合調整班からの指示に基づいて必要な情報を収集する。

(2) 県への報告のための被害情報収集

各部署においては、以下の内容により被害調査を実施する。

① 被害調査対象

各部署は、次を調査対象とする。

図表 2-22 各部署の被害調査対象

被害調査責任者	被害調査員	被害調査対象
契約管財課長	契約管財課職員	普通財産及び他の課の所管に属さない行政財産
税務課長	税務課職員、収税課職員	人的被害、住家被害及び非住家被害（市が管理する建築物を除く。）
産業観光課長	産業観光課職員	商工業施設に関する被害
農政課長	農政課職員	田畑、畜産、農業施設に関する被害
道路河川課長	道路河川課職員	道路、河川、堤防及び橋梁の被害（遊水池を含む。） 都市計画道路、大規模道路施設に関する被害
下水道課長	下水道課職員	公共下水道施設及び都市下水路の被害
市街地整備課長	都市計画課職員、駅東口整備推進課職員、市街地整備課職員	都市計画施設の被害
教育総務課長	教育総務課職員、学校支援課職員	学校教育財産の被害
生涯学習・スポーツ推進課長	生涯学習・スポーツ推進課職員	社会教育施設及び体育施設の被害
文化財課長	文化財課職員、歴史民俗資料館職員	文化財の被害
公民館長	公民館職員	公民館の被害
埼玉県央広域消防本部消防長	桶川消防署職員	火災の発生情報
平常時において執務する庁舎等を管理する課等の長（上記の者を含む。）	当該課の職員	当該庁舎等の被害

② 調査すべき事項

- ア 被害の原因
- イ 被害が発生した日時
- ウ 被害が発生した場所又は地域
- エ 被害のあった建築物の名称又は世帯主の氏名
- オ 被害の程度
- カ 被害防止のためにとられた措置
- キ その他必要な事項

③ 被害の判定基準

被害の判定については、図表 2-23「確定報告記入要領」に定めるところにより認定する。なお、住家については内閣府から、技術的助言の位置づけで、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）が発出されており、これに準拠する。

④ 被害調査に用いる様式

被害調査等に用いる様式は、次のとおりとする。

- ア 被害調査責任者が作成する書類

被害調査総括表

様式第1号

イ 被害調査員が作成する書類

- | | |
|----------------------|-------|
| (ア) 罹災世帯調査表（被害地区調査用） | 様式第2号 |
| (イ) 罹災者調査原票 | 様式第3号 |
| (ウ) 被害状況調査表 | 様式第4号 |

調査上の留意点

- 1 被害の程度の調査に当たっては、部課内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- 2 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- 3 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民票とも照合し、その正誤を確認する。
- 4 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- 5 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。
- 6 状況に応じて災害現場写真を撮影し、被害状況を記録する。

資料編 ○被害調査関係様式

3 航空機による情報収集

甚大な被害を受けた場合等には、被害の全容等を把握するため、「災害時における支援に関する協定」に基づき、本田航空株式会社に対して航空機による被災状況調査を依頼する。

4 郵便局からの情報収集

「災害時等における桶川市と桶川市内各郵便局間の協力に関する協定」及び「災害発生時における協力活動及び情報提供に関する協定」に基づき、市内郵便局から被災者の避難先情報や被災情報を収集する。

資料編 ○災害時協定一覧

第5 情報の整理・分析

総合調整班は、収集した情報を整理し、災害の全容の把握に努めるとともに、統括部長を通じて分析した情報を本部長に報告する。

1 情報の整理

情報の入手先・手段、内容の真偽、重複等を確認する。

2 情報の分析

災害対応に与える影響、特に人命、インフラへの影響を検討し、市全体として処置が必要なものと各部に対応を任せるものに区分する。

第6 情報の報告

市域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接国(消防庁)を通じて内閣総理大臣に報告する。

1 報告すべき災害

- (1) 市域において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水)被害のいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- (2) 救助法の適用基準に合致するもの
- (3) 市が災害対策本部を設置したもの
- (4) 災害が近隣市町にまたがるもので、市における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (5) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (6) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(5)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
 - ① 災害対策本部の設置状況
 - ② 主な応急措置の状況
 - ③ その他必要事項
- (6) 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

3 報告の種別

- (1) 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木施設の被害を優先して報告する。

① 発生速報

県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要な事項を入力する。なお、同システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下「県要領」という。）様式第1号の「発生速報」により、県防災行政無線、FAX等で報告する。

② 経過速報

県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を報告する。なお、同システムが使用できない場合は、県要領様式第2号の「経過速報」により、県防災行政無線、FAX等で報告する。

(2) 確定報告

県要領様式第3号の「被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で災害対策課に報告する。

資料編 ○県報告関係様式

4 報告先

(1) 県への報告先

勤務時間内	県災害対策課に報告する。 ・電話番号：048-830-8181 ・FAX番号：048-830-8159 ・防災無線電話：85-200-951（地上系） ・防災無線FAX：85-200-950（地上系）
勤務時間外	危機管理防災部当直に報告する。 ・電話番号：048-830-8111 ・FAX番号：048-822-8119 ・防災無線電話：85-200-951（地上系） ・防災無線FAX：85-200-950（地上系）

(2) 消防庁への報告先

区 分		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TNは各地方公共団体の衛星回線発信番号を示す。

図表 2-23 確定報告記入要領

区 分	基 準
人 的 被 害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	1 「住家」とは、現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積 70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補償を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田 畑 被 害	1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は土砂等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

区 分	基 準
道 路 被 害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他の被害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。</p>
火 災 発 生	<p>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>

区 分	基 準
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

出典：埼玉県地域防災計画（資料編）（令和4年3月）

第7節 通信機器利用計画 【総合調整班、企画班】 ▼発災直後～

災害発生時には、複数の通信手段・通信施設を利用して通信の確保を図る。

第1 災害情報連絡システムの明確化等

市は、災害時に市出先機関や防災関係機関等と情報通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、情報連絡システムを明らかにしておくとともに、防災関係機関等の連絡先の周知に努める。

資料編 ○防災関係機関連絡先一覧

第2 災害情報通信に使用する通信施設

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

1 県など防災関係機関との通信手段

- (1) 県災害オペレーション支援システム
- (2) 県消防防災行政無線（地上系・衛星系）
- (3) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (4) 総合行政ネットワーク（LGWAN）の電子メール機能
- (5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

2 職員相互間の通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
 - ② MCA 無線（基地局：2 局、車載型：15 台、携帯型：10 台）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

3 消防団と市との通信手段

- (1) 消防団無線設備：25 台
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）

4 市民と市との通信手段

- (1) 市防災行政無線
 - ① 同報系無線（親局：1 局、子局：75 局、戸別受信機：36 局）
- (2) 東日本電信電話(株)一般加入電話：市庁舎 22 回線（うち、災害時優先電話：2 回線）
- (3) 防災情報メール
- (4) 災害時情報伝達システム

第3 非常電報及び緊急電報の利用

災害時において加入電話が込み合い、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

第4 災害時優先電話の利用

災害時に電話が込み合い、通話が不可能又は困難な場合には、あらかじめ東日本電信電話（株）に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。
なお、災害時優先電話は、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第5 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災対法第57条の規定に基づき通信施設の優先使用をすることができる。

1 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- (1) 警察
- (2) 消防機関
- (3) 航空保安機関
- (4) 鉄道事業者
- (5) 水防機関
- (6) 気象機関
- (7) 電気機関
- (8) 自衛隊

2 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する範囲

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- (2) 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

使用時の注意事項

- ① 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該施設の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておく。
- ② 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ県警察本部長と協定しておく。

第6 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって、有線通信を利

用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づき非常通信を利用する。

1 非常通信の運用方法

(1) 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ① 人命の救助に関する事。
- ② 天災災害の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関する事。
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関する事。
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関する事。
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関する事。
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関する事。
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関する事。
- ⑧ 遭難者救援に関する事。
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関する事。
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関する事。
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関する事。
- ⑫ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する事。
- ⑬ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

(2) 非常無線通信文の要領

- ① 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- ② カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- ③ 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- ④ 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ⑤ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ⑥ 余白に「非常」と記入する。

(3) 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

(4) 非常通信の取扱料

原則として無料である。

2 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、次のとおりとすること。

名 称	電話番号	FAX 番号
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238-1776 (直通)	03-6238-1769

第7 アマチュア無線施設の利用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、アマチュア無線クラブに対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第8 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して通信の確保を図る。

第8節 広報広聴計画 【秘書広報班】 ▼1時間後～

市は、災害発生時に、被災市民等が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・被災者の安否確認を含む情報提供の体制を構築し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集等

1 災害広報資料の収集

市は、防災関係機関等の協力を得て、災害広報活動を行うために必要な資料を収集する。

収集資料の例

- (1) 市職員による被災現場等での伝聞情報、書面記録、写真、映像
- (2) 電話・インターネット等による災害用伝言板、ツイッター等の文字情報（特に市民の安否情報）
- (3) 防災関係機関・団体の伝聞情報、書面記録、写真、映像
- (4) 地域の自主防災組織、市民等からの伝聞情報、書面記録、写真、映像
- (5) 本田航空株式会社に依頼した航空写真
- (6) 市長等が実施した避難に関する情報
- (7) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- (8) 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- (9) 被災者生活再建支援に関する情報
- (10) 犯罪、流言飛語の防止に関する情報

2 災害広報資料の取りまとめ

災害広報資料は、広報活動の資料だけでなく、被災市民への各種援助措置や災害復旧・復興の資料となるため、収集した資料は適切に記録、整理しておく。

第2 市民への広報活動

市は、保有する媒体を活用し、また防災関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

1 広報内容

市民等に、以下の内容を迅速、的確に広報する。

広報内容の例

- (1) 避難指示、警戒区域の設定
- (2) 気象情報、国の宣言・法令適用等の発出状況や見通し（各種気象・水防警報、南海トラフ地震臨時情報、原子力緊急事態宣言、救助法適用、激甚災害指定等）
- (3) 市や消防団の応急対策の状況や、自衛隊・県等の対応状況
- (4) 地域の被害の状況
- (5) 指定避難所の状況、給水・給食の見込みや実施方法
- (6) ライフライン、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧状況
- (7) 被災者生活再建支援に関する情報
- (8) 臨時相談窓口の開設に関する情報 等

2 広報手段

次の広報手段を活用し、災害の状況等を勘案して適時適切な広報活動を実施する。

- (1) 市防災行政無線（同報系）の放送
- (2) 広報車による巡回放送
- (3) 市ホームページへの掲載、市防災情報メールの配信
- (4) 公式アプリ
- (5) ソーシャルネットワークサービス
- (6) 臨時市報の発行
- (7) 市庁舎、各指定避難所等の掲示板への掲示
- (8) 自主防災組織を通じた広報
- (9) 本田航空株式会社へ航空機による広報依頼
- (10) 県を通じて報道機関への放送要請

3 要配慮者への情報発信

要配慮者に対する広報は、外国人に対しての多言語による広報や、民生委員、福祉ボランティア団体や自主防災組織等の協力を得て、テープ版の臨時市報の配布や手話通訳者等の派遣など適切に行う。

4 帰宅困難者への情報発信

発災時には、帰宅困難者が、適切な判断・行動を行えるよう、市民ホールでの掲示、ホームページ、防災行政無線等による情報提供を行う。

5 災害用伝言ダイヤル・掲示板等の周知

災害発生時には、各通信事業者が、携帯電話、スマートフォン等を用いた「災害用伝言ダイヤル 171」や「災害用伝言板」を開設する。

指定避難所等への掲示、市防災情報メールでの情報提供等により、市民に周知する。

第3 報道機関への放送要請等

1 放送要請

本部長は人命の安全確保、人心安定及び災害対策活動において迅速・確実に期すべきもの、あるいは放送局による広報が適当と判断した場合には、県を通じ日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに対して放送要請を行う。

なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。

2 記者発表

本部長は報道機関に対して定期的に市の被害状況と対応状況を発表する。その際は秘書広報班を窓口として対応する。

- (1) 発災直後に、報道発表などに関する広報ルールを定める。
- (2) 記者会見以外にも随時、情報提供できるように、記者会見会場に情報掲示スペースを設置する。
- (3) 緊急に周知・報道が必要な場合には、報道機関にFAXによる情報提供を行う。
- (4) 内容については必要に応じ防災関係機関と確認、調整する。

① 発表及び要請の内容

発表及び要請すべき内容は次のとおりである。

ア 発表事項

- (ア) 災害対策本部の設置
- (イ) 火災、倒壊など各種被害の状況(発生箇所、件数など)
- (ウ) 避難状況
- (エ) 医療情報(受け入れ可能な病院など)
- (オ) 誤報の打ち消しと正確な情報の提供
- (カ) 要配慮者向け文字放送や外国語による情報提供
- (キ) ライフライン、交通機関の施設状況(被害状況、復旧見通しなど)

イ 要請事項

- (ア) 市民への行動指示と心得、人心安定と社会秩序保持のための必要な事項
- (イ) 二次被害が予想される地域住民などへの警戒呼び掛け
- (ウ) 被災地以外の市民へのお願い(不要不急の電話をしないほしいなど)
- (エ) デマ情報の打ち消し
- (オ) ライフライン、交通機関の施設状況(施設状況、復旧見通しなど)

第4 広聴活動

大規模災害時には、混乱と不安から市民の相談等が殺到することが予想される。市は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

1 臨時相談体制の構築

災害発生初期における市民の相談は、安否の確認、災害情報に関する問い合わせが中心となる。

このため、必要に応じて、市本部、指定避難所に行方不明者相談を主体とした臨時巡回相談を行い、

早期相談体制の確立を図る。その際、女性職員の配置に努める。

被災者の安否情報の提供は、被災者等の権利利益を不当に侵害することないように配慮しつつ、可能な限り対応する。

2 臨時総合相談体制の構築

災害が一段落した以降は、多種多様な相談、要望等が寄せられることが予想されるため、応急対策初期の臨時相談体制から、関連部門の合同体制による臨時総合相談体制へ移行する。その際、女性職員の配置に努める。

また、必要に応じて県及び関係団体等に専門家の派遣を要請する。

3 広報の実施

臨時相談窓口等を設置した場合は、防災行政無線等により市民に対して周知を図る。

4 県、市町村、関係団体との連携確保

市は、県、県内市町村及び関係団体との震災後の連携確保のために、災害情報相談センターにおいて開催される震災連絡相談会議に参加する。

第9節 水防計画 【土木施設班】 ▼発災前～

気象状況は時間とともに変化するため、常に気象予警報に注意し、関係機関から水防警報等の通報等があった場合は、河川及び内水の氾濫に備えて監視・警戒を強化し、また人員及び資機材を活用し、浸水の防止、被害の軽減を図る。

第1 重要水防箇所の現況

市域内における重要水防箇所は、図表 2-29 に掲載のとおりである。

第2 水防警報・洪水予報

国が管理する荒川・利根川の水防警報・洪水予報は、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して発する。市においては、熊谷市榎町にある国土交通省熊谷水位観測所の水位が 3.5m に達した時、「氾濫注意水位」が発出される。利根川については、伊勢崎市八斗島町にある国土交通省八斗島水位観測所の水位が 1.9m に達した時、「氾濫注意水位」が発出される。

県が管理する河川のうち、水防警報指定区間の水防警報は県知事が発する。また、県によりこれらの河川について、市民の避難及び準備に資する洪水情報が提供される。

市内には、県の水防警報発出の基準となる基準水位観測所はなく、近隣ではさいたま市北区日進町に鴨川の日進上基準水位観測所が、白岡市上野田に隼人堀川の千駄野基準水位観測所がある。元荒川の水位観測所は越谷市三野宮にある。また、県は赤堀川に、赤堀水位観測所（桶川市五丁台 598-2）を設置している。

市長は、水防警報・洪水予報・洪水情報を受けたとき、及び水防活動により、元荒川、赤堀川、江川、石川川など、市内河川の氾濫やその他内水滞留等が予想されるときは、直ちに災対法に基づく災害対策本部（又は災害警戒本部）を設置するとともに、関係機関及び市民に対し、電話、防災行政無線、広報車等により周知の徹底を図る。

市長は、避難判断水位を目安に、桶川市防災ガイド(洪水ハザードマップ)の浸水想定区域の住民を対象に、避難指示を発令する。なお、堤防決壊場所が桶川市地内の場合、浸水まで数分程度、鴻巣市吹上地先の場合、数時間程度、利根川の場合、半日程度と想定する。

図表 2-24 荒川・利根川の水位観測所

河川名	荒川	利根川
観測所名	熊谷水位観測所	八斗島水位観測所
地先名	埼玉県熊谷市榎町	伊勢崎市八斗島町
水防団待機水位	3.0m	0.8m
氾濫注意水位	3.5m	1.9m
避難判断水位	5.0m	3.9m
氾濫危険水位	5.5m	4.8m

出典：埼玉県川の防災情報

図表 2-25 洪水予報の種類

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

図表 2-26 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

出典：令和4年度埼玉県水防計画

図表 2-27 水防活動用

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

出典：令和4年度埼玉県水防計画

第3 河川等の監視・警戒

災害対策本部長（又は災害警戒本部長）は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防を巡回し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び北本県土整備事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

1 監視・警戒が必要な箇所

次の箇所を中心に、監視等を行う。

- (1) 重要水防箇所
- (2) 河川、下水道施設の工事箇所
- (3) 浸水履歴のある箇所

2 非常警戒時の巡視

災害対策本部（又は災害警戒本部）は、水防警報の「出動」発令の通知を受けたときは、直ちに体制を整え、必要人員を水防区域内の特に重要な箇所を中心とした河川、堤防及び樋管等の巡視を行う。

第4 水防活動

市民の生命、財産を守るため、水防警報の通知を受けたときから洪水等による危険が除去される間、水防活動を実施する。

1 警戒区域の設定

本部長は、水防法第21条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 樋管の操作

本部長は、出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに荒川上流河川事務所長及び北本県土整備事務所長に報告する。

なお、各樋管の操作基準は、次のとおりである。

図表 2-28 樋管の操作基準

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	開放の基準	閉鎖の基準	備考
荒川	宮下樋管	左岸 上尾市大字領家字 水下 841-5	国土交通大臣	桶川市長	内水位値が外水位値を上回り、樋管を開けて順流が確認された場合	樋管川表水位が 1.50m 以上で、荒川から逆流が始まったときに全閉する。	電動、手動
荒川	石川樋管	左岸 桶川市大字川田谷 字富士見 1630-4	国土交通大臣	桶川市長	内水位値が外水位値を上回り、樋管を開けて順流が確認された場合	熊谷水位が 3.50m 以上で、荒川から逆流が始まったときに全閉する。	電動 捲揚式
荒川	柏原樋管	左岸 桶川市大字川田谷 字八坂 2099-3	国土交通大臣	桶川市長	内水位値が外水位値を上回り、樋管を開けて順流が確認された場合	熊谷水位が 3.50m 以上で、荒川から逆流が始まったときに全閉する。	電動 捲揚式

出典：令和4年度埼玉県水防計画

3 消防団の活動

消防団長の指令に基づき、分団ごとに水防、救急救助活動などを行うとともに、安否不明者の捜索活動や市民の避難誘導などを行う。また、管内の被害が比較的少ない場合は、消防団長の指令に基づき、他地区の応援活動を行う。

4 決壊時の処置

(1) 通報

堤防等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生した場合、直ちにその旨を北本県土整備事務所、荒川上流河川事務所、氾濫の予想される方向の隣接する市町に通報する。

(2) 警察官の出動要請

本部長は、堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防法第22条の規定に基づき上尾警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(3) 居住者等の水防義務

本部長又は消防機関の長は、水防のため必要があるときは、水防法第24条の規定に基づき、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

5 避難のための立退き

(1) 立退き

本部長は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示する。

(2) 立退予定地等の住民への周知

指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

(3) 立退きの通知

水防管理者が指示する場合には、水防管理者は直ちに知事及び上尾警察署長に通知しなければならない。

6 水防活動の解除

本部長は水位が警戒水位を減じ、かつ、危険がなくなったときは、体制の解除を行うとともに、関係地区住民に周知させ、その旨を市本部に通報する。

第5 応援要請

1 他の水防管理者等への応援要請

本部長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

2 自衛隊に対する出動要請

堤防の決壊など甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、本部長は県に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

3 市内建設業者への協力依頼

本部長は、活動に支障となる障害物の排除、水防及び救助活動等を実施する場合において、ブルドーザー、バックホウなどの重機を必要とするときは、桶川市建設業協会に協力を要請する。

図表 2-29 重要水防箇所

河川管理者 県土整備事務所	水防管理 団体	河川名	重要度（注1）		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	秤杭位置			
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	55.2k 上 36m 55.2k 下 64m	98	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	53.6k 下 3m 53.6k 下 105m	106	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	53.2k 上 100m 53.2k 上 89m	11	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	破堤跡	要注意	左	桶川市川田谷	52.8k 上 23m 52.4k 上 194m	226	破堤跡（M40）左岸 52.8k 付近	月の輪工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水)	B	左	桶川市川田谷	52.0k 下 39m 51.6k 下 50m	433	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	積み土嚢工法
国土交通省 北 本	桶川市	荒川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	左	桶川市川田谷	51.6k 下 50m 51.6k 下 60m	10	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢工法 築まわし工法 シート張り工法
国土交通省 北 本	桶川市 上尾市	荒川	堤体漏水	B	左	桶川市川田谷 ～ 上尾市領家	51.6k 下 60m 51.2k 上 90m	252	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	築まわし工法 シート張り工法
埼玉県 北 本	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	B	左	鴻巣市常光 ～ 桶川市五丁台	3.9k 70m 0.0k	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工
埼玉県 北 本	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀川	堤防高	B	右	鴻巣市常光 ～ 蓮田市高虫	3.9k 70m 0.0k	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工
埼玉県 北 本	桶川市 上尾市	江川	堤防高	A	左	桶川市上日出 谷 ～ 上尾市領家	5.3k 0.0k	5,280	堤防余裕高不足	積土のう工
埼玉県 北 本	桶川市 上尾市	江川	堤防高	A	右	桶川市川田谷 ～ 上尾市領家	5.3k 0.0k	5,280	堤防余裕高不足	積土のう工

出典：令和4年度埼玉県水防計画

注1 「重要度」欄の評定基準は、次のとおり

重要水防箇所評定基準（国土交通省管理区間・埼玉県管理区間共通）

種 別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
越 水	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等
新堤防・破堤跡 旧 川 跡 ※			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている。

※「旧川跡」は国土交通省管理区間のみ

出典：令和4年度埼玉県水防計画

第10節 土砂災害対応計画 【総合調整班、土木施設班】 ▼発災前～

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

第1 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援する、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

2 土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市が適切に市民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

第2 情報の収集・伝達

- 1 市は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、市民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- 2 市は土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- 3 市は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- 4 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

第3 避難指示等の発令

市が土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、市長は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

第4 避難誘導

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速

かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

第5 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- 1 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。
- 2 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等を実施する。
- 3 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。
- 4 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。
- 5 発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 6 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第1.1節 道路応急対策計画 【土木施設班】 ▼1時間後～

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、市は全機能をあげて被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして交通規制等を実施する。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び通報

(1) 調査チームによる道路の被害状況調査

市は、市の管理する道路（以下「市道」という。）について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には、土木施設班は道路の被害状況を速やかに調査する。

(2) 道路管理者相互間の連絡

調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等に関連する道路管理者相互間で連絡を取り合う。

(3) 上尾警察署等への連絡

道路管理者は、前号の状況を直ちに上尾警察署、埼玉県央広域消防本部など関係機関に対して連絡を取る。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

(2) 付替道路の開設

応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

(3) 交通標示等

一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、上尾警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

(4) 集中的応急対策の実施

道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、本章 第1.9節「障害物除去計画」及び第2.2節「自衛隊災害派遣要請計画」等に掲げる必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、緊急交通路の確保を図る。

(5) 大雪時の除雪

大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図る。

(6) 放置車両対策

- ① 市が管理する道路上において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- ② 埼玉県公安委員会は、市が管理する道路において、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第2 交通規制対策

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、上尾警察署及び市は、防災関係機関との連携を図り、被災地における交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため、的確な交通規制を実施する。

1 交通規制の種類

交通規制は、以下の根拠法令に基づき、主に警察官や警察関係機関が行う。

市は、道路法第46条第1項に基づき、道路の破損、欠壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合に、市道の規制を行うことができる。

図表 2-30 交通規制の種類

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	(1) 災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条
		(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条
警察署長	同上	災害により道路の決壊その他交通上危険な状態が発生し、必要があると認めるとき。ただし、規制する区域が他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者車両等	道路交通法第5条
警察官	同上	(1) 災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき。	車両等	道路交通法第6条第2項
	車両等の後退又は道路交通法の定める方法と異なる通行方法の命令	(2) 前号の措置を行うほかやむを得ないとき。	現場にある車両等の運転者	
	必要な指示	(3) 前2号の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないとき。	現場の関係者	道路交通法第6条第3項

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
	通行の禁止又は制限	(4) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合	同上	道路法 第46条第1項

2 市が実施する交通規制

上尾警察署と連携を図り、市道の交通規制を実施する。

(1) 交通規制の実施

市道について、道路法による交通規制を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等により誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場において対応に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報するいとまがないときは、上尾警察署に対して道路法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

(2) 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ上尾警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかに通知する。

3 交通規制等の広報及び周知

上尾警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況及び交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

また、市民の自動車による避難の禁止を強く呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずるとともに、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制及び道路の交通状況について市民に周知し、交通の混乱防止に努める。

4 通行禁止区域等における義務及び措置命令

(1) 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

(2) 措置命令等

① 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げることで、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、

当該車両等の移動を命ずることができる。

- ② 命じられたものが措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

第3 緊急通行車両等の確認

災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

1 緊急通行車両等の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、上尾警察署において実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

2 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付される。

3 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

このため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出るものとする。また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

4 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示する。

資料 編 ○緊急通行車両確認申請書
○標章
○緊急通行車両等事前届出書

第12節 避難計画 【総合調整班、職員班、秘書広報班、救助班、医療班】 ▼発災前～

適切な避難指示、避難誘導等を行い、人命被害の軽減を図るとともに、避難者に対して一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第1 市民の自主避難

1 避難路の安全性の確認

避難者は、避難経路の安全性を確認した上で避難する。

2 避難行動要支援者の避難

自主防災組織等は、民生委員等と協力し、避難行動要支援者の避難を援助する。

3 避難における留意点

避難時は、車を避け徒歩により避難する。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間的余裕がある場合には、食料（1日分程度）及び身の回り品等とする。

避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

浸水時における避難上の注意

- (1) 歩ける水深は、男性で約70cm、女性で約50cm、子供で約20cmなので、あまり無理はしない。
- (2) 履物は、素足・長靴は危険、ひもで締められる運動靴がよい。
- (3) 必要によりお互いの体をロープ等で結んではぐれないようにする。特に、子供からは目を離さない。
- (4) 長い棒等を杖代わりにして、足下の安全を確認しながら注意して歩く。

第2 避難指示

1 実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示及び屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

図表 2-31 避難指示の実施責任者

実施責任者	根拠法令	適用災害
市長	災対法第60条	災害全般
知事、その命を受けた県職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水、雨水出水及び地すべり
水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法第94条	災害全般

※ 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものをいう。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

2 避難指示の実施

(1) 市長及び水防管理者

市長及び水防管理者（市長）は、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うとともに、関係機関に通知又は連絡する。

図表 2-32 市長からの避難指示



(2) 知事又はその命を受けた県職員

- ① 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。
- ② 知事又はその命を受けた県職員は、洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対して立退きを指示する。

図表 2-33 知事からの避難指示



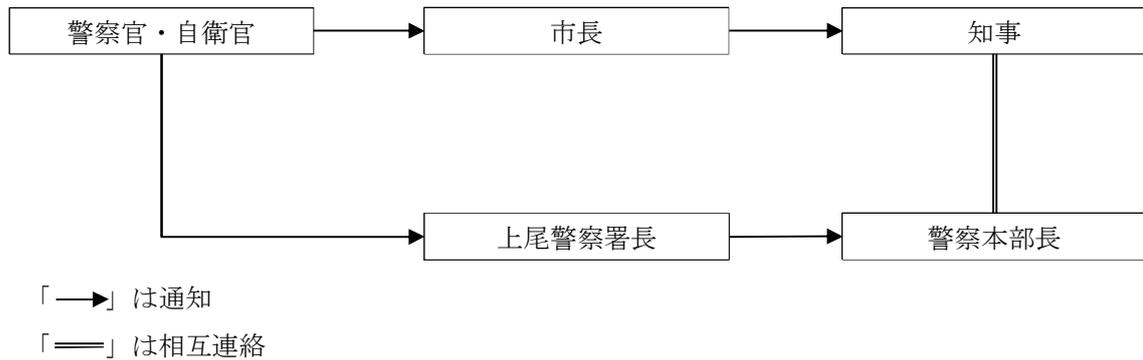
(3) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

図表 2-34 警察官・自衛官からの避難指示



3 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

避難指示等の明示内容

- (1) 要避難対象地域
- (2) 立退き先
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難理由
- (5) 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。

4 発令基準及び伝達方法

市長は、次の基準により避難指示等を行い、避難対象地域住民に周知する。その際、要配慮者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

図表 2-35 発令基準及び伝達方法

種 別	発令基準	伝達方法
避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断されるとき。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

【三類型の避難情報】

避難指示等の考え方は、次のとおりとする。

なお、市の発令基準は、当面、国土交通省荒川上流河川事務所（※1 印）及び利根川上流河川事務所の発令基準（※2 印）を参考に、熊谷観測所及び八斗島観測所の指定水位・警戒水位並びに危険水位と降雨状況を勘案して定めるものとする。

図表 2-36 三類型の避難情報

種 別	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>(※1) 発令基準：熊谷観測所の水位が指定水位（5.0m）に達し、さらに上昇が予想される場合</p> <p>(※2) 発令基準：八斗島観測所の水位が指定水位（3.9m）に達し、さらに上昇が予想される場合</p>	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p> <p>(※1) 発令基準：熊谷観測所の水位が警戒水位（5.5m）に達し、さらに上昇が予想される場合</p> <p>(※2) 発令基準：八斗島観測所の水位が警戒水位（4.8m）に達し、さらに上昇が予想される場合</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>災害発生（※3）又は切迫（※4）している状況</p> <p>(※3) 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>(※4) 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとは判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

（用語の説明）

- 避難：災害から命を守るための行動
- 立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。
 - ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
 - ・自宅等に浸水しない居室があること
 - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

5 関係機関等からの助言

市は、必要な場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について、県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局から助言を受けるものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

6 関係機関への連絡

避難指示等を行った場合は、直ちに次の関係機関へ連絡する。

(1) 施設管理者等への連絡

直ちに避難所として指定している施設管理者等に対して連絡し、避難所開設の協力を求める。

(2) 県知事への報告

市が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに知事に報告する。

(3) 関係機関への連絡

避難指示等を発令又は解除したときは、必要に応じ、埼玉県中央広域消防本部、上尾警察署等の関係機関に対し、その旨を通知するとともに、避難誘導等の必要な協力を依頼する。

(4) 近隣市町への連絡

災害の状況により、近隣市町に市民が避難することがあると判断した場合は、直ちに近隣市町へ連絡し、協力を求める。

第3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った場合は、その旨を関係機関及び市民に周知する。

図表 2-37 警戒区域の設定の区分

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 市長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防吏員又は消防団員 ② 警察官（注2）	消防法施行規則第48条命令で定める以外の者

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置 命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- (注1) 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注2) ①に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注3) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、①及び②がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注4) 知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代って実施しなければならない。

第4 避難行動に対する支援

1 避難行動支援の基本

市は、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、埼玉県央広域消防本部、上尾警察署、自主防災組織及び自治会等と協力し、市民の避難行動を支援する。

学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事前に定められたそれぞれの避難計画に基づき、児童生徒、病人、高齢者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。

2 市の措置

市は、避難行動を支援するため次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象区域の居住者等の動向、地域の被害状況及び避難行動要支援者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所等を選定し、開設する。
- (2) 避難先に指定する避難所等については、二次災害の危険を確認し、周辺の道路は、必要に応じて障害物の撤去等を行い、避難所等及び避難路の安全を確保する。

3 避難行動要支援者等への配慮

病弱者、高齢者等を優先的に避難させるとともに、避難対象区域に介助が必要な避難行動要支援者が居住する場合は、避難支援者とともに、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者の避難を支援する。

なお、避難の優先順位は、概ね次のとおりとする。

- (1) 病弱者、傷病者、障害者
- (2) 高齢者、乳幼児、児童、妊産婦
- (3) 上記以外の一般市民

4 埼玉県央広域消防本部の措置

埼玉県央広域消防本部は、最も安全と考えられる避難路を指示し、消防団員の協力のもとに、要所への誘導員及びロープ等による標示を必要に応じて行い、避難途中における事故防止に努めるとともに、夜間においては、可能な限り投光器等による照明を確保し、避難者の誘導及び避難経路の警戒等避難時の安全対策を適宜講ずる。

5 上尾警察署への協力依頼

- (1) 避難指示等を行った場合には、市民が安全に避難できるよう、上尾警察署に避難誘導の協力を依頼する。
- (2) 市民が避難した地域については、状況の許す限り警らを行うよう依頼し、犯罪の発生を予防する。

6 自主防災組織及び自治会等の措置

自主防災組織及び自治会等の長は、組織を活用し、避難指示等の周知を図るとともに、避難時は、地域住民が次の点に留意するよう指導する。

- (1) 出火防止
避難する際は、火の元の始末を完全に行い、電気のブレーカーを切って避難する。
- (2) 携行品の制限
携行品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、立退きに支障を来たさない必要最小限のものとする。
- (3) 避難手段
避難は、原則として徒歩による。

第5 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所の安全性の確認
避難所班は、施設の被害状況を目視し、施設の外観・内部、周辺の道路状況、火災発生状況等について、安全性を確認するとともに、ライフラインの状況を確認する。
避難所が開設できない場合は、市本部（職員班）にその旨の報告を速やかにするとともに、市本部の指示に従い、近隣の指定避難所又は他の公共施設に避難誘導する。
- (2) 避難所の開設
避難所班は、安全性が確認され次第、避難所を開設する。
- (3) 避難者の収容
避難所班は、混乱のないように避難者の協力を得ながら要配慮者を最優先に収容する。
収容の際には、事前に定められた避難スペースとし、避難者が他の施設に無断で入らないように徹底する。
- (4) 避難所開設の報告
避難所班は、避難所を開設した場合、速やかにその旨を市本部（職員班）に報告する。市本部（総合調整班）は、避難所を開設した場合には、その旨を公示する。

(5) 福祉避難所の開設

災害対策本部の指示による。

(6) 知事への報告

市本部は避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ① 避難所開設の目的、日時及び場所
- ② 避難所の箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2 避難所の運営

(1) 避難所の運営体制の確立

- ① 避難所の運営は、「桶川市避難所運営マニュアル及び同別冊」に基づき、避難所班員、学校教職員、自主防災組織、避難者自身が協力しながら運営する自主運営方式を基本とする。また、女性に配慮した避難所運営を行うため、運営に複数の女性の参加を図る。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。
- ② 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- ③ 避難所の運営に当たっては、共通編 第2章 第1節 第11「災害ボランティア活動の環境整備」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。
- ④ 避難所開設の班員、避難所となる施設の管理者、ボランティアは運営のサポートとして携わる。また、避難者の中から会長、副会長(2名)を選任し、任務を明確にして円滑な運営を行う。

ア 避難者名簿の作成

避難所運営職員（避難所班等）は、避難者の人数、状況等を把握するため、避難者名簿を作成する。

なお、避難者の中には、DV やストーカー等の被害者が含まれている可能性があることから、避難者名簿に個人情報の開示、非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底する必要がある。

作成した避難者名簿は、市本部（職員班）に送付する。

イ 居住区域の割り振り

居住区域は、可能な限り地区ごと（自治会等ごと）に割り振りを行い、円滑な避難所の運営を行う。

ウ 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(2) 要配慮者や女性、性的マイノリティ（LGBTQ）への配慮

- ① 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性及び性的マイノリティ（LGBTQ）に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース、福祉スペース等を

開設当初から設置するように努める。

- ② 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。また、女性の職員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズに対応できるように配慮する。
- ③ LGBTQ などの性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的マイノリティ本人の了解なしにマイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。
- ④ 障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、必要により社会福祉施設への緊急一時受け入れを依頼するとともに、必要に応じて施設入所調整を開始する。施設への緊急一時受け入れが困難な場合は、指定福祉避難所を開設し、介護職員の派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者、災害ボランティア等の協力を得て管理運営する。
- ⑤ 案内所、物資配布場所、トイレ等の表示は、大きい表示板、ピクトグラムなどで分かりやすく表示する。

(3) 物資、資機材の確保

物資、資機材は、桶川市防災倉庫及び各防災備蓄倉庫にある備蓄品を活用する。物資が不足する場合は、品目、数量を確認のうえ、市本部（総合調整班）に依頼する。

なお、物資、資機材の確保に当たっては、要配慮者や女性に十分配慮する。

要配慮者や女性に必要な物資、資機材の例示

高齢者…紙おむつ、尿とりパッド、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤

乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害…オストメイトトイレ

咽頭摘出…気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害…酸素ボンベ

聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者…嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見

えないごみ袋、防犯ブザー・ホイッスル
妊産婦…マット、組立式ベッド
外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハ
ラール食、ストール

(4) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

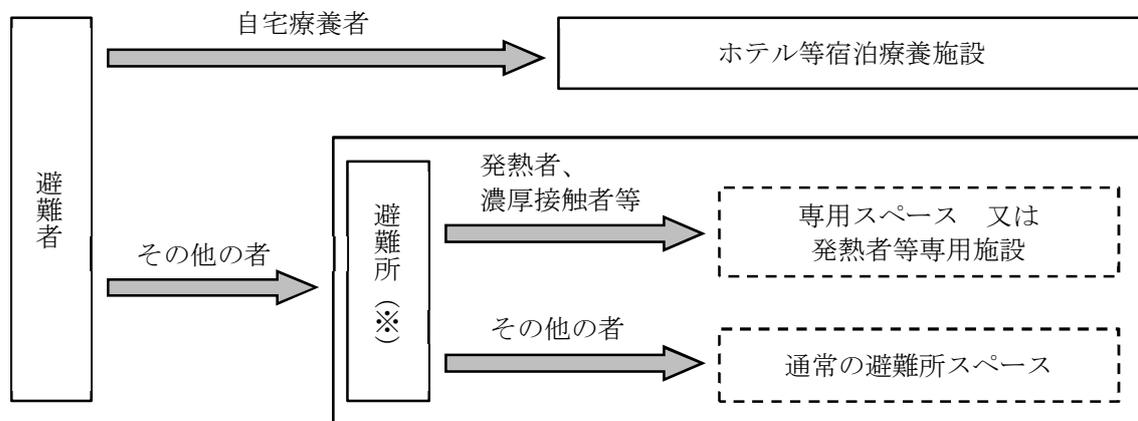
(5) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施、医師会との協定に基づく救護班の派遣等の必要な措置をとる。

(6) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、避難所班、医療班等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

図表 2-38 健康状態に合わせた避難場所の確保



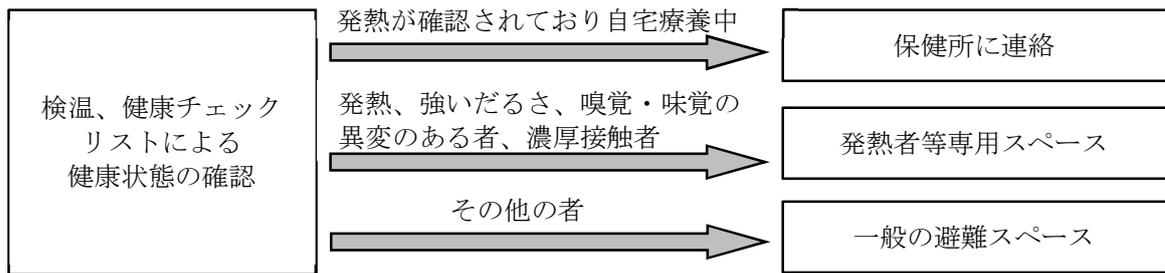
※十分なスペースを確保するため指定避難所以外（特別教室等の活用等）の確保を検討する。

① 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

ア 体育館が避難所となる学校施設では特別教室等の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

イ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

図表 2-39 避難所受付時のフロー



② 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

③ 避難者の健康管理

- ア 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- イ 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

④ 発熱者等の専用スペースの確保

- ア 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者(以下「発熱者等」という。)のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- イ 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ウ 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

⑤ 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

⑥ 自宅療養者の対応

- ア 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する
- イ 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

⑦ 市民への周知

市報、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を市民に周知する。

- ア 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討する。
- イ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討する。
- ウ マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難する。

⑧ 感染症対策

- ア 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- イ 定期的に清掃を実施する。(トイレ、ドアノブ等は重点的に)
- ウ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

⑨ 発熱者等の対応

- ア 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当

該避難者の処遇は医師の指示に従う。

イ 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

⑩ 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(7) 避難者と共に避難した動物の取扱い

① 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペース、又は施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができることとする。

② 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(8) 避難所生活の長期化対策

避難所生活が長期化した場合、生活関連、避難者の精神面等において種々の問題が発生する。

そのため、避難所班は、市本部（医療班）、臨時総合相談窓口と連携を図り、巡回健康相談等の対策を検討し実施する。

(9) 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

第6 避難所の縮小・閉鎖

1 避難所の縮小

市は、各指定避難所（指定福祉避難所を含む。）の設備、避難者数等の運営状況から、継続して使用する避難所を定め、避難者を移送し、避難所数を縮小する。

2 避難所閉鎖の決定

市は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難所を継続する必要がなくなり、被災者の生活再建の目処が立った時点で避難所を閉鎖する。

3 県等への報告

市は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

第7 広域避難・広域一時滞在

市は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。

また、協力を求められた場合は、県の支援のもと、避難所を提供する。

応援・受援対策編 第1章 第2節 第3「広域避難の支援」を準用する。

第8 救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)による。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第13節 救急救助・医療救護計画 【総合調整班、医療班】 ▼1時間後～

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、迅速な医療救護活動を実施する。

第1 救急・救助

1 救急・救助体制の確立

埼玉県央広域消防本部、上尾警察署等と連携して、傷病者の情報を共有し救急・救助活動を実施する。

2 救急・救助活動の基本方針

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 資機材の確保

消防署等の資機材を活用するほか、現場関係者及び市民の協力を求め、現地調達する。重機等の資機材が必要な場合は、市本部に連絡して緊急確保に努める。

4 応援要請

災害が甚大で、市で保有している資機材では救出が困難な場合は、相互応援協定に基づき、締結市町村から必要な救出資機材等を確保し、救出活動を行う。また、市は災害の状況によっては、県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編 ○災害時協定一覧

5 救助法適用時の費用等

被災者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 傷病者の搬送

救護所で治療が困難な傷病者は、後方医療機関に搬送し、必要な応急医療を実施する。

1 傷病者搬送の判定

県医療救護班の班長は、トリアージ（負傷者の分類）の実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

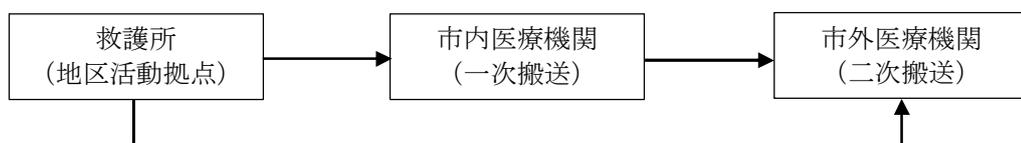
2 搬送先の決定

あらかじめ地区ごとに、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、おおよその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、後方医療機関の被災情報や搬送経路の状況など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

3 搬送手段の確保

- (1) 県医療救護班の班長から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送する。
- (2) 県医療救護班が保有している自動車を使用可能な場合は、当該自動車により搬送する。
- (3) 多数の傷病者が発生し、搬送車両が不足する場合は、市有車両を活用するほか、応援協定締結市町村や輸送業者に応援を要請する。
- (4) 傷病者の状況により、ヘリコプターによる搬送が最も有効と判断した場合には、本田航空株式会社に協力依頼、消防機関を通じてドクターヘリを要請、知事に県防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の災害派遣要請の要求を行うものとする。
- (5) 搬送経路の被災により、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を検討する。

図表 2-40 後方医療機関への搬送の流れ



資料編 ○災害時協定一覧

第3 医療・助産

1 医療体制の確保

(1) 関係機関への協力要請

本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、桶川北本伊奈地区医師会及び市内各医療機関に対し、協力を要請する。

(2) 医薬品の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び医療機材を、災害の規模に応じて桶川北本伊奈地区医師会、桶川市薬剤師会等の協力を得て確保する。状況によっては、応援協定締結市町村から緊急調達する。

(3) 後方医療機関の受入状況確認

後方医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を把握し、負傷者の受入体制を確認する。

(4) 時系列に沿った医療救護活動

災害時の医療救護は、発災後の時間の経過とともにニーズが大きく変化するので、時間経過に応じた適切な医療救護対策をとる。

図表 2-41 時系列に沿った医療救護活動

区 分	要 救 護 状 況
第1段階 (発災直後から概ね3日目)	あらゆるレベルの負傷者が混在する。 治療に当たるスタッフも限られるため、負傷者を分類（トリアージ）し、優先順位を整理して治療搬送を行う必要がある。
第2段階 (発災後概ね4日目から1週間)	外傷による負傷者のほか、内科系慢性疾患患者が加わる。 この時期には応援による医療スタッフも増えるため、薬剤師等の協力を得て、発災以前の治療の内容を調査する必要がある。
第3段階 (発災後概ね1週間以後)	内科系慢性疾患患者の継続治療が必要となる。そして通常の医療機関への移行が考慮される。一方、被災者の精神が不安定になる時期であり、被災者への心のケアが必要になる。

(5) 腎臓人工透析受け入れ先の確保

腎臓人工透析は、2日に1回程度の実施が必要である。市内医療機関閉鎖時には、県（保健医療部長）及びその他関係機関の協力を得ながら、被災患者の受け入れ先の確保を図る。

2 初期医療救護の実施

(1) 救護所の設置

本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、地区活動拠点である小学校（保健室）に救護所を設置するとともに、桶川北本伊奈地区医師会に対し救護所への応援（医師等の派遣）を依頼し、不足する場合は救護所への県医療救護班の派遣を要請する。

医療救護は、救護所を基本とし、地区内における避難所へ巡回診療を行い、これに対応できない避難所は、県の医療救護班が診療を行う。

(2) 県医療救護班の業務内容

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② トリアージの実施
- ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ④ 軽症者に対する医療
- ⑤ カルテの作成
- ⑥ 医薬品等の補給

- ⑦ 助産救護
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

3 県への応援要請

本部長は、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関（埼玉DMAT等）に協力を要請する。

【DMAT (Disaster Medical Assistance Team)】

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や機動救助隊と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

※基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名。

4 救助法適用時の費用等

市に救助法が適用され、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第4 保健衛生

1 精神保健活動

(1) 精神保健相談の実施

避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調を来たす場合があり得ることから、精神科医等の医療関係者の協力を得て、精神保健相談を実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、保健センター等に相談所を設置し、メンタルヘルスケアを継続して実施する。市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県にDPATの派遣を要請する。

【DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)】

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉 DPAT」を、県立精神医療センター及び県と DPAT 派遣に関する協定を締結した県内12の医療機関に設置する。

埼玉 DPAT は、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉 DPAT の派遣等を行うものとする。

※埼玉 DPAT のチーム構成：医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

市は、次の活動の実施について支援を求める。

- ① 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- ② 精神科医療機関のあっせん
- ③ 精神科医療機関への受診援助
- ④ 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- ⑤ 被災者の精神保健相談

2 栄養指導

(1) 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、市は、定期的に避難所、炊き出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

(2) 栄養指導班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求める。

- ① 炊き出し、給食施設の管理指導
- ② その他栄養補給に関すること

第14節 安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

【市民支援班、環境班、救助班】 ▼1日後～

災害により安否不明になっている者について迅速、かつ適切に搜索、收容し、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

第1 安否不明者の搜索

1 安否不明者に関する相談窓口の設置

- (1) 安否不明者については、避難所や市庁舎に設置する臨時相談窓口において受理し、市本部（市民支援班）へ報告する。
- (2) 届出に当たっては、安否不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴及び連絡先等、必要事項を聴取して記録しておく。

2 安否不明者の搜索

本部長は、届出に基づき、埼玉県央広域消防本部及び上尾警察署に安否不明者の搜索を要請するとともに、地元の消防団、自主防災組織等の協力のもとに実施するものとする。

(1) 搜索活動

救助法が適用になった場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。救助法が適用されない場合は市長が実施する。

- ① 本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者、又は、死亡の疑いがある者の搜索を警察、自衛隊などの関係機関の協力を得て迅速に実施する。
- ② 本部長は搜索現場の状況に応じ、警察、自衛隊、日赤奉仕団等の関係機関、消防、消防団、自主防災会等との連絡を密にし、役割や搜索区域の分担を行う。

(2) 安否不明者の把握

① 届出の受理

本部長は、搜索が必要とされるものの届出窓口を開設し、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

② 安否不明者の調査

本部長は、死亡者名簿、避難者名簿の確認や避難所、病院等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行う。

③ 安否不明者の確定

本部長は、警察と相互に安否不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い、届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、安否不明者数を確定する等の確かな情報の把握に努める。

④ 安否不明者に関する問合せ等

安否不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察と連携を図り、実施す

る。また安否不明者数を記者発表する場合は確定された数を発表する。

(3) 捜索の期間

安否不明者の捜索を行う期間は、原則、発災の日から10日間とする。11日目以降も捜索を行う必要がある場合は、期間(10日)内に、次の事項を明らかにし、県知事に申請する。

- ① 延長を必要とする機関
- ② 延長を必要とする地域
- ③ 延長を必要とする理由
- ④ その他(未だ発見)

(4) 安否不明者を発見した場合の措置

捜索中に安否不明者を発見した場合は、直ちに警察及び市本部に連絡する。

(5) 経費の負担

救助法が適用になった場合は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)の範囲内で県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 遺体の処理

1 遺体の検視(見分)

収容された遺体は、警察が検視(見分)を行う。

2 遺体の検案

遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、県医療救護班(医師)等が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

3 遺体の輸送

警察官による検視(見分)及び県医療救護班(医師)等による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、遺族等に引き渡すものとする。身元不明の遺体は警察の協力を得て、遺体安置所へ輸送し、収容する。

4 遺体安置所の開設

市は、二次災害のおそれのない適当な場所(公共建物等)に仮設する遺体の安置所に遺体を収容する。また、必要に応じて、警察官による検視(見分)及び県医療救護班(医師)等による検案を行うための検視所を併設する。

遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設置し、必要器具(納棺用品等)を確保する。

5 遺体の収容

市は、収容した遺体について、識別確認のため写真撮影などにより、その特徴を把握するとともに、遺留品等の整理を行う。

6 遺体の一時保管

市は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

7 実施状況報告

- (1) 担当責任者（環境班長）は、処理の日時、場所、遺体の確認、処理内容、検案その他必要事項を報告（日報）する。
- (2) 遺体の処理に当たっては、次の書類を整備する。
 - ① 遺体処理状況記録簿
 - ② 遺体処理台帳
 - ③ 遺体処理関係支出証拠書類

第3 遺体の埋・火葬

1 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により市が実施する。

(1) 埋・火葬の実施場所

原則として埋葬は市内で実施する。火葬は、原則として県央みずほ斎場で実施するが、被災により火葬が行えない場合は、県に協力を要請する。

(2) 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明しているとき又は処理能力を越えるときは、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは市が救助法適用地である場合は市が引き取るものとするが、市が混乱のため引き取ることが困難なときは、漂着した市町村が知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、救助法適用地が混乱のため引き取ることが困難なときは、遺体を撮影する等記録して、市が知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内において棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- ① 棺（付属品を含む。）
- ② 埋葬又は火葬
- ③ 骨つぼ又は骨箱

2 遺体の埋・火葬の実施

(1) 火葬は、次の施設において実施するものとし、埋葬は市内の適切な場所を選定して埋葬する。

なお、当該施設が災害により使用できない場合、又は火葬場の能力を上回る遺体が発生した場合は、県に応援を要請する。

火葬場

施設名	所在地	電話番号	火葬炉
県央みずほ斎場	鴻巣市境 1143	048-569-2800	8基

(2) 市民支援班長は、検案書、死亡診断書により住民票原本リスト及び戸籍等の確認後、埋火葬許可書の発行を行い、埋火葬台帳を作成する。特例埋火葬許可書の場合は、誓約書を提出させる。

(3) 環境班長は遺骨、遺留品を包装し、名札及び遺留品処理表を添付の上、保管所に一時保管する。

(4) 実施状況報告

① 環境班長又は救助班長は、埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費その他必要事項を報告する。

② 埋・火葬を行うに当たっては、次の書類を整備する。

ア 埋葬実施状況記録簿

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬関係支出証拠書類

エ 遺留品処理表

3 埋・火葬の調整及びあっせん

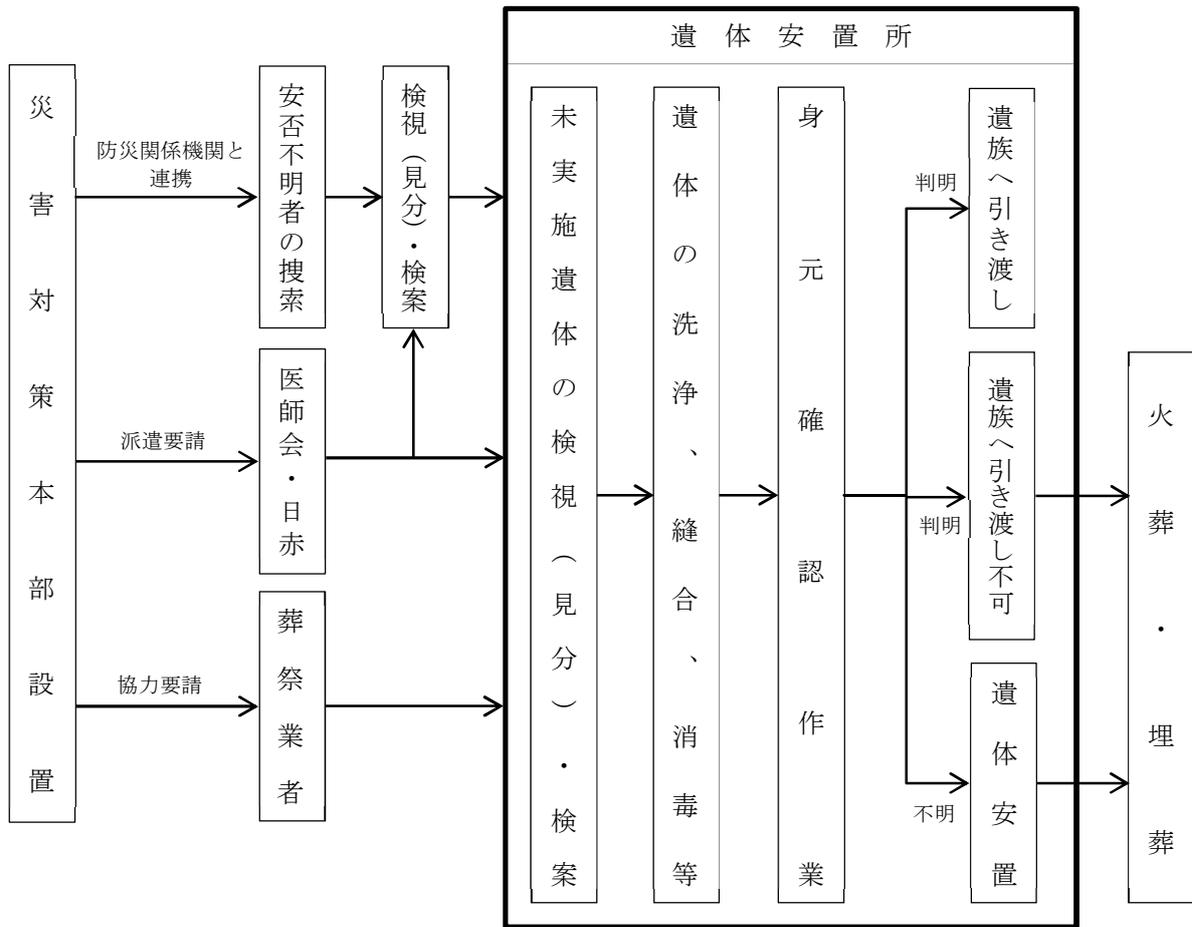
身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、市は葬祭業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

第4 救助法適用時の費用等

安否不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

図表 2-42 安否不明者の搜索、遺体の収容等のフロー



第15節 要配慮者等の安全確保対策

【総合調整班、秘書広報班、帰宅困難者班、救助班、医療班、避難所班】 ▼1時間後～

災害時に被害を受けやすい高齢者、傷病者、妊産婦、障害者、乳幼児及び外国人等の要配慮者に対して、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進する。

第1 避難行動要支援者の安全確保

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難指示等を適切に発令する。

避難支援等関係者が早い段階で避難行動等の支援を開始できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮を要する。

2 避難行動要支援者に対する避難支援

- (1) 避難所班は、救助班及び医療班と連携を図りながら、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者に対して高齢者等避難等の伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援を行う。なお、避難誘導等を行うに当たっては、地域の消防団及び自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の安全を第一に行う。
- (2) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。市は、平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- (3) 市は、名簿情報を提供した際には、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (4) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 安否確認の実施

避難所班は、救助班及び医療班と連携を図りながら、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、所在確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら行う。

4 救助活動の実施

市は、必要により避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に、警察、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

5 避難所におけるケア対策

避難所では高齢者や障害者等の要配慮者を介護するケア・スペースを確保するとともに、相談機能も付与する。

6 要配慮者用避難所の開設

避難生活では、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、必要により社会福祉施設、医療施設に対して緊急一時受け入れ、特例的（定員外）入所を依頼する。

施設への緊急一時受け入れが困難な場合は、次の施設を指定福祉避難所として開設し、訪問介護・居宅介護の派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者、災害ボランティア等の協力を得て管理運営する。

指定福祉避難所

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	桶川市末広 2-8-29（総合福祉センター内）	728-1122
保健センター	桶川市鴨川 1-4-1	786-1855

7 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資の供給、調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般避難者と別に設けるなど配慮する。

市は、在宅の要配慮者にも生活救急物資の供給が行える配布手段、方法を整備する。

8 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、民生委員、福祉ボランティア団体や自主防災組織等の協力により、臨時市報等を配布し、また手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送、テレビ等の情報を随時提供していく。

9 相談窓口の開設

市は、避難所等に臨時相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、看護師、保健師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

10 巡回サービスの実施

市は、救助班、民生委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第2 社会福祉施設入所者等の安全確保

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織等に協力を要請する。

3 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。
市は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や移送用自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。
市は、備蓄物資の調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

5 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設への連絡

市は、荒川又は利根川の水位が上昇し、危険水位に達するおそれがある場合等には、洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設である次の施設に電話・FAX、自主防災組織、消防団等により、直ちに当該情報を提供し、必要な安全確保対策をとるよう指示する。

浸水想定区域内の要配慮者関連施設

施設名	所在地	電話番号
桶川市児童発達支援センターいずみの学園	桶川市川田谷 1991-1	048-786-2306
いずみのの家	桶川市川田谷 1991-5	048-786-2213

6 ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

7 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、災害ボランティア等の協力を得ながら巡回チームを編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第3 外国人の安全確保

1 安否確認の実施

市は、職員や災害時語学ボランティア等により調査チームを編成し、外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

市は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

市は、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また、災害時語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・臨時市報等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や災害時語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

【環境班、産業班、総合調整班、桶川北本水道企業団】 ▼3時間後～

災害時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

第1 飲料水の供給

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を実施する。

1 給水の方針

市は、桶川北本水道企業団と連携・協力して被災住民に対して飲料水の確保を図るように努める。最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、緊急調達や相互応援協定に基づき支援を要請し、又は県に速やかに応援を要請する。

資料編 ○災害時協定一覧

2 飲料水の供給基準

被災者に対する飲料水の供給は、次の基準で実施する。

(1) 対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者を対象に行う。

帰宅困難者など広域一時滞在者に対しても、飲料水を供給する。

(2) 供給量

1人1日当たりの供給量は、災害発生時から3日目までは、飲料水として約3リットル、4日目以後は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを目標とする。

3 給水方法

(1) 需要範囲の把握

災害によって市全域又は一部の地域で給水が停止し、若しくは汚染し、飲料水として適さない場合には、環境班は、次の方法により需要範囲を把握する。

- ① 市民からの通報
- ② 桶川北本水道企業団からの報告

(2) 給水方法

断水時の飲料水の供給は、市内の必要な地点に給水所を設け、給水車等により浄水を供給する。浄水が得られない場合は、ろ水器機等の活用を図る。必要に応じて、放射性物質測定を行い、基準値を下回った水のみを使用する。

初期の応急的な給水活動は、小中学校などの避難所及び医療施設、福祉施設等の重要拠点へ緊急

第1章 風水害応急対策計画

第1.6節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

給水を中心に行い、以後、応援体制等を整え次第、順次公園や集会所などに給水拠点を拡大する。

また、生活用水としてトイレ、洗濯などに使用する水は、民間における井戸水等を活用する。

(3) 広報の実施

応急的な給水を実施する場合は、住民等に対して防災行政無線、市防災情報メール、広報車等により給水場所・時間等について周知を図る。

4 給水施設の応急復旧

市は、上水道、簡易水道、簡易給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完成させることを目標とする。このとき、復旧資材及び復旧工事に必要な技術者等は、必要に応じ県に要請し、あっせんを受ける。

第2 食料の供給

災害時の被災者及び災害救助に従事する者に対して食料を確保し、供給する。

1 供給の基準

(1) 供給対象者

供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しては、要配慮者に配慮した食料の提供、優先供給など、十分に配慮して供給する。

- ① 被災者及び災害救助従事者
- ② 米穀の供給機構が混乱し、食料の確保ができない市民
- ③ 帰宅困難者など広域一時滞在者

(2) 供給品目

給与する食品の品目は、次のとおりとする。

- ① 前項①にあつては、米穀（米飯を含む。）、缶入りソフトパン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調製粉乳又は保管用液体ミルクとする。
- ② 前項②にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては缶入りソフトパン及び乳製品とする。

2 備蓄食料の供給

桶川市防災倉庫及び各防災備蓄倉庫に備蓄しているアルファ化米、缶入りソフトパン等を避難者等に供給する。

3 食品の調達

備蓄食料では不足する場合、又は必要とする食品がない場合には、次により調達する。

(1) 協定締結事業者及び市内販売業者等からの調達

協定を締結している事業者等から必要量の米穀や食品を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、協定締結事業者及び市内販売業者等から必要量の食品の調達が困難な場合

は、相互応援協定締結市町村から必要量の食品を緊急調達する。

資料編 ○災害時協定一覧

4 県への要請

(1) 米穀の供給

- ① 大規模な災害のため、手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の供給を要請する。
- ② 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け総合食料局長通知)に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

(2) その他の食品の供給

大規模な災害のため、市内食品販売業者等では不足する場合は、知事に供給を要請する。

5 食料の集積場所

協定締結事業者及び市内販売業者等から調達した食品や相互応援協定締結市町村から調達した食品は、桶川サン・アリーナに集積する。

6 炊き出しの実施

炊き出しは、自主防災組織及び災害ボランティアの協力を得て、避難所及び共同調理場など炊事設備を有する施設で行う。

多大な被害を受け、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。

7 実施状況報告

市長は、炊き出し、食品の給与を実施したとき(県の協力を得て実施した場合も含む。)は、実施状況を速やかに知事に報告する。

第3 生活必需品等の供給

災害時の被災者に対して衣料、生活必需品その他の物資を確保し、支給又は貸与する。

1 供給の基準

(1) 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品(以下「生活必需品」という。)を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

帰宅困難者など広域一時滞在者に対しても、「生活必需品」を供給する。

(2) 支給又は貸与の品目

寝具（毛布等）、外衣（洋服、作業衣、子供服等）、肌着、身の回り品（タオル、サンダル等）、炊事道具・食器（皿、箸等）、日用品（洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）などを支給又は貸与する。

支給又は貸与に当たっては、要配慮者及び女性への配慮に努める。

2 備蓄物資の供給

桶川市防災倉庫及び各防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等を避難者等に支給又は貸与する。

3 生活必需品の調達

(1) 協定締結事業者及び市内販売業者等からの調達

協定締結事業者及び市内販売業者等から生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、協定締結事業者及び市内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、相互応援協定締結市町村から必要とする生活必需品を緊急調達する。

資料編 ○災害時協定一覧

4 県への要請

大規模な災害のため、協定締結事業者及び市内販売業者等並びに相互応援協定締結市町村から必要物資が確保できない場合又は不足する場合は、県に備蓄物資の供給を要請する。

5 生活必需品の集積場所

市内販売業者等から調達した生活必需品や相互応援協定締結市町村から調達した生活必需品は、桶川サン・アリーナに集積する。

第4 国によるプッシュ型支援への対応

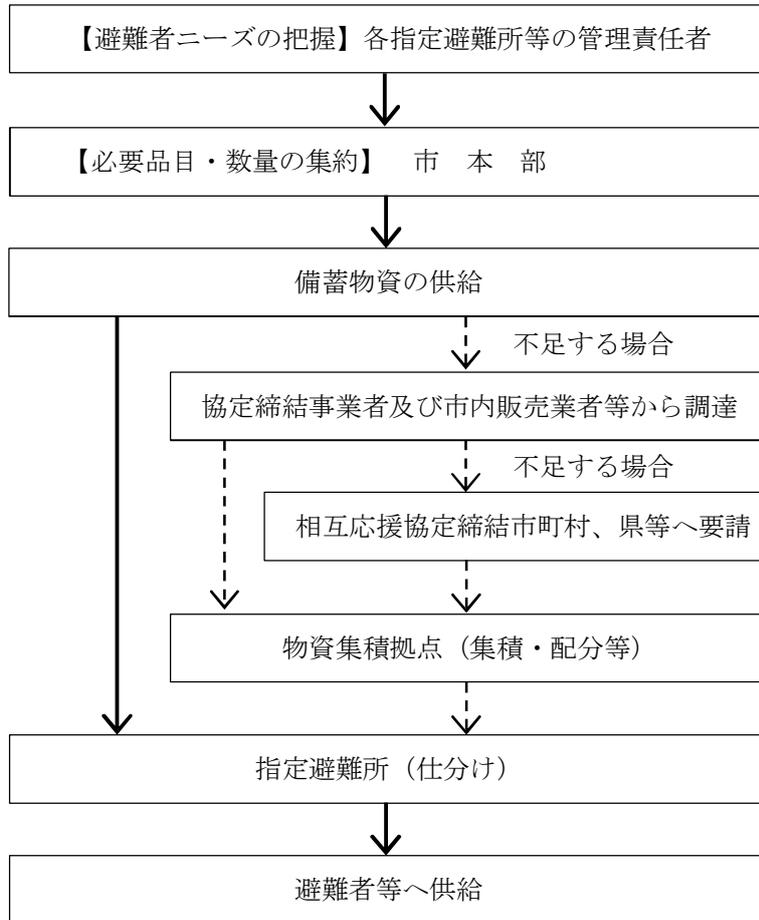
市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。また、プッシュ型支援を受ける際は、必要な情報について可能な限り国に提供する。

第5 救助法適用時の費用等

飲料水の供給に要した費用、炊出し等による食品の配布に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和3年度埼玉県告示第932号）」の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

図表 2-43 食料・物資の供給フロー



第17節 住宅対策計画 【都市施設班、救助班】 ▼1日後～

風水害や大地震により被災した建築物等に対し、余震などによる倒壊や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの二次災害を防止するとともに、その後の迅速な復旧につなげるため、被災建築物応急危険度判定・被災度区分判定を実施する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため応急修理を実施する。

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

第1 応急危険度判定・被災度区分判定

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

(1) 危険度判定の目的

被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するもの
被災宅地危険度判定	被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保するもの

(2) 危険度判定の実施

被害状況報告に基づき、建築物の危険性を確認するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の災害後での使用可能性について判断を行う。

被災建築物の応急危険度判定を行う場合には、「桶川市被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、市は、応急危険度判定を実施する。

なお、市職員及び協定に基づく応急危険度判定士などでは不足する場合は、県（県土整備部、都市整備部）に危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 「被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム」の活用

市職員の有資格者の登録を進めるとともに、発災時には必要に応じて活用し、危険度判定士の確保を図る。

資料編 ○災害時協定一覧

2 被災度区分判定調査

被害状況報告に基づき、必要に応じ県、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

なお、被災度区分判定調査とは、災害による建物の性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 応急住宅の供給

1 応急住宅の定義

応急住宅は、災害救助法に基づき供与される住宅であり、「住家が全壊、全焼又は流出し、居住する家のない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容する」とされている。

住宅の供与主体は県であり、県は市町村に住宅の発注や入居手続き、入居後の管理等の業務を委任できることとされている。

(1) 公的住宅等の利用

公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

県から空家の提供を依頼された場合は、被災者に提供する。

② 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

ア 住宅が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住居のない者

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者

③ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

① 建設型応急住宅

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

建設型応急住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

ア 用地の確保

建設型応急住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、建設型応急住宅適地の基準に従い、適切な用地選定を行う。

用地は、公有地又は建設可能な私有地の中から建設型応急住宅建設予定地を選定する。なお、私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

建設型応急住宅適地の基準

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 浸水等のおそれのない場所
- (カ) 既存生活利便施設が近い場所
- (キ) 造成工事の必要性が低い場所

イ 建設型応急住宅設置計画の策定

市は、県が策定する建設型応急住宅全体計画に基づき、次の点を明記した建設型応急住宅の設置計画を策定する。

- (ア) 建設型応急住宅の入居基準
- (イ) 入居者の選定方法
- (ウ) 建設型応急住宅の管理
- (エ) 要配慮者に対する配慮

ウ 建設型応急住宅の建設

県から建設型応急住宅の発注業務を委託された場合、市は、市内建設業者等に建設型応急住宅の建設を発注するものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、建設型応急住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

市は、県より建設型応急住宅の維持管理を委任され、公営住宅法に準じて維持管理する。

② 賃貸型応急住宅

市は、県と連携して関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

③ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。

なお、選定に当たっては、救助班、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

- ア 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
 - イ 居住する住宅がない被災者
 - ウ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者
- ※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

④ 入居時の留意事項

ア コミュニティ形成への配慮

それまでの地域的な結びつきや近隣の状況など、コミュニティの形成に配慮して入居させるよう努める。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

イ 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

ウ 入居期間

原則2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

第3 被災住宅の応急修理

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、応急危険度判定結果等により修理戸数を決定する。

2 応急修理の実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

(1) 修理対象者

災害により住宅が半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

3 応急修理の実施

市は、桶川市建設業協会等の協力により応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

4 県への報告

市は、応急修理した結果を県に報告する。

第4 救助法適用時の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また市が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第18節 文教・保育対策計画 【救助班、学校教育班、社会教育班】 ▼発災前～

災害時において、児童生徒の生命並びに身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童生徒等への適切な措置を講ずる。

第1 学校の応急対策

災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先とし、さらに教育活動の場を確保し、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

1 緊急対応措置

(1) 児童生徒の安全確保

① 在校時の対応

ア 教職員は、風水害による学校施設の損壊等の発生により、児童生徒に危険が及ぶと判断したときには、速やかに安全な場所に避難させた後、児童生徒の所在を確認する。児童生徒等が被害を受ける事態が発生した場合には、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。

イ 校長は、退避後あるいは下校時の児童生徒の安全確保が十分でないと判断したときは、安全な場所に留め置き、保護者又は保護者に準ずる者と定めた者へ直接引き渡す。

ウ 校長は、災害の規模及び児童生徒等、教職員並びに施設設備の被害状況把握結果を、教育委員会に報告する。

② 登下校時の対応

教職員は、PTAや自主防災組織などの協力を得て、児童生徒の安全確保を図るとともに、児童生徒の被害状況を把握し、速やかに校長に報告する。

③ 在校時外の対応

教職員は、原則として全員学校に出勤し、速やかに児童生徒及び教職員の安否、所在を確認する。校長は確認した結果を教育委員会に報告する。

④ 臨時休業等の措置

ア 登校前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、休業措置を登校前に決定したときは、速やかに防災行政無線その他確実な方法で保護者に周知徹底する。

イ 登校時の措置

児童生徒が登校時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、校長は教育委員会と協議し必要に応じて臨時休業措置をとる。

この場合、児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校、教職員の付添いなどの措置をする。

(2) 学校が避難所となる場合の措置

学校は、市職員（避難所班）が配置されるまでの間、避難所の運営に係る業務に対応することが想定されるため、児童生徒の安全確保を最優先に対応するとともに、校長の指揮のもと必要に応じて避難所の開設・運営に協力する。

(3) P T A、地域との協力

① P T Aとの協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応ができないことから、児童生徒の安否、所在の確認、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品の支給に関し、P T Aの協力を求める。

② 地域の自主防災組織等の協力

安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、災害ボランティア、学校医等の協力を求める。

2 応急教育の実施

(1) 応急教育計画の作成及び実施

災害により、学校施設が被災したり、地域の避難施設となった場合には、市本部（学校教育班）と緊密な連携をとり、児童生徒、教職員、施設・設備の被害状況を把握した上、校舎の収容可能状況を勘案して、短縮授業、二部授業や近隣校・公共施設を利用した授業など教育活動の方法を定めた応急教育計画を作成し、次の点に留意して実施する。

- ① 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。
- ② 学校施設の応急的復旧が不可能な場合や長期的に地域の避難所となるなど授業の再開が不可能となった場合には、応急教育活動の実施と避難生活との調整について市本部（学校教育班）と協議する。
- ③ 児童生徒が他の地域に避難し、応急教育を受ける必要がある場合には、県に連絡調整を依頼する。また、卒業証書の取扱いなど弾力的な対応を実施するよう国、県に対し要請する。

(2) 教職員の確保

被災教職員が多数で1学校内で調整できないときは、授業の実施状況に応じ、市教育委員会が管内の学校間において調整する。また、市教育委員会において調整できないときは、県教育委員会に教職員の確保について要請する。

(3) 教材・学用品等の調達及び配給方法

被災児童生徒に対する学用品の給付は、救助法の基準に準じて行う。

① 給付の対象者

災害による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある児童生徒（義務教育学校の前期課程の児童及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

② 給付の範囲

学用品の給付は、被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書（教材を含む。）
- イ 文房具
- ウ 通学用品

③ 給付の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

④ 給付の方法

教科書については、被災学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会への報告に基づき教科書供給書店から一括調達し、市（教育委員会）が支給する。

学用品については、県教育委員会から送付を受けたもののほか、被害の実情に応じ現物をもって、市（教育委員会）が支給する。

⑤ 救助法適用時の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(4) 給食の実施

学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急措置を講じ給食実施に努める。保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用にも供されることが予想されるため学校給食及び炊出しの調整に留意する。

衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(5) 生活指導等

被災した児童生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施する。

第2 文化財の応急対策

災害時における文化財の被害は、文化財の材質、形状等によって異なるため、それらに対応した適切な対策が必要となる。

所有者、管理者、その他関係機関は、入場者等の安全を図ると同時に、文化財の保護対策に万全を期する。

1 被害状況の調査、報告

所有者又は管理者は、災害が鎮静化した後に、被害状況を速やかに調査し、市本部（社会教育班）へ報告する。

市本部（社会教育班）は、必要に応じて県教育委員会又は文化庁長官へ被害状況を報告する。

2 被害の拡大防止

所有者又は管理者は、火災、余震等による倒壊、盗難、風雨による文化財の二次的被害の防止に努める。

3 応急措置の実施

災害の種類、規模等に応じ、適切な応急措置を実施する。

- (1) 展示、保管中における転倒・落下等による破損については、個々に容器、袋等で保管する。
- (2) 火災による破損については、消火後、容器等に密封保管する。
- (3) 水災による破損については、カビ等に注意し容器等で保管する。
- (4) 倒木、落木等（天然記念物）については、柵や危険である旨の表示板等を立てる。
- (5) 小規模な被災建物内の文化財は、一時的に公共施設に移動・保管する。

第3 保育・療育施設の応急対策

災害時における保育・療育児童の生命及び身体の安全確保、並びに保育・療育の確保を図るために必要な応急措置を講ずる。

1 緊急対応措置

(1) 児童の安全確保

① 保育・療育時の対応

ア 職員は、災害による保育・療育施設の損壊等の発生により、児童に危険が及ぶと判断したときには、速やかに安全な場所に避難させた後、児童の所在を確認する。

イ 保育所・桶川市児童発達支援センターいずみの学園・放課後児童クラブは、地域周辺の安全が確認され、児童を保護者に引き渡すことが適切であると判断された場合には、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者に連絡する。

② 保育・療育時外の対応

職員は、保育・療育再開に当たり児童及び保護者の安否、所在を確認する。

③ 臨時休園等の措置

市は、「桶川市内保育所等の災害時における臨時休園等ガイドライン」に基づき、災害時の臨時休園の判断を行い、保育所等へ連絡を行う。

2 応急保育の実施

災害により、保育・療育施設が被災したり、地域の避難施設となった場合には、市本部（救助班）と緊密な連携をとり、児童、職員、施設・設備の被害状況を把握した上、施設の収容可能状況を勘案して、保育所・桶川市児童発達支援センターいずみの学園・放課後児童クラブの統合、近隣公共施設を利用した保育・療育活動などを定めた応急保育計画を作成し、早期に保育・療育再開できるよう次の点に留意して実施する。

- (1) 応急保育施設の指定、応急保育の開始時期及び方法等を保護者に連絡する。
- (2) 児童が他の地域に避難し、応急保育を受ける必要がある場合には、県に連絡調整を行う。
- (3) 被災職員が多数で保育所内で対応できないときは、保育・療育の実施状況に応じ、市が管内の保育所間において調整する。

3 要保護児童の援護

(1) 要保護児童の把握

救助班は、災害による保護者の死亡、けが等により保護が必要な児童の把握を速やかに実施する。

(2) 親族等への情報提供

救助班は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護児童の援護

児童福祉法に基づく措置を講ずる。

第19節 障害物除去計画 【土木施設班】 ▼1日後～

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障を来たす場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

第1 住宅関係障害物の除去

1 除去の対象

自然災害等により住家に運び込まれた土砂、立木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ、市が実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- (5) 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

2 対象の選定

障害物除去対象の選定は、市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

3 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

4 除去の方法

市は、桶川市建設業協会等の協力により、障害物の除去を行う。

労力又は機械力が不足する場合は県（越谷建築安全センター）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるとする。

5 救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

(1) 道路上の障害物の除去について、道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行う。

除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

(2) 道路上に障害物が倒壊するおそれが出た場合、法令に基づいて関係機関が協議し、処理を行う。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行う。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

(1) 交通に支障のない市有地。

(2) 適当な場所がないときは、民有地を借用する。この場合は、所有者との間に土地賃貸借契約及び補償契約を締結する。

第20節 緊急輸送計画 【総務班、土木施設班】 ▼3時間後～

災害時における応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

第1 輸送の基本方針

1 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- (1) 市民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

2 輸送の対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

- (1) 第1段階（被災直後）
 - ① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ③ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - ④ 自治体等の応急対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資等
 - ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階（概ね被災から1週間後まで）
 - ① 第1段階の続行
 - ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 疾病者及び被災地外へ退去する被災者
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（概ね被災から1週間後以降）
 - ① 第2段階の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品

第2 陸上輸送

1 被害状況の把握

市本部（土木施設班）は、道路の被害状況等を速やかに把握し、市本部（総合調整班）に報告する。市本部は、直ちに調査結果を県に報告する。

2 道路に関する情報の提供

土木施設班は、被害状況調査結果に基づき使用可能な道路情報を定期的に市本部（総合調整班及び総務班）に報告する。

3 輸送手段の確保

総務班は、庁用車の使用を一括して管理するとともに、次の関係機関に協力を要請し、輸送力を確保する。

- (1) 運送業など私有車両の借上げ
- (2) 自主防災組織や災害ボランティアの活用
- (3) 県、自衛隊、相互応援協定締結市町村等への支援要請

資料編 ○災害時協定一覧

4 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続き等については、本章 第12節「道路応急対策計画」に定めるところによる。

第3 航空輸送

1 航空輸送の実施

災害により道路が寸断されるなど陸上輸送が困難な場合、又は重症者など緊急輸送が必要な場合は、本田航空株式会社、県、また必要によって県を通じて自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

2 交通の確保

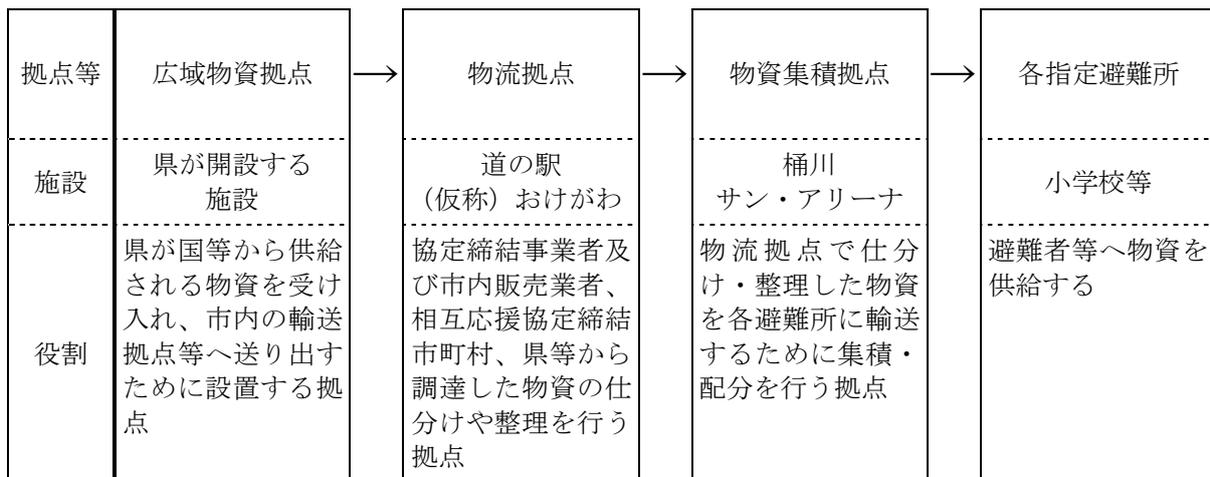
直ちに臨時ヘリポートの緊急点検を行い、使用可能状況を本田航空株式会社及び県へ報告する。

資料編 ○飛行場場外離着陸場一覧
○災害時協定一覧

第4 集積場所及び要員の確保

物資の集積、配分業務を円滑に行うため、桶川サン・アリーナを物資集積拠点とし要員を派遣する。また、国、県及び市は、被災状況に応じ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資拠点、物流拠点（道の駅（仮称）おけがわ）、市の物資集積拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

図表 2-44 救援物資等の輸送の流れ



※ 上記の流れは、災害や被害状況に応じ変更する場合がある。

第5 救助法適用時の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（令和3年度埼玉県告示第932号）の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第21節 労務要員等確保計画 【職員班、救助班】 ▼1日後～

第1 労務供給計画

災害応急対策の実施に当たって、対策要員等の人員が不足、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、必要な人員を雇用する。

1 実施責任者

- (1) 災害応急対策に必要な作業員等の雇上げは、市長が行う。
- (2) 救助法が適用された場合における作業員等の雇上げによる労務の供給は、県が行うが、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する雇上げや、知事の救助を待つことができないときは、市長が行う。

2 雇用方法

市本部は、災害の規模、程度により本部の要員等が不足すると判断したときは、次の方法により、労働力を確保する。

- (1) 桶川市建設業協会等への協力要請
- (2) 大宮公共職業安定所長に対する求人依頼
- (3) 知事に対するあっせんの要請

3 労務内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

4 救助法適用時の費用等

応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(令和3年度埼玉県告示第932号)の範囲内において県に請求する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 ボランティア受入対策

大規模な災害が発生した場合、多数の災害ボランティアが救援活動に駆けつけることが予想される。そのため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、桶川市社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターと緊密な連携を図り、災害ボランティアの受入れ及び調整等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。

1 地域ボランティアへの協力要請

市本部は、災害の状況等により要員が不足すると判断するときは、桶川市社会福祉協議会、赤十字奉仕団、ボーイスカウト、業種別団体組織その他の民間団体及び中学・高校の奉仕団に対して、災害ボランティアの協力を要請する。

また、必要に応じ、県及び県災害ボランティア支援センターに対して災害ボランティアの派遣等を要請する。

2 災害ボランティアセンターの登録・受付

- (1) 地域や全国からの個人、学生、団体、企業、組合等の支援・協力の申入れがあった場合は、災害ボランティアセンターで登録、受付を行い、登録情報を総合的に管理する。
- (2) 登録・受付をする場合は、災害ボランティア希望者の自発性を阻害させることなく、できる限り待機状態をつくらぬよう、希望者が選択する活動を中心に即時に紹介するよう努める。

ボランティア活動の例示

- ① 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話 等
- ③ ボランティアコーディネート業務

3 災害ボランティアセンターの発足等

- (1) 災害ボランティアセンターの発足
 - ① 桶川市社会福祉協議会は、市本部（救助班）と連携し、各ボランティア団体等に呼びかけ、災害ボランティアセンターを発足させる。
 - ② 災害ボランティアセンターの活動本部は、桶川市社会福祉協議会に活動拠点を置く。
 - ③ 災害ボランティアセンターは、参加申し出のあった各種ボランティア団体、個人等を逐次組み込みながら、機動的、弾力的な活動体制を整えていく。
 - ④ 災害ボランティアセンターは、避難所の解消時点を目途に収束を図り、地域内のボランティア団体等を主体とした継続的活動体制に移行していく。
- (2) 災害ボランティアセンターの組織

災害ボランティアセンターの組織は、概ね次の体制とし、コーディネーター、リーダー、専門能力保持者、各種サービス提供者、機関連絡員等を中心に活動する。

 - ① ボランティア受付班：ボランティア受入れ調整等
 - ② ニーズ・支援物資班：被災者ニーズの受付・把握、支援物資の受付・保管等

- ③ マッチング班：ボランティア活動のマッチング作業等
 - ④ 送り出し班：ボランティア活動先の案内・送迎
 - ⑤ 資材班：活動資材の調達、在庫管理等
 - ⑥ 総務班：会計処理、情報管理、福祉資金の受付等
- (3) 災害ボランティアセンター連絡会議の開催

災害ボランティアセンターは、市本部と定期的に連絡会議を開催し、活動情報等を交換し共有化するとともに、活動の問題点と方向、役割分担のあり方と再調整、協働活動の進め方等、基本方針について協議する。

4 災害ボランティア活動への行政支援

- (1) 市本部は、必要に応じて、次の連携・支援を行う。
- ① 各種情報の提供
災害応急対策情報、ライフライン復旧等生活情報、災害復興行政施策情報等を的確に提供する。
 - ② 活動場所（食事、仮眠・宿泊施設を含む。）の提供
 - ③ 活動資機材の提供
- (2) 市本部は、災害ボランティアセンターに連絡調整要員を配置し、災害ボランティアセンターと市本部の各担当部局との緊密な連絡、協議、調整に当たる。

第2.2節 自衛隊災害派遣要請計画 【総合調整班】 ▼1時間後～

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を県に要求し、市民の生命・財産を保護するものとする。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつその実体がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

災害派遣要請の3つの要件

- 1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- 2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- 3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

自衛隊派遣要請の範囲

- 1 被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送
- 3 避難者の捜索、救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- 7 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 8 通信支援
- 9 人員及び物資の緊急輸送
- 10 給食及び給水支援
- 11 入浴支援
- 12 救援物資の無償貸付又は贈与
- 13 交通規制の支援
- 14 危険物の保安及び除去
- 15 予防派遣
- 16 その他

第2 災害派遣要請の要求

市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

1 要請依頼方法

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

(1) 提出（連絡）先

県危機管理防災部危機管理課

(2) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

2 連絡（通知）先

(1) 県

① 危機管理課

電話	048-830-8131
FAX	048-830-8129

② 危機管理防災センター

電話	048-830-8111
FAX	048-830-8119
防災行政無線（地上系）電話	85-200-951
防災行政無線（地上系）FAX	85-200-950
防災行政無線（衛星系）電話	89-200-951
防災行政無線（衛星系）FAX	89-200-950

(2) 自衛隊

部隊名（駐屯地）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直司令	048-663-4241

第3 派遣部隊の受入体制の確保

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入に際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

1 緊密な連絡協力

市長は、県、警察、消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題など

発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を総合調整班に設置する。

5 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置き場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準 3m×8m）
- (5) ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

6 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、市長は、口頭、電話等で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 ○飛行場場外離着陸場一覧

第4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、

第1章 風水害応急対策計画
第2.2節 自衛隊災害派遣要請計画

借上費及び修繕費

- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- 5 その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第23節 環境衛生計画 【環境班、医療班、土木施設班】 ▼1日後～

災害時には、道路障害等によりし尿、生活ごみの収集が困難となり、また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

第1 廃棄物処理計画

し尿、生活ごみ及びがれき、解体ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

1 し尿処理

大規模災害発生に伴い電気・上下水道などのライフラインの供給が停止することにより、通常のし尿処理が困難となることが想定される。

このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。

(1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合の被害状況の把握

施設管理者は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、市本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、し尿処理が困難になったときは、近隣市町に協力を要請する。

(2) 応急し尿処理計画

被災状況によるし尿の排出量、上尾、桶川、伊奈衛生組合の処理能力、収集ルートの道路事情を踏まえ、災害時の応急処理計画を作成する。

① し尿の排出量の把握

② 仮設トイレの設置場所、設置箇数の確認

(3) 仮設トイレの設置

① 水洗トイレや浄化槽が使用不可能な場合、備蓄簡易トイレ等や民間から借り上げた仮設トイレを次の要領により避難所等に設置する。

なお、設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。

ア 仮設組立トイレ

避難所に設置

イ 簡易トイレ

在宅避難者へ配布

② 仮設トイレが設置されるまでの間は、地下水、井戸への汚染、周辺の環境を十分考慮し、やむを得ず素掘り・埋立で処理を行う。この場合、次の対策を十分に行う。

ア 頻繁に消石灰で消毒すること。

イ ある程度の量が投入される毎に土覆いすること。

③ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、自主防災組織の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について市民に啓発する。

④ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速

やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) し尿収集活動

避難所等のし尿の汲み取りは、民間業者に業務を委託し、効率的な配車、収集に努める。

2 ごみ処理

災害時に発生するごみは、収集体制が確立するまでに一般生活により発生するもののほか、食器類、家具等の粗大ごみが増え、膨大な量になることが予想される。

このため、市は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制を早期に確立することにより、災害により排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。

(1) 環境センターの被害状況の把握

施設管理者は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、市本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、ごみ処理が困難になったときは、近隣市町に協力を要請する。

(2) 応急ごみ処理計画

被災状況によるごみの排出量、環境センターの処理能力、収集ルートの道路事情を踏まえ、災害時の応急処理計画を作成する。

① 処理能力を超える大量のごみが発生すると予測される場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、一時集積場を確保する。

② 道路の被害状況により、収集ルートを検討し、ごみ集積場の変更を行う。なお、収集ルートは原則として緊急輸送道路を活用する。

(3) ごみ収集活動

① 地域への一時的な仮置き

ア 収集困難な地域においては、自治会、避難所ごとに一時的な仮置場を設けて対応する。

イ 一時的な仮置場の整理、管理は、自治会（自主防災組織）等の協力を得て行う。

ウ 一時的な仮置場は、定期的に消毒を実施するなど環境衛生に十分配慮する。

② ごみの収集

ア 廃棄物のうち、腐敗しやすく防疫上早急に収集すべき生ごみを最優先に収集する体制を確立し、環境センターでの処理に努める。

イ 家具等の粗大ごみは、発災後集中的かつ大量に発生することが予想されることから、道路通行上支障がある等緊急を要するものから収集するなど、適切な災害ごみ収集処理計画を策定して実施する。

(4) 広報活動

災害時は、平常時に比べごみの分別が困難である。そのため、分別の徹底や応急ごみ収集・処理計画等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止などごみ出しマナーの順守を呼びかける。

(5) 応援要請

① 民間の廃棄物処理業者へ協力を要請し、稼働可能な人員、車両等を把握し、計画的な収集に努める。また、必要に応じ桶川市建設業協会へも協力を要請する。

② 市本部は、市だけで対応できないと認める場合には、県、自衛隊、応援協定締結市町村等に対

して応援を要請する。

3 がれき等解体ごみ及び片付けごみ等の処理

(1) 仮置場の確保

大規模災害発生時には、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがらが大量に発生することが予想される。そのため、「桶川市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理する。

災害廃棄物仮置場候補地

所在地	集積可能面積	管理者
桶川市大字川田谷 1820 外	6,993m ²	桶川市長

(2) 応急がれき処理計画

被災状況によるがれきの発生量、最終処分までの処理ルート of 道路事情を踏まえ、災害時の応急処理計画を作成する。

(3) がれき処理活動

民間処理業者に協力を要請し、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。また、必要に応じて県、自衛隊、応援協定締結市町村等に対して応援を要請する。

4 損壊家屋の解体

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

第2 防疫活動

被災地においては、衛生条件の悪化により、感染症等がまん延するおそれがある。そのため、消毒等の感染症防止措置や被災者に対する防疫活動を実施する。

1 感染症の発生状況調査

市は、被災地の感染症の発生状況を把握し、患者の早期発見に努めるための調査を行うとともに、検便などの諸検査を実施する。

2 感染家屋の清掃・消毒

鴻巣保健所の指示により、感染家屋内外、トイレ、給水施設の清掃・消毒を行う。

3 避難所等の消毒

災害時は、避難所等の玄関に、手指の消毒液を設置する。

避難所のトイレその他不潔な場所の消毒は、避難所管理者等の協力を得て、適宜実施する。また、避難所、仮設住宅の衛生保持について、手洗い消毒液の配布及び仮設トイレの使用方法、薬剤散布方法等について啓発を行う。

なお、避難生活が長期化する場合は、寝具等の乾燥、洗濯対応を検討する。

4 防疫資材の調達

防疫及び保健衛生用機材等が不足する場合には、市内関係業者から調達するものとするが、調達不可能な場合は、知事又は応援協定締結市町村から応援を要請する。

資料編 ○災害時協定一覧

5 臨時の予防接種

市は、国等の指示を受け、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種の対象及び期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

第3 食品衛生監視

1 食品衛生監視の実施

市は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、救援物資集積所等の食品の監視指導及び炊き出し実施時の衛生指導などにより、食品に起因する被害発生を防止する。

2 食品衛生監視班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、次に示す食品衛生の監視活動を求める。

- (1) 食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

第4 動物愛護

1 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

2 具体的な取組内容

(1) 動物救援本部

市は、県、獣医師会及び動物関係団体と連携して、県が設置する動物救援本部の活動に協力する。
動物救援本部は、次の事項を実施する。

- ① 動物保護施設の設置

- ② 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ③ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- ④ 飼養困難動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

市は、県と協力して、飼い主とともに同行避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(4) 情報の交換

市は、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ④ 県への連絡調整及び応援要請

(5) その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第24節 県防災ヘリコプター出場要請計画 【総合調整班】 ▼1時間後～

災害の状況に応じ、県に対し防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行う。

第1 応援要請の範囲等

1 応援要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合には、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

応援要請の範囲

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 防災ヘリコプター緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

図表 2-45 防災ヘリコプター緊急運航基準

区分	出場基準
災害応急対策活動	(1) 情報収集を必要とする場合 (2) 警戒又は指揮支援を必要とする場合 (3) 避難誘導又は広報を必要とする場合 (4) 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合
火災防御活動	(1) 中高層建物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 (2) 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 (3) 密集地における建物火災で、3棟以上又は延べ面積 300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 (4) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 (5) 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 (6) 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合
救助活動	(1) 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 (2) 上記のほか航空機による人命救助の必要がある場合
救急活動	(1) 救急車による搬送が不可能な場合 (2) 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、緊急の処置が必要な場合 (3) 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合
広域航空消防防災応援活動	(1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に規定する緊急消防援助隊の活動として総務省消防庁から出場要請を受けた場合の活動及びさいたま市から緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する応援要請を受けた場合の活動 (2) 大規模特殊災害時における広域航空消防防災援実施要綱による応援要請があった場合 (3) 他の地方公共団体との協定に基づく応援要請があった場合

出典：埼玉県防災航空隊総合運航規程（令和3年4月1日一部改正）

第2 応援出場要請方法

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、FAXで送付することにより行う。

要請時の明示事項

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び被害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 応援に要する資機材の品目及び数量
- 6 その他必要な事項

資料編 ○防災航空隊出場要請（受信）書

第3 経費の負担

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援に要する経費は、県が負担する。また、応援要請に基づき消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、埼玉県下消防相互応援協定第13条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

第25節 農業災害対策計画 【産業班】 ▼3時間後～

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

第1 注意報及び警報の伝達

市は、県から県災害オペレーション支援システムにより気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又はさいたま農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は市防災行政無線等により速やかにさいたま農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

第2 農業災害対策

1 被害状況の把握

市は、さいたま農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

3 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、さいたま農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、埼玉県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。

(3) 風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第3 畜産災害対策

1 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

2 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、中央家畜保健衛生所、畜産関係

団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

第26節 帰宅困難者支援対策 【帰宅困難者班、企画班】 ▼3時間後～

帰宅困難者に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 情報提供等

各関係機関は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

帰宅困難者に伝える情報例

- 1 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 2 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 3 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 4 支援情報（帰宅支援ステーション（コンビニ等）の開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

図表 2-46 帰宅困難者への情報提供機関と内容

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、 広報	1 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 2 ホームページ、メール、Twitter や LINE 等の公式ソーシャルメディアの活用や危機管理・災害情報ブログによる情報提供
市	情報の提供、 広報、誘導	1 帰宅困難者の誘導 2 ホームページによる情報提供 3 防災行政無線による情報提供 4 デジタルサイネージを活用した情報提供
鉄道機関	情報の提供、 広報	鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社・各携帯事業者	安否確認手段の提供	1 災害用伝言ダイヤル（171） 2 特設公衆電話の設置 3 災害用伝言板等
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

第2 一時滞在施設の開設・運営

1 一時滞在施設の開設

鉄道が運行停止し駅周辺に滞留者が発生した場合には、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。一時滞在場所を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを分かりやすく表示する。

一時滞在施設の運営については、本章 第1.2節「避難計画」を準用する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、上尾警察署の協力を得る。

2 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設を開設した際にはその案内に努め、帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導する。

3 一時滞在施設での飲料水・食料・情報等の提供

市は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、飲料水・食料を必要に応じて提供する。また、交通機関の復旧状況、道路の被災状況等の帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。

第3 帰宅行動への支援

各関係機関は、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

市は、帰宅困難者が発生した場合、市民ホールに一時滞在施設を開設し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。なお、災害の態様により、市民ホール以外の一時滞在施設の設置も検討する。

図表 2-47 帰宅困難者への支援実施機関と支援内容

実施機関	項目	支援内容
県、市	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等へ水道水、トイレ等の提供を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	施設の提供	休憩所、トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第4 事業所等の対応

職場や学校あるいは大規模集客施設などの帰宅困難者に、次の対応を促す。

- 1 帰宅困難者に水、食料、毛布などの提供及び情報の入手手段の確保並びに滞在・宿泊場所の確保
- 2 交通機関の不通、停電、道路の寸断又は二次災害の発生が予想される場合、企業の社員や顧客等に帰宅困難な状況が見込めるときは、「むやみに移動しない」ことを原則に、状況に応じて一斉に帰宅させず分散帰宅させることや事業所等に一時的に待機させる滞在場所の確保、さらに長時間を要する場合には簡易に宿泊できる空間や場所の確保

第5 救助法の適用

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、災害救助法の適用を検討する。

資料編 ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第27節 竜巻等突風対応計画 【総合調整班】 ▼発災前～

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1 情報伝達

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。その際、市民が適切な対処行動を取りやすいよう、可能な範囲で市単位の情報などの付加等を行う。付加する情報の例（「竜巻等突風対策局長級会議報告」（平成24年8月15日）より）としては、以下のものが考えられる。

- 1 竜巻の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応
- 2 竜巻注意情報発表時における対応
- 3 市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応
- 4 市内において竜巻が発生したときにおける対応

第2 救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

具体については、本章 第12節「避難計画」、第13節「救急救助・医療救護計画」、及び第15節「要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

第3 がれき処理

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

具体については、本章 第23節「環境衛生計画」を準用する。

第4 避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

具体については、本章 第12節「避難計画」を準用する。

第5 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

具体については、本章 第17節「応急住宅計画」、第19節「障害物除去計画」を準用する。

第6 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散した瓦礫等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

具体については、本章 第19節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 雪害対応計画 【総合調整班、土木施設班】 ▼発災前～

冬季に、発達した低気圧と寒気の影響等により、大雪が降ることがある。市内に大雪が降った際に市及び防災関係機関が実施する雪害対策について定める。

第1 活動体制の確立

降雪及び積雪の状況に応じて、職員の参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講じる。なお、被害の規模により災害対策本部の設置には至らないが応急対策が必要な場合等については、風水害対策に準じ必要な体制をとる。

第2 交通確保・緊急輸送活動

救援体制及び緊急輸送を確保するために県及び警察が行う一般車両の交通規制の実施に当たり、必要な協力を行う。

被害の状況、緊急度及び重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧及び輸送活動を行う。

また、道路、鉄道交通等を確保するため、各施設の管理者等は必要な連絡をとりながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

第3 除雪の実施

市は、県や道路管理者、桶川市建設業協会、防災関係機関等と連携し、市内の道路網の除雪体制の構築を図り、必要に応じ市民の除雪を支援する。

なお、災害対応上重要な施設入口付近や市民の利用度の高い桶川駅前広場については、交通路を確保するために凍結防止剤の散布についても検討する。

第4 市民及び道路利用者への広報

降雪による交通の混乱防止、円滑な除雪作業の実施及び雪害による被害の防御軽減を図るため、交通状況や交通確保の実施状況、自家用車の使用自粛や路上駐車禁止、雪下ろし中の転落事故等の防止に十分留意することなど、必要な事項について市民に適時適切な広報を行う。

第2章 災害復旧復興対策計画

第1節 災害復旧計画 【企画班、財政班】

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法

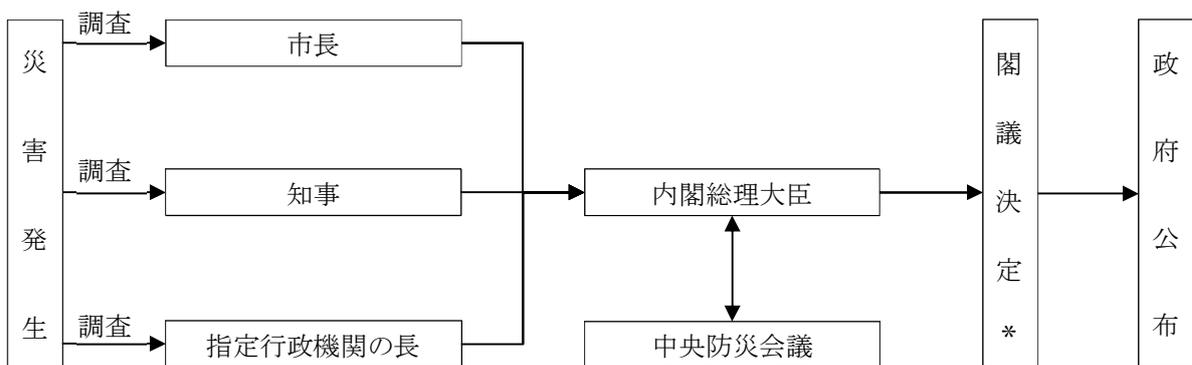
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の手続きの流れについては、下図のとおりである。

図表 2-48 激甚災害の指定手続きの流れ



* 地域、適用条件、災害名

(1) 財政援助措置の対象

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業

- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 幼稚園災害復旧事業
- セ 堆積土砂排除事業
- ソ たん水排除事業
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (2) 激甚災害に関する調査
 - 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 災害復興計画 【企画班】

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 災害復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、市で策定した災害復興方針や国の復興基本方針等に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

本計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第4 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 市は、災害復興に関する専門部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。

第3節 生活再建等の支援計画 【調査班、総合調整班、会計班、産業班】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、家屋や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い民生安定を講ずる。

第1 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業支援

市は、災害により離職を余儀なくされた失業者を支援するため、県を通じて埼玉労働局又は大宮公共職業安定所に対して就職に関する臨時相談所の設置など再就職促進措置や雇用保険の失業給付に関する措置の実施を要請する。

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 被災者台帳・罹災証明書・被災証明書

1 被災者台帳の作成

市は、被災者支援を効率化かつ効果的に実施するために、被災者台帳を作成する。被災者台帳は、被災者支援実施に必要な限度で活用及び提供を行う。

被災者台帳の記載内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府で定める事項）

2 罹災証明書の発行

罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。

市長は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する罹災証明書を発行する。ただし、火災については埼玉県央広域消防本部消防長が証明し、発行する。証明手数料は無料とする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、罹災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」に分類する。家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、罹災証明の対象外である。

なお、市職員だけでは罹災証明書の発行業務を行うのに人員が不足する場合は、埼玉県・市町村被災者安心支援制度に基づき、罹災証明の発行に必要な住家の被害認定職員などの人的支援を受けることができる。

資料編 ○罹災証明書・被災証明書

3 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、地震災害の事実を証明する書類である。住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき発行する。

証明書発行を申請する市民は、可能な限り、被災写真等（2～3枚）を添付し、申請する。

資料編 ○罹災証明書・被災証明書

第3 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者世帯に対して、生活福祉資金貸付制度に基づく貸付（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）を、民生委員及び桶川市社会福祉協議会の協力を得て行う。

図表 2-49 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）のうち被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）

図表 2-50 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）のうち被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
-------	---

資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）

(2) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興融資（建設資金又は補修資金）の貸付を行う。

図表 2-51 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」の罹災証明書を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

図表 2-52 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え、1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、桶川市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき実施する。

図表 2-53 災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 市の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、市の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市1/4

図表 2-54 災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

図表 2-55 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が 1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額

	⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	〃	150万円
	③ 住居の半壊	〃	170(250)万円
	④ 住居の全壊	〃	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失又は流失	〃	350万円
	⑥ ①と②が重複	〃	250万円
	⑦ ①と③が重複	〃	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	〃	350万円
	※()は、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3%以内で市の条例により設定。ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

2 被災中小企業への融資

災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、民間金融機関、政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置の実施を県（産業労働部）に要請する。

また、市は、中小企業関係団体と連携してこの特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

(1) 県制度融資の貸付

図表 2-56 経営安定資金（災害復旧資金）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保険対象業種に属する事業を営むものであること。 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金 5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金 5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.0%以内（令和2年度） 知事指定等貸付 年1.1%以内（令和2年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。

償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内
申込受付場所	中小企業者は桶川市商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

- (2) 埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し、資金の円滑化を図る。
- (3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置
被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。
- (4) 資金需要の把握
中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。
- (5) 中小企業者に対する周知
市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

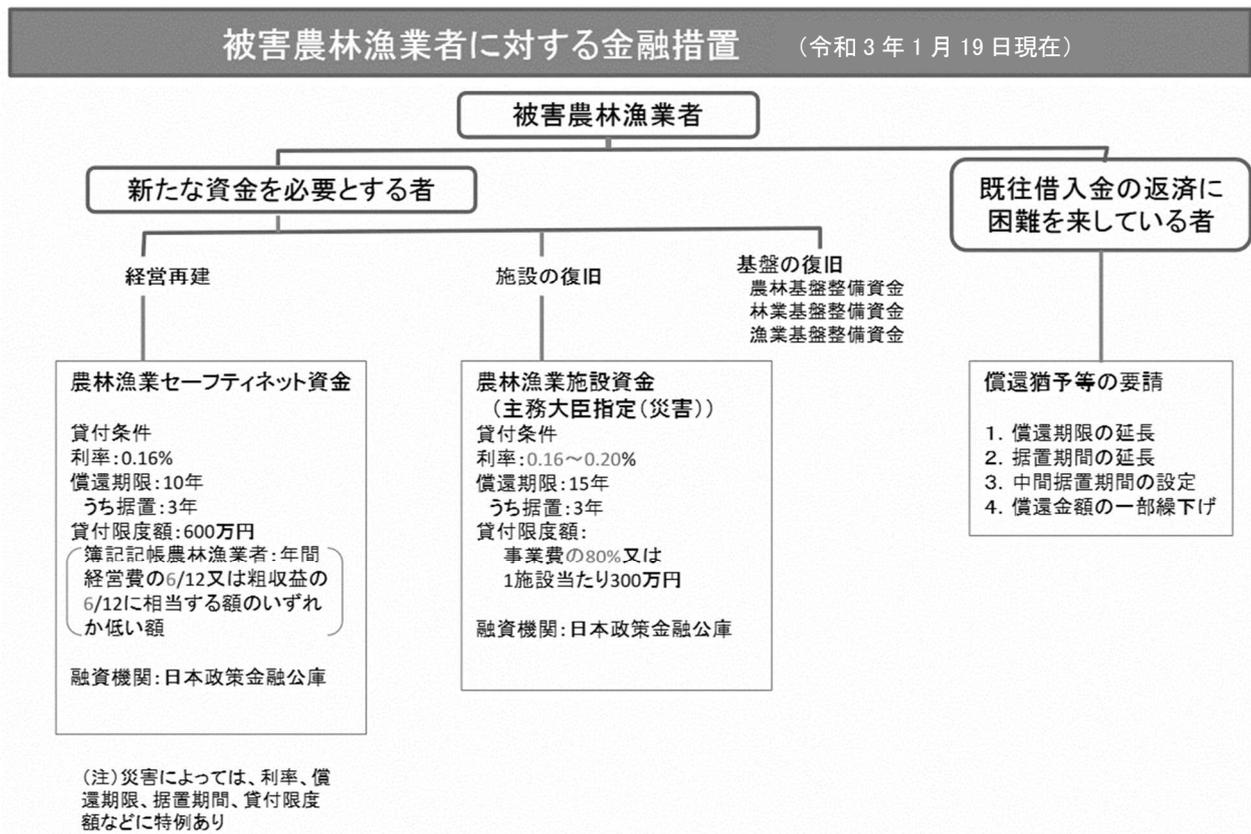
3 被災農林漁業関係者への融資等

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

図表 2-57 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

図表 2-58 株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）



図表 2-60 農業災害補償

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

市は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、次のとおりである。

図表 2-61 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 (3) 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満

	中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満				
支 援 金 の 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)				
	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	<全壊等>				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	<中規模半壊>				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
支給額	100万円	50万円	25万円		
※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給					

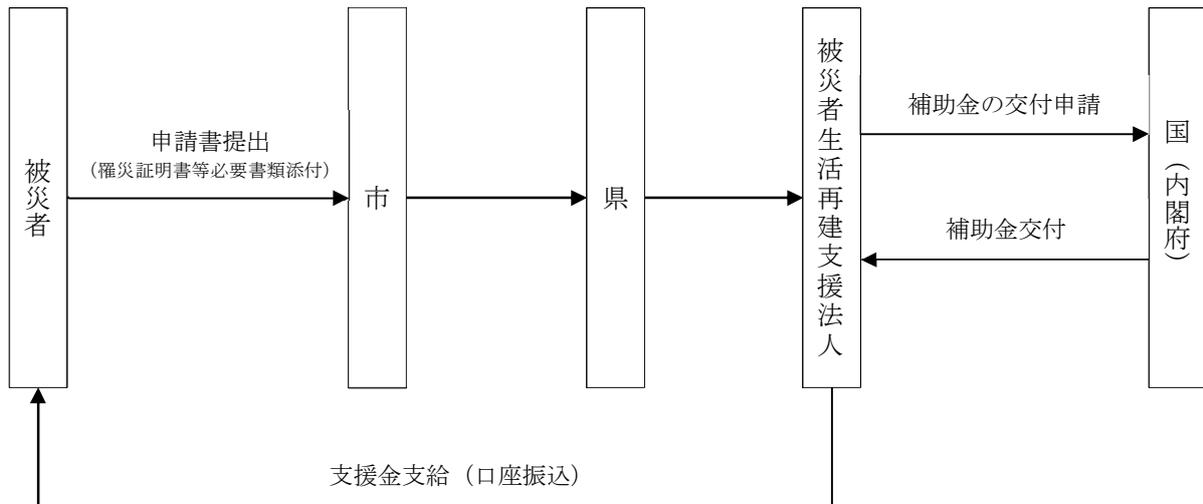
2 支援金の支給

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

図表 2-62 関係機関が行う措置

区 分	措 置 内 容
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	(1) 被害状況の取りまとめ (2) 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 (3) 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	(1) 国への補助金交付申請等 (2) 支援金の支給 (3) 支給申請書の受領・審査・支給決定 (4) 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

図表 2-63 支援金の支給手続の流れ



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している

第5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

市は、支援法による支援の不均衡の解消を目的として埼玉県と市町村が創設した、埼玉県・市町村被災者安心支援制度を活用して被災者支援を行う。

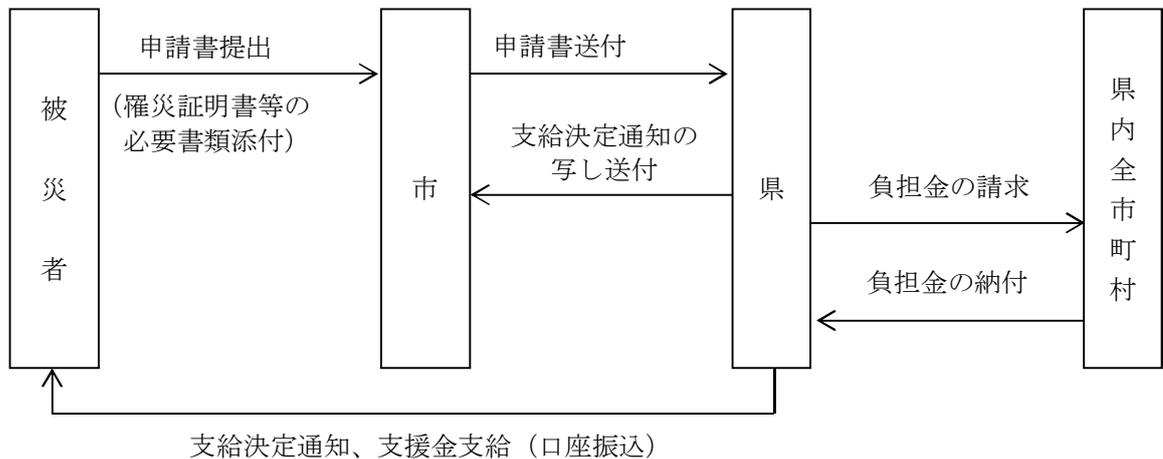
1 埼玉県・市町村生活再建支援金

図表 2-64 埼玉県・市町村生活再建支援金

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 (4) 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 (5) 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
	住宅の被害程度		支給額	
	全壊、解体、長期避難		100万円	
	大規模半壊		50万円	
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
	全壊、解体、長期避難、 大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円			
	※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付			
県	(1) 被害状況のとりまとめ (2) 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 (3) 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 (4) 被災世帯主へ支援金の支給 (5) 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 (6) 申請期間の延長決定			

図表 2-65 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



2 埼玉県・市町村半壊特別給付金

図表 2-66 埼玉県・市町村半壊特別給付金

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
----	--

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
支援金の額	補修 50 万円、賃借（公営住宅以外） 25 万円 （※世帯人数が 1 人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	(1) 被害状況のとりまとめ (2) 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 (3) 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 (4) 被災世帯主へ支援金の支給 (5) 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 (6) 申請期間の延長決定

※埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続は、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

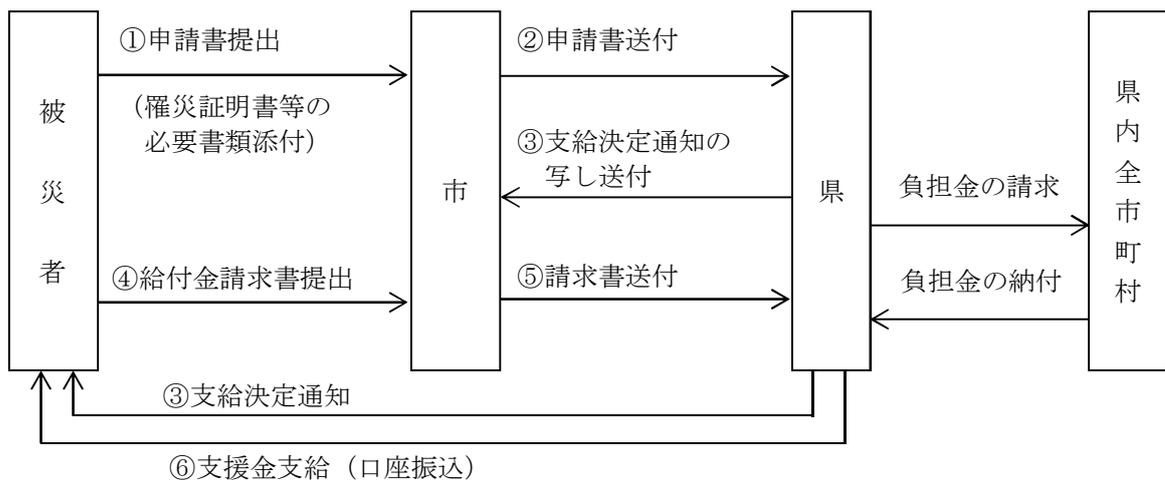
3 埼玉県・市町村家賃給付金

図表 2-67 埼玉県・市町村家賃給付金

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
支援対象世帯	次の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 (1) 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 (2) 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 (3) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 (4) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 (5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。

	(6) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
支援金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市	(1) 住宅の被害認定 (2) 罹災証明書等必要書類の発行 (3) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 (4) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	(1) 被害状況のとりまとめ (2) 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 (3) 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 (4) 被災世帯主へ支援金の支給 (5) 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 (6) 申請期間の延長決定

図表 2-68 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



第6 義援（見舞）金品の受入・配分計画

全国から抛出され、市に寄託された被災者あての義援金品及び見舞金を確実、迅速に被災者に配分するため、市と関係機関で構成する委員会を設置し、義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定め、包括的に対応する。

なお、県に「配分委員会」が設置された場合には、その基準に従う。

1 義援金品の受付・募集

義援金品の受付・募集については福祉部及び会計課が担当することとし、次のとおり実施する。また、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について、県と市が連携し、広く広報して募集を行い、県及び市において受け付けるものとし、市の役割は次のとおりとする。

(1) 義援金品の募集

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、市報、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。

(2) 義援金品の受付

義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

(3) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込み用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

(4) 配分委員会への報告

義援金品の受付状況については、委員会に報告する。

2 義援金品の保管・配分

委員会の配分計画に基づき、市は次のとおり対応する。

(1) 義援金

- ① 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金預金口座に預金保管する。
- ② 委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、市から被災者に配分する。
- ③ 被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに、委員会に報告する。

(2) 義援品

- ① 個人等から直接受領した義援品及び県、日本赤十字等から送付された義援品については、被災者に配分するまでの間、救援物資集積所に保管する。
- ② 配分に当たっては、災害ボランティアセンター、自主防災組織、赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、委員会の配分計画に基づき迅速かつ公平に配分する。
- ③ 被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに、委員会に報告する。

第2章 災害復旧復興対策計画
第3節 生活再建等の支援計画

震災対策編

第1章 震災応急対策計画

第1節 職員動員配備計画 【総合調整班、職員班】 ▼発災直後～

大規模地震発生時には、道路網の寸断、通信網の輻輳等により、防災関係機関の初動体制の遅れが予想される。このため、市の活動体制を迅速に確立し、防災関係機関のほか、自主防災組織等と連携協力して、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

第1 職員の配備体制

1 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。

図表 3-1 配備基準

区分	本部 設置	配備基準	活動内容	動員数	
警戒 体制	1号 配備	×	○震度4の地震発生 ○「南海トラフ地震臨時情報（調査）」が 発表され、市長が必要と認める場合	主として情報の収集及び報 告等を任務とし、安心安全課職 員により対応する体制	安心 安全課
非常 体制	4号 配備	○	○震度5弱以上の地震発生 ○「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒又は注意）」が発表され、市長が必要 と認める場合	全職員を配置し、災害応急対 策を実施する体制	全員

第2 職員の動員体制

1 動員体制の確立

各部長は、所属職員に対して、あらかじめ作成されている「組織動員計画」の周知徹底に努めるほか、動員指令の伝達方法の確立を図っておく。

資料 編 ○組織動員計画

2 動員の方法

(1) 勤務時間内

市本部より動員の指示を行う。

(2) 勤務時間外

職員は、地震発生直後、体感により判断するか、又はテレビ、ラジオ、インターネット及び桶川市防災情報メールを通じた震度速報から震度5弱以上を確認し、自主参集する。

(3) 避難所班の動員

勤務時間外の場合、班員は、あらかじめ定められた指定避難所に集合する。

(4) 参集の報告

- ① 職員は、自身が属する班長に報告し、各部長は部の状況を取りまとめ市本部（職員班）に報告する。
- ② 各避難所班班長は職員の参集状況及び避難者の状況を市本部（職員班）に報告する。

3 情報伝達が不可能な場合の自主参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集する。

- (1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。
- (2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず、速やかに所定の場所に参集する。

4 交通途絶下の参集

市職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、所属長に連絡して、今後の対応について確認を行う。

第3 警戒体制の内容

市内での震度4の地震発生時には、安心安全課職員が市庁舎に参集し、情報の収集及び報告等を行う。

図表 3-2 活動内容

配備区分	活動内容
警戒体制	1 県及び防災関係機関との情報交換・伝達 2 災害情報の収集 3 市民からの災害情報等の収集及び市民への広報 4 災害対策本部設置の準備 5 市内パトロール

第4 非常体制の内容

市長は、迅速かつ適切な応急対策活動を確保するため、災対法第23条の2に基づき災害対策本部を次により設置する。

1 災害対策本部の設置基準

(1) 設置決定者

市本部は、市内での震度5弱以上の地震発生時に、自動的に設置する。

(2) 設置場所

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

(3) 組織及び所掌事務

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」別表に準ずる。

(4) 設置の報告

風水害対策編 第1章 第1節 第4「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

(5) 本部会議の開催

風水害対策編 第1章 第1節 第4 「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

2 職員の労務管理

風水害対策編 第1章 第1節 第4 「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

3 災害対策本部の解散

風水害対策編 第1章 第1節 第4 「緊急・非常体制の内容」に準ずる。

第2節 自主防災活動計画 【総合調整班、企画班】 ▼発災直後～

発災後、直ちに地区レベルの応急活動が円滑に実施されるよう、市民は被害の発生防止又は軽減を図り、各自主防災組織を中心に、市及び防災関係機関と緊密に連携して、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

第1 市民の行動

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

震災直後の対策

- 1 地震の揺れから身を守る「3つの安全行動（シェイクアウト）」
- 2 火元を確認する。
- 3 声をかけて家族の安否を確認する。
- 4 近所の人や建物の状態を確認する。
- 5 正しい情報を確認する。

二次災害防止

- 1 救出、救助、消火活動に参加する。
- 2 避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。
- 3 近所の要配慮者に積極的に支援・協力する。
- 4 災害用伝言ダイヤル等を使用し安否情報を伝える。
- 5 風評に乗らず、風評を広めない。

第2 自主防災組織の活動

市の自主防災組織は、地域的に一体性を有し、効果的な活動が行えるよう、主に自治会単位での組織編成を進めている。自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行う。

1 自主防災組織の活動拠点

各自主防災組織の活動拠点は、各自治会所有の集会所などの施設に設置する。

2 情報の収集及び伝達

地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の倒壊等の概略的状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。

同報系無線や有線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

3 出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火のために、以下の対策を実施する。

出火防止及び初期消火対策

- (1) 地震が発生した場合、消火班員は、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- (2) 使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- (3) 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出勤し、消火活動に当たる。この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
- (4) 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- (5) 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- (6) 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動に当たる。

4 避難誘導

自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、避難誘導するとともに、避難行動要支援者の安否確認等に努める。

5 救出救護

救出活動が必要な場合、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、近隣住民の協力を得ながら、資機材を活用して迅速な救出活動を行う。

救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら行う。

負傷者が出た場合は、市民自ら応急救護活動を行うとともに、その負傷者を病院等へ搬送する。

6 避難所を開設した時の避難生活の管理運営協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は、自治会、市職員、施設管理者、災害ボランティア等と協力して、避難者による「避難所運営委員会」に参加し、避難生活が良好に秩序だてて管理運営されるよう努める。

第3 事業所の活動

風水害対策編 第1章 第2節 第3 「事業所の活動」に準ずる。

第3節 被害情報収集・報告計画 【総合調整班、調査班】 ▼発災直後～

情報は、災害応急対策立案のため不可欠のものである。このため、県及び防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、被害情報を迅速かつ的確に収集・報告する。

第1 被害状況等の情報連絡系統

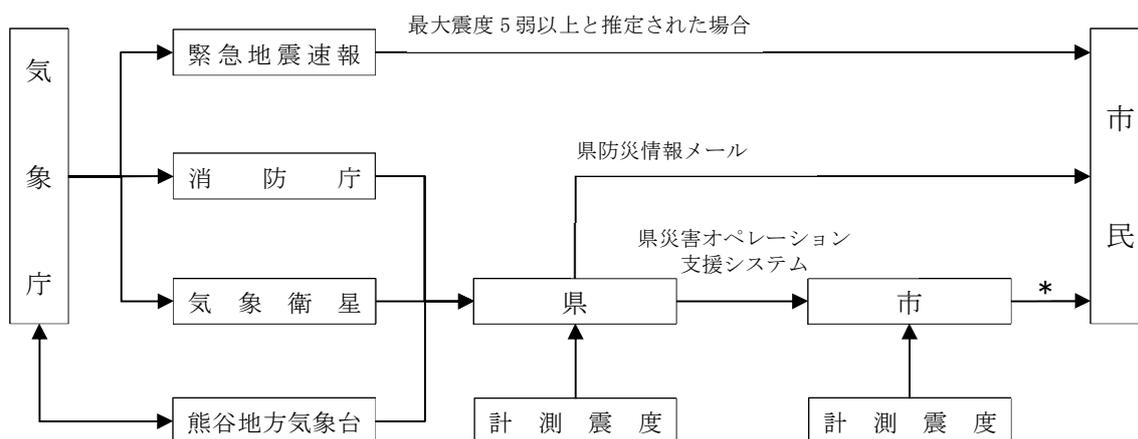
風水害対策編 第1章 第6節 第3「情報収集体制の整備等」を準用する。

第2 地震情報の収集伝達

市は、テレビ、ラジオ、インターネットにより入手した緊急地震速報の地震情報、また、市庁舎に設置された計測震度計からの震度などの情報を確認し、防災行政無線、桶川市防災情報メール等により市民等に伝達する。

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。

図表 3-3 地震情報収集伝達系統図



* 市防災行政無線、市防災情報メール、広報車等

第3 情報収集体制の整備等

風水害対策編 第1章 第6節 第3「情報収集体制の整備等」を準用する。

第4 情報の収集

風水害対策編 第1章 第6節 第4「情報の収集」を準用する。

第5 情報の整理・分析

風水害対策編 第1章 第6節 第5「情報の整理・分析」を準用する。

第6 情報の報告

風水害対策編 第1章 第6節 第6「情報の報告」を準用する。なお、報告すべき災害については「地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの」を加える。

第4節 通信機器利用計画

風水害対策編 第1章 第7節「通信機器利用計画」を準用する。

第5節 広報広聴計画 【秘書広報班】 ▼1時間後～

風水害対策編 第1章 第8節「広報広聴計画」を準用する。

1 「埼玉県震災コーナー」の活用

県は、県ホームページ上に「埼玉県震災コーナー」を開設するので、市も必要に応じて「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

2 震災相談連絡会議の設置

発災早期に、県災害情報相談センターで、県、市町村及び関係団体との連絡体制を強化するため、震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報センターマニュアル」を作成する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害対策編 第1章 第2.2節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 県防災ヘリコプター出場要請計画

風水害対策編 第1章 第2.4節「県防災ヘリコプター出場要請計画」を準用する。

第8節 労務要員等確保計画

風水害対策編 第1章 第2.1節「労務要員等確保計画」を準用する。

第9節 災害救助法適用計画

風水害対策編 第1章 第4節「災害救助法適用計画」を準用する。

第10節 水防計画

風水害対策編 第1章 第9節「水防計画」を準用する。

第11節 消防活動計画 【総合調整班、埼玉県央広域消防本部】 ▼発災直後～

大規模な地震が発生した場合は、同時多発火災等により大きな被害の発生が予想される。このため、発災時には自主防災組織や市民等による出火防止、初期消火を徹底し、火災の拡大防止を図る。

なお、消防活動全般については、埼玉県央広域消防本部が「埼玉県央広域消防本部消防計画」等に基づき実施するものとするが、本節においては、市及び桶川市消防団等が実施する消防活動の基本事項について定める。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

地震火災の特徴

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物等による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため消防体制を整備し、出火の防止、初期消火・延焼拡大防止に努める。

第2 市の活動体制の確立

1 市職員の招集

震度5弱以上の地震が発生した場合、全職員を招集する。

2 消防団員の招集

震度5弱以上の地震が発生した場合、団長、桶川地区副団長は、市庁舎安心安全課に、加納、川田谷地区副団長は出身分団機械器具置場に参集する。

各分団員は、自主的に機械器具置場に参集し担当区域の警戒活動を開始する。

第3 災害情報の収集・連絡等

1 災害情報の収集・連絡

市は、火災発生の通報等があった場合は、消防・警察等防災関係機関から火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した範囲から直ちに県へ連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、自ら実施する応急対策の活動状況、市本部の設置状況等を県に連絡し、状況によっては県に対して応援の必要性等を連絡する。

3 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第4 消防団による消防活動

桶川市消防団は、埼玉県央広域消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火に努める。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは埼玉県央広域消防本部に協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

埼玉県央広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

4 避難誘導

避難指示等が発せられた場合は、市民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難誘導する。

5 情報の収集

埼玉県央広域消防本部による活動を補佐し、早期に災害情報の収集を行う。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を埼玉県央広域消防本部と協力して行う。

第5 自主防災組織の活動

被災状況を収集して消防機関及び市本部に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛ける。火災が発生したときは消防署に通報するとともに、消火器等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従う。

第6 市民の活動

身の安全を確保した上で、以下により、出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等、適切な処置を行う。
- 2 電気器具は電源コードをコンセントから抜く。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。
- 3 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- 4 屋外に避難するときは、電気のブレーカーを遮断してから避難する。
- 5 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以外は電話の使用を自粛する。

第7 他の消防機関に対する応援要請

1 埼玉県下消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、埼玉県央広域消防本部を通じて「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

2 知事への応援出動指示の要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内の他市町村又は消防本部の応援出動指示の実施を要請する。

(1) 要請方法

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。

なお、要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

応援要請時の明示事項

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援消防隊の受入体制の整備

応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、あらかじめ次のような準備を行

第1章 震災応急対策計画
第1.1節 消防活動計画

- い、受入体制を整えておく。
- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援消防隊の活動拠点の確保

第12節 救急救助・医療救護計画

風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」を準用する。

第13節 避難計画

風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」を準用する。

第1.4節 道路応急対策計画 【土木施設班】 ▼1時間後～

風水害対策編 第1章 第1.1節「道路応急対策計画」を準用する。

また本節では、地震発生時における運転者がとるべき措置等について定める。

第1 被害状況の把握等

1 被害状況の把握

大規模な地震が発生した場合は、市本部（土木施設班）は道路、橋梁等の被害状況を調査する。また、警察、道路管理者から交通規制状況、道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況等を把握する。

必要により、本田航空株式会社に協力を依頼し、空から被害状況を把握する。

2 広報の実施

把握した道路通行状況等について防災行政無線や市ホームページ、市防災情報メール等により広報を行い、市民及び自動車運転者に運転の自粛等の協力を求める。

第2 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合は、運転者は次の措置をとるものとするが、市はあらかじめ当該事項を市報等で周知を図るとともに、地震発生時には防災行政無線、市防災情報メール等で周知を図る。

1 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

- ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかに移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車させる。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損する場合がある。

第15節 緊急輸送計画

風水害対策編 第1章 第20節「緊急輸送計画」を準用する。

第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

風水害対策編 第1章 第16節「飲料水・食料・生活必需品の供給計画」を準用する。

第17節 帰宅困難者支援対策

風水害対策編 第1章 第26節「帰宅困難者支援対策」を準用する。

ただし、帰宅困難者への情報提供については、緊急速報メールによる発災直後の注意喚起及び情報提供が行われる。

第18節 安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

風水害対策編 第1章 第14節「安否不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画」を準用する。

第19節 障害物除去計画

風水害対策編 第1章 第19節「障害物除去計画」を準用する。

第20節 環境衛生計画

風水害対策編 第1章 第23節「環境衛生計画」を準用する。

第21節 住宅対策計画

風水害対策編 第1章 第17節「住宅対策計画」を準用する。

第2.2節 ライフライン等応急対策計画

【総合調整班、土木施設班、産業班、桶川北本水道企業団】 ▼3時間後～

ライフラインの二次災害防止や機能の迅速な回復のため、防災関係機関と相互に連携を図って応急対策を実施する。防災関係機関等に対し、震災後における災害復旧が順調に行われるよう依頼するとともに、各ライフライン機関は、被害状況や復旧の見通し等について、逐次、市に連絡し市民に的確に広報する。

第1 水道施設の応急対策（桶川北本水道企業団）

震災による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上と市民生活に重大な影響を与える。

このため、桶川北本水道企業団は、速やかに水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

第2 下水道施設の応急対策（市）

市は、下水道施設の被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。また、必要により被害を受けなかった市町村に対して、市の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を要請する。

第3 道路の応急対策（市）

行政区域内の道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

第4 電気・ガス・通信・交通施設の応急対策（各事業者）

電気・ガス・通信・交通施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能の早期回復を図る。

第5 その他公共施設等（市・各事業者）

1 不特定多数の人が利用する公共施設

- (1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

市長は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

- (1) 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期す

るものとする。

4 社会福祉施設

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、防災関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第23節 文教・保育対策計画 【救助班、学校教育班、社会教育班】 ▼発災直後～

風水害対策編 第1章 第18節「文教・保育対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生時に児童生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 学校の震災対策

1 発災時の対応

地震発生時には校長は、次の措置をとる。

(1) 緊急避難等の措置

① 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

② 応急救護

児童生徒及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を図る。

③ 地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。

④ 下校時の危険防止

児童生徒を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童生徒の安全を第一に必要な措置を講ずる。

⑤ 校内保護

災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

(3) 臨時休業等の措置

被害状況によっては、市教育委員会に連絡の上、臨時休業等の適切な措置をとる。

(4) 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入

禁止措置など必要な措置を行う。

(5) 保健衛生

学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(6) 避難所開設等への協力

市が実施する避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。

2 応急教育の準備

校長は、速やかに応急教育が実施できるよう、次の措置をとるものとする。

(1) 校舎内外の整備

教職員を掌握するとともに、教育活動の再開に当たっての校舎内外の整備を行う。

(2) 教科書等供与への協力

児童生徒等の被災状況を調査し、市教育委員会へ連絡して、教科書及び教材の供与に協力する。

(3) 指導内容の周知

教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

(4) 避難児童生徒等の把握

避難した児童生徒等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行うよう努める。

(5) 授業再開への取組み

- ① 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- ② 災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

第2 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び施設職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集・広報

市本部から市内内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に広報する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び施設職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市域の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて市民への広報を行う。

第3 保育・療育施設の応急対策

風水害対策編 第1章 第18節 第3 「保育・療育施設の応急対策」を準用する。

第2.4節 要配慮者等の安全確保対策

風水害対策編 第1章 第1.5節「要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

第25節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【総合調整班】

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

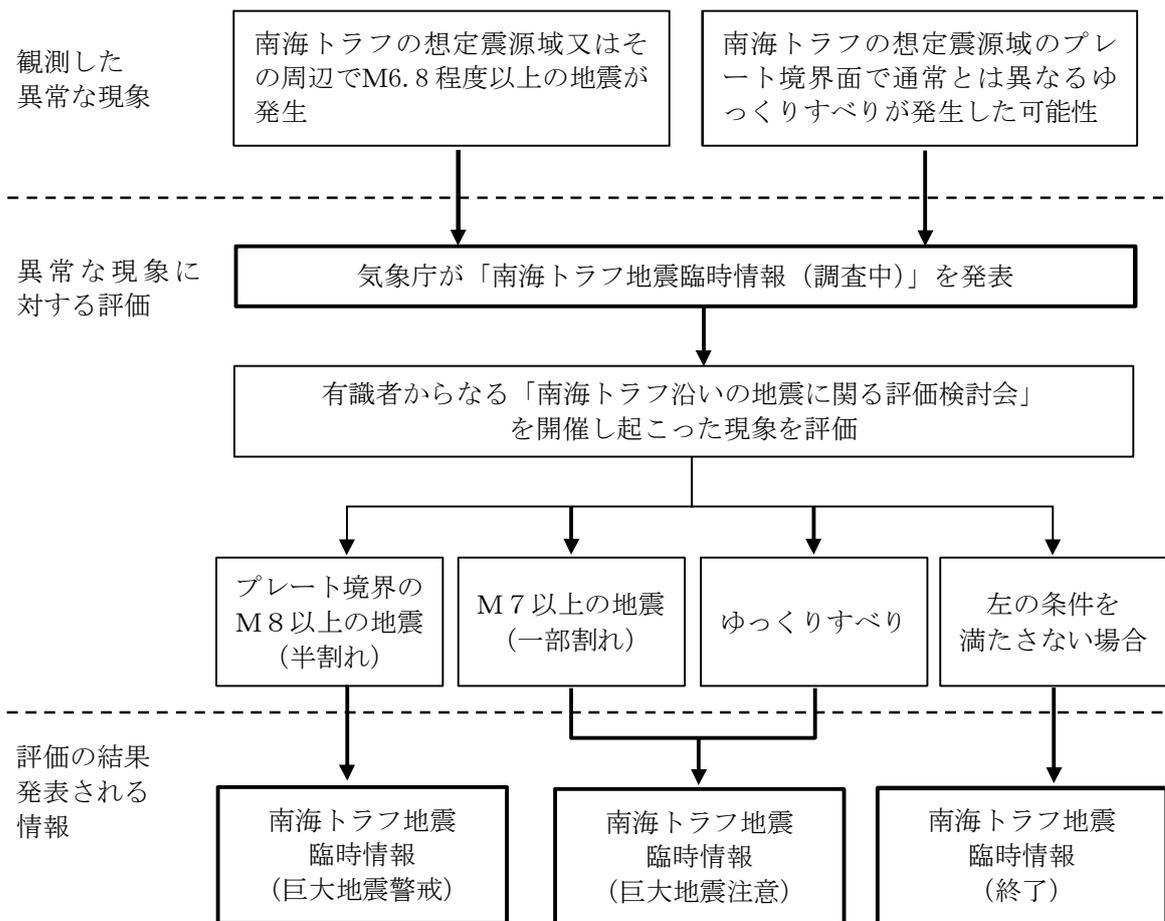
第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに市及び防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

図表 3-4 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



2 市民、企業等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

図表 3-5 ケースに応じた呼びかけ

ケース	状況	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフの想定震源域でモーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフの想定震源域でM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間

ケース	状 況	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
ゆっくりすべり	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(1) 市民の防災対応

- ① 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

- ② 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない 等

(2) 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、市及び防災関係機関は、本編に基づき災害対応を行うものとする。

第2章 災害復旧復興対策計画

第1節 災害復旧計画

風水害対策編 第2章 第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 災害復興計画

風水害対策編 第2章 第2節「災害復興計画」を準用する。

第3節 生活再建等の支援計画

風水害対策編 第2章 第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

第3章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定して実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

本編第1章と第2章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビア・コンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

市や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防機関や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要です。

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、市民への被害が多大になります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、市民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が震災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 市の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、市内避難所の環境を向上させるとともに、市民及び他自治体の住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

⑤ その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、幹線道路網の整備を進める。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターや SNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から市内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での市民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

⑧ 危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要があります。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、市は県とともに被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑨ 助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

対策の方向性

- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑩ 食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や県、他都道府県からの応援を迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の物資拠点における受領及び被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑪ 災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予測するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

事故災害対策編

第1章 事故災害応急対策計画

第1節 基本方針 【総合調整班】

大規模火災、危険物災害、原子力災害、道路・鉄道・航空災害等が発生した場合に、災害対策本部を設置し、防災関係機関のほか、自主防災組織等と連携協力して、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

第2節 火災対策計画 【総合調整班、埼玉県央広域消防本部】

大規模な火災等が発生した場合は、埼玉県央広域消防本部と連携し、市の全機能を挙げて消防活動を実施する。

なお、消防活動全般については、埼玉県央広域消防本部が「埼玉県央広域消防本部消防計画」等に基づき実施するものとするが、本節においては、市及び桶川市消防団等が実施する消防活動の基本事項について定める。

第1 市の活動体制の確立

市は、火災発生後速やかに職員を招集し、被害情報の収集活動に努めるとともに、防災関係機関と連携して必要な災害応急対策を講ずる。

また、大規模な災害に発達した場合は、市災害対策本部を設置し、防災関係機関との連携のもと、災害応急活動を円滑に実施する体制を整える。

第2 災害情報の収集・連絡等

1 消防法に基づく火災警報

熊谷地方気象台は、当日の湿度、平均風速の条件から、知事に対して火災気象通報を行う。

市長は、知事からこの火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、埼玉県央広域消防本部警防業務規程第54条に定める火災警報の発令及び解除の基準により火災警報を発令してその周知徹底を図る。

なお、火災気象通報の通報基準は、当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときである。

- (1) 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が40%以下になり、最大風速7mを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 災害発生情報の収集・連絡

市は、火災発生の通報等があった場合は、消防・警察等防災関係機関から火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した範囲から直ちに県へ連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、自ら実施する応急対策の活動状況、市災害対策本部の設置状況等を県に連絡し、状況によっては県に対して応援の必要性等を連絡する。また、県、防災関係機関と応急対策活動情報に関して相互に情報交換を行う。

第3 消防団による消防活動

桶川市消防団は、埼玉県央広域消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

1 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは埼玉県央広域消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救助活動

埼玉県央広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難の指示が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

5 情報収集

早期に災害情報を収集し、市本部及び埼玉県央広域消防本部に連絡する。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を埼玉県央広域消防本部と協力して行う。

第4 自主防災組織による消防活動

1 出火防止

地域住民に対して、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報する。

2 消火活動

火災が発生したときは、119番通報するとともに、近隣住民と連携協力して消火器等を活用して消火活動を行う。

第5 他の消防機関に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、大規模火災や延焼火災等が発生し、市及び埼玉県央広域消防本部の消防力だ

けでは対応できないときは、埼玉県央広域消防本部を通じて「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

2 知事への応援出動指示の要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内の他市町村又は消防本部の応援出動を要請する。

(1) 要請方法

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。

なお、要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

応援要請時の明示事項

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援消防隊の受入体制の整備

応援要請を行う場合は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、あらかじめ次のような準備を行い、受入体制を整えておく。

- ① 応援消防隊の誘導方法
- ② 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ③ 応援消防隊の活動拠点の確保

第3節 危険物等災害対策計画 【総合調整班、埼玉県央広域消防本部】

災害時の危険物等による被害を最小限にとどめ、また従業員及び市民に対する危害防止を図るため、防災関係機関は相互に協力し、被害を軽減するための対策を講ずるものとする。

第1 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

資料編 ○危険物施設一覧

第2 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の防災関係機関と協力して応急措置を実施する。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
 - ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

第3 サリン等による人身被害対策

1 活動方針

市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員するとともに、県、防災関係機関に応援を要請し、応急対策を推進する。

2 応急措置

(1) 情報収集及び報告

市は、市の区域内に人身被害が発生したときは、速やかに防災関係機関と連携し、また状況によっては本田航空株式会社に協力を依頼して被害状況を収集する。また、当該調査結果を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

(2) 立入り禁止等の措置

警察及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(3) 救出、救助

消防機関を主体とした救出、救助活動に当たるものとする。具体的な対策については、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(4) 医療救護及び救急搬送

市は、市内に人身被害が発生した場合、県その他の関係機関と緊密に連携協力して、医療救護活動を実施する。具体的な対策については、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(5) 避難誘導

市長、警察官等は、風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難指示を行う。

(6) 応援要請

市は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、速やかに県に対して自衛隊の災害派遣要請（風水害対策編 第1章 第22節「自衛隊災害派遣要請計画」準用）を要求する。

第4 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口、窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときには、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察、消防機関に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置、緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第4節 放射線関係事故災害対策計画 【総合調整班、環境班】

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等、核燃料物質を使用している事業所の事故が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質等」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定めるもの。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、市、県、及び関係省庁などに通報する。

ア 特定事象発生の場所及び時刻

イ 特定事象の種類

ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

エ 気象状況（風向・風速など）

オ 周辺環境への影響

カ 輸送容器の状態

キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

ク 応急措置

ケ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、道路管理者及び警察、消防等防災関係機関との間で、情報の交換などを行う。

② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりである。

③ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

市は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、県を通じてその通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、市長は、県に対し、緊急時モニタリングの実施等について、必要に応じて要請する。

④ 応急対策活動情報の連絡

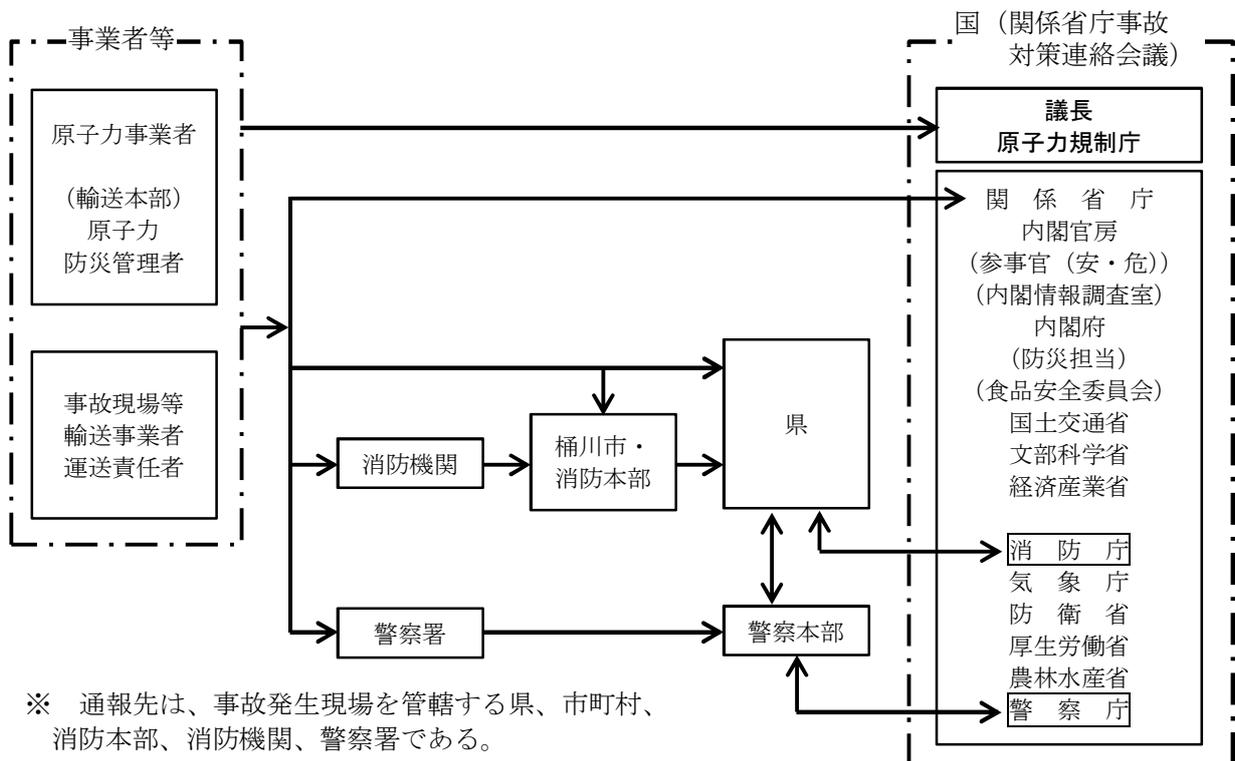
事業者の原子力防災管理者は、市に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に緊急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

(2) 通信手段の確保

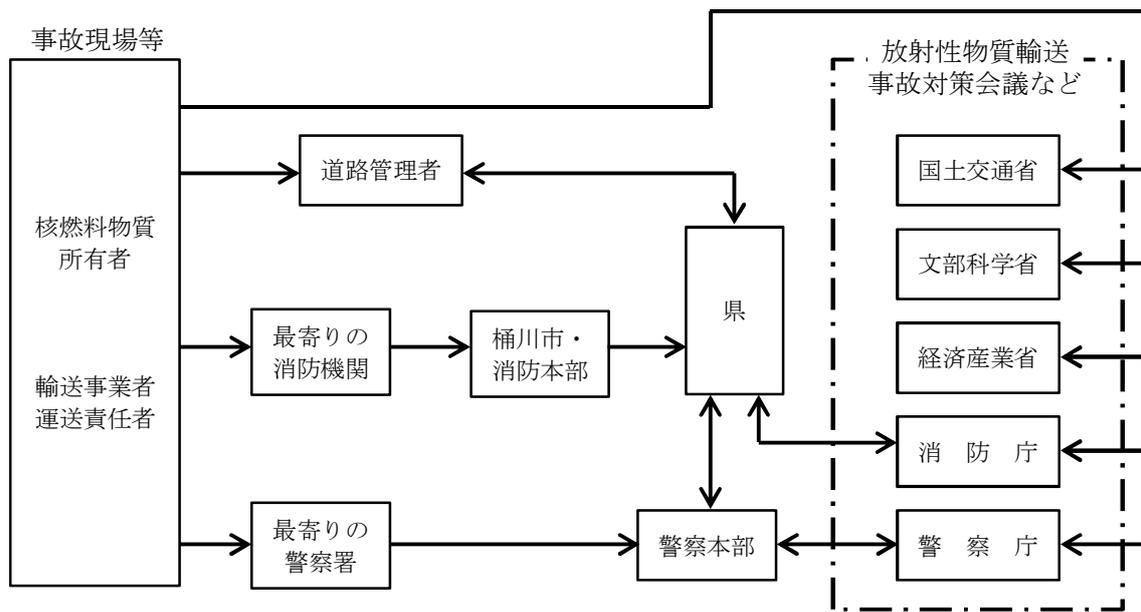
市及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

図表 4-1 核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

図表 4-2 原災法第10条に定める特定事象に至らない場合における連絡系統の例



2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動
- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について立入を制限）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けたもの、又は受けたおそれのあるものの救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察の対応

核燃料輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、県警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなどの指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の

設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）は、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

(4) 県の活動体制

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

また、県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(5) 市の活動体制

特定事象通報時、市は、3号配備（災害対策本部）、災害の状況に応じて4号配備（災害対策本部）として、機関相互の連携を図る。それ以外の場合は、市は、災害の状況に応じて、2号配備A又はB（災害警戒本部）として、連携を図る。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

(6) 応援要請

市は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、他の市町村に対しても応援を求める。

3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は、4号配備（災害対策本部）を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、交通の確保、退避・避難収容活動などの措置を講ずる。

(2) 災害対策本部の解散

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を解散する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

6 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

資料編 OIL 運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) と防護措置について

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が OIL と防護措置についての表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等する。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第 72 条第 1 項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示する。

③ 防災関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の防災関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。
また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。
特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、市報、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

③ 市民等からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

7 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村、市及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

8 各種規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合などは、市が保有している検査機器でモニタリングを早急に開始するとともに、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国、県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等

を行うほか、浄水施設においては、放射線セシウム制御のため、濁度管理の徹底及びスクリーニングに努める。

資料編 OILと飲料水・飲食物の摂取制限について

(2) 解除

市、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリングによる地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

9 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

市は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。

(2) 被害調査

市は、県の指示に基づき、次に挙げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、飲食物の摂取制限措置
- ④ その他必要と認める事項

(3) 汚染状況図の作成

市は、県が緊急時モニタリングの結果に基づき行う被災地域の汚染状況図の作成に協力するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管する。

10 住民の健康調査等

市及び県は、退避・避難した被災住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、健康維持と人心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、県が指定した医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第2 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

- ① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発

生じた場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

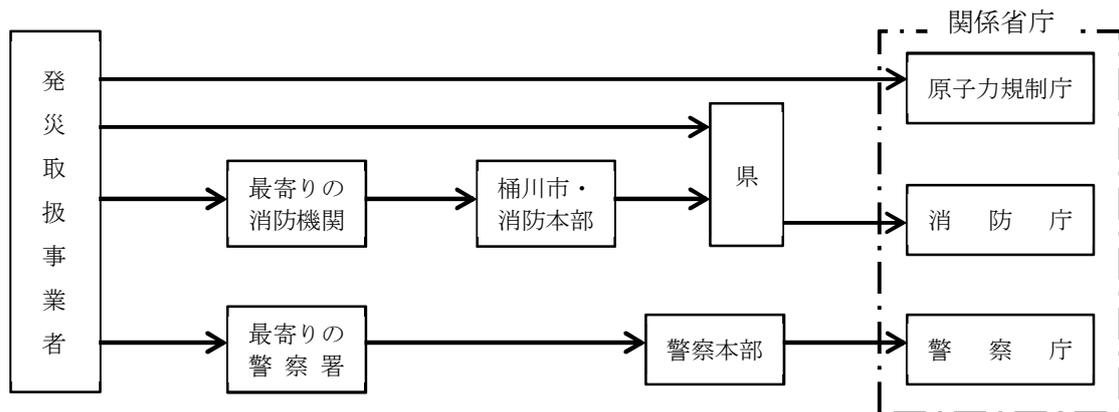
- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡する。

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図表 4-3 放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



③ 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

市は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握する。

④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

2 活動体制の確立

市及び県は、第1「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ、活動体制の確立を図る。

第3 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

原子力発電所事故対策については、第1「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」の原子力緊急事態宣言発出時の対応を準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び市、県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

1 放射線量等の測定

(1) 市民及び他市町村からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市は、市民及び他市町村からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を県に要請する。また、必要な場合には、安定ヨウ素剤の配付等、応急措置を行う。

(2) 空間放射線量の測定

市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県や他市町村が実施した測定結果と合わせて、県内における放射線量の分布を把握・広報する。

(3) 飲料水及び農畜水産物等の放射性物質測定

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、県や国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物等及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

(4) 浄水場発生土及び下水汚泥焼却灰等の放射性物質測定

市は、校庭、浄水場発生土及び下水汚泥焼却灰等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

2 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては、応援・受援対策編 第1章 第2節 第3「広域避難の支援」を準用する。

第5節 道路災害対策計画 【総合調整班、土木施設班】

道路構造物の大規模な被害、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

第1 発災直後の情報収集等

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

(2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

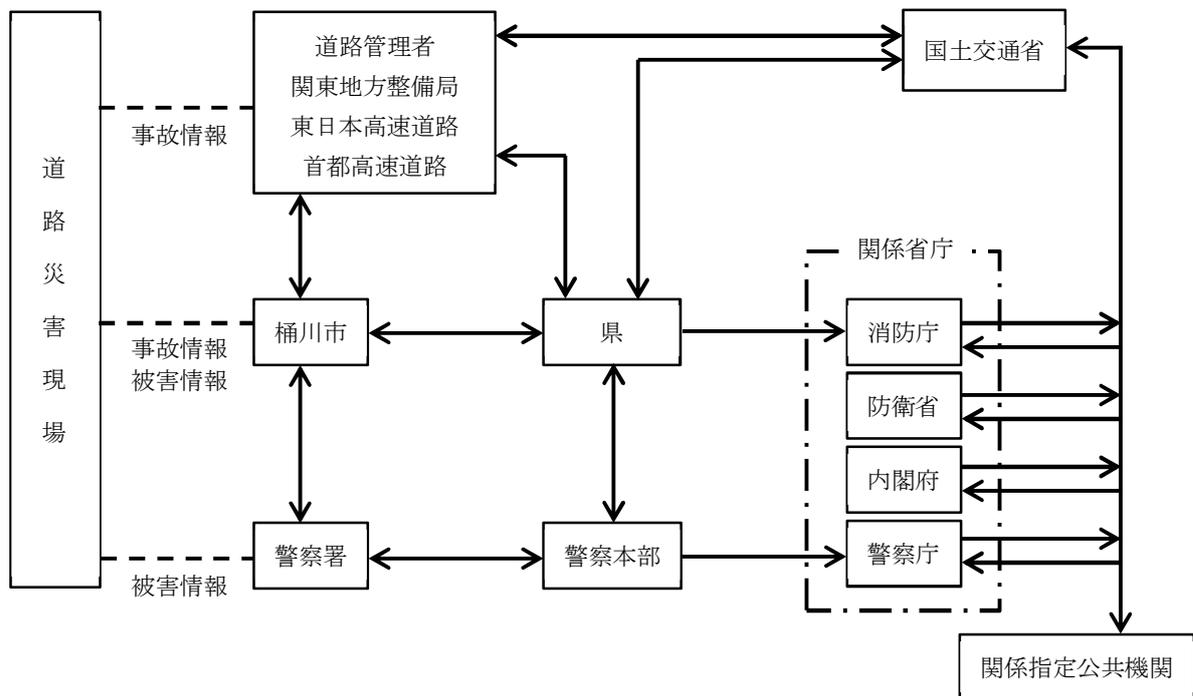
道路管理者は、被害状況を市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

(3) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図表 4-4 道路災害情報の収集・連絡系統



(4) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、MCA無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 職員の非常参集

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

2 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、市は災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

3 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

第3 消火活動

道路管理者は、県、警察及び市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

第4 緊急輸送活動

市は、輸送のための車両を確保し、また状況によっては埼玉県トラック協会や本田航空株式会社に協力を求め、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

資料編 ○災害時協定一覧

第5 危険物流出時の応急対策

1 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防等防災関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

2 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、市ホームページ、市報、広報車、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理、提供に努める。

第8 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6節 鉄道・航空災害対策計画 【総合調整班、企画班】

大規模な鉄道事故、航空災害などが生じた場合、直ちに国、県、事業者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

第1 職員の非常参集

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、救出・救助など可能な応急対策を実施する。

第2 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、市は災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

第3 災害現場周辺の住民の避難

災害現場周辺の住民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長及び警察官等は、風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」を準用して避難指示を実施する。

第4 救出、救助、医療救護、救急搬送

消防機関を主体とした救出、救助、医療救護、救急搬送に当たるものとするが、具体的な対策については、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

第5 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市が行うものとする。

第6 救護所・一時滞在施設の開設

負傷者や帰宅困難者の状況に応じて、救護所・一時滞在施設を開設する。

第7 被害状況の報告

市は、市内で鉄道事故・航空災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

第8 応援要請

県、他市町村及び防災関係機関との相互の応援協定により適切な応急対策を実施する。

防災関係機関への応援要請は、応援・受援対策編 第2章 第3節「応援協力要請計画」を準用する。
自衛隊への応援要請は、風水害対策編 第1章 第22節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 火山噴火降灰災害対応計画 【総合調整班】

富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。また、埼玉県内よりも甚大な被害となることが想定される近隣都県を支援する。

第1 応急活動体制の確立

市は、市域に降灰による被害が発生した場合、県及び防災関係機関等の協力を得て災害応急対策を実施する。

第2 情報の収集・伝達

1 降灰に関する情報の発信

市は、気象庁による降灰予報又は降灰の観測があった場合、直ちに、県と協力して降灰分布を把握する。また、熊谷地方気象台等から風向き・風速情報等の降灰に関連する気象情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民に周知する。

2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、以下に示す降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県災害オペレーション支援システム等を用いて県に伝達する。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

3 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、気象庁により降灰予報があった場合には、降灰時に取るべき行動について情報発信する。発信に当たっては、緊急速報メール、SNS等の即時性の高いメディアも活用する。

第3 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市は警察等との協力のもと、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が増加することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制が実施される。

第4 避難所の開設・運営

火山灰による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。具体的な解説・運用については、風水害対策編 第1章 第13節「避難計画」を準用する。

避難所の運営に当たっては、火山灰による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量の火山灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は速やかに避難所等への給水体制を確立する。

第5 医療救護

市は、風水害対策編 第1章 第13節「救急救助・医療救護計画」を準用し、火山灰による健康被害に対応する。

第6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

市は、風水害対策編 第1章 第11節「道路応急対策計画」を準用して交通ネットワークの応急対策を講じる。

市は、震災対策編 第1章 第22節「ライフライン等応急対策計画」を準用してライフライン等の応急対策を講じる。

第7 農業者への支援

市は、農作物やその被覆施設に火山灰が付着することによる農作物への悪影響を防ぐため、できるだけ速やかに火山灰を除去できるように支援する。

市は、土壌への火山灰混入による土壌の理化学性の悪化を防ぐため、農業者へ土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第8 降灰の処理

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとし、民有地内の火山灰の除去は、各家庭又は各事業者によって対応することを原則とする。

市は、灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を一般家庭に配布し、宅地等から排出された灰の回収を行う。また、事業所等から排出される灰の一時的仮置き場を設置する。

第9 広域避難・広域一時滞在

応援・受援対策編 第1章 第2節 第3「広域避難の支援」を準用する。

第2章 災害復旧復興対策計画

第1節 災害復旧計画

風水害対策編 第2章 第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 災害復興計画

風水害対策編 第2章 第2節「災害復興計画」を準用する。

第3節 生活再建等の支援計画

風水害対策編 第2章 第3節「生活再建等の支援計画」を準用する。

複合災害対策編

第1章 複合災害予防・事前計画

【安心安全課】

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

県及び市、防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、互いに協力して被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民等に対して周知する。

1 複合する可能性のある災害の種類

- (1) 地震災害
- (2) 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- (3) 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

(1) パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害が拡大化する。

(2) パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元か

らの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

(3) パターン3

市内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

第2 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

第3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、市は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第5 避難対策

共通編 第2章 第6節「避難予防対策」を準用する。

第6 災害医療体制の整備

共通編 第2章 第8節「医療体制等の整備計画」を準用する。

第7 災害時の要配慮者対策

共通編 第2章 第18節「要配慮者安全確保計画」を準用する。

第8 緊急輸送体制の整備

共通編 第2章 第7節「物資及び資機材等の備蓄計画」を準用する。

第2章 複合災害応急対策

【総合調整班】 ▼発災前～

複合災害発災時には、まず、被害状況を迅速に把握し、市の災害対応資源で対応可能であるかを判断し、対応不可能の場合には国、及び他の自治体からの支援を速やかに確保する。

第1 情報の収集・伝達

風水害対策編 第1章 第6節「被害情報収集・報告計画」を準用する。

第2 交通規制

豪雨等により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水やがけ崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察は速やかに交通規制を実施する。

第3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

応援・受援対策編

第1章 応援体制整備計画

【安心安全課、職員課】

市は、首都直下型地震等の大規模広域災害発生時に、県内外からの応援要請に対応するため、広域応援体制を整える。

第1節 事前対策計画

第1 広域応援体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、市は、避難所の選定・確保等、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

また、県とともに、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

第2 広域応援拠点の確保

市は、被災地支援を行うため、県内外の自治体や応援部隊（警察、消防機関、自衛隊）と連携し、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点を確保するための候補地を選定する。

第3 広域応援要員派遣体制の整備

1 「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づく体制整備

- (1) 県内で大規模災害が発生し、被災市町村だけでは災害対応を円滑に実施できない場合、被災市町村の要請に基づき、県及び市町村が応援職員（「彩の国災害派遣チーム」）を派遣する。
- (2) 市は、彩の国災害派遣チーム候補者名簿を作成し、その人数を所管する県支部（県央地域振興センター）を通して県危機管理防災部に報告する。

2 総務省の「応急職員派遣制度」に基づく体制整備

- (1) 被災市区町村に都道府県又は政令指定都市を1対1で割り当てる「対口支援方式」により応援職員を派遣する。都道府県が対口支援を行う場合は、政令指定都市を除く管内市町村と一体となって応援職員を派遣する。
- (2) 市職員については、事前登録は不要であるが、県からの派遣要請があった場合に、速やかに派遣できるよう準備を整えておく。

第4 広域避難受入体制の整備

広域災害発生時には、多くの人々が他都県から市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

- 1 市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、県内外からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。
- 2 市は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

第5 被害の極小化による活動余力づくり

防災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

1 市民への普及啓発

市は、家庭や地域で防災意識の高揚と災害の備えを強化させるとともに、家庭における減災取組（家具の固定・災害伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。

また、DIG や HUG を取り入れた市民参加型の実践的な訓練を実施する。

2 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

3 防災基盤整備・防災まちづくり等の推進

市は、市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。また、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）、古い基準で設計された橋梁の耐震化を促進する。

市は、老朽化が進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、その安全性の確保に努める。

4 企業等による事業継続の取組の促進

市は、企業等による災害時の事業継続の取組みを促進する。クラウド等を活用したデータのバックアップ対策を推進する。

第2節 応援対策

首都直下地震発生時、国で実施されている被害想定によると、埼玉県を含む1都3県は同時に被災する。市は、まず市内の災害対応を実施し、その後、県が実施する被災地支援について協調して対応するものとする。

第1 広域応援調整

市は、首都圏広域災害が発生し、被災が軽微又は被災していない場合には、県が実施する後方支援について協調して対応するものとする。

第2 広域応援職員の派遣

市は、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地派遣する応援要員の体制を整える。首都圏広域災害が発生した場合、被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の派遣への協力を行う。職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染症対策を徹底する。

第3 広域避難の支援

1 相互応援協力の実施

市は、災対法第67条、第86条の8、第86条の9の規定により、他の市町村長等から応援や広域一時滞在を求められた場合は、拒否する正当な理由がない限り協力する。

2 避難者受入れの流れ

大規模災害発生時には、多くの人々が本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、避難所の選定、確保を行うなど、広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

市は、被災が軽微又は被災していない場合には、県との避難者受入協議の後、避難者受入を実施する。被災市区町村からの応援要請とその受入の流れを次に示す。

- (1) 被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- (2) 被災都県内では受入困難な場合、県への要請。被災都県との受入協議。
- (3) 県内市町村と県との受入協議
- (4) 県内市町村と避難所（施設管理者）との協議
- (5) 県への受入回答及び避難所開設の公示
- (6) 被災都県への受入回答
- (7) 被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
- (8) 被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- (9) 避難者の受入れ（避難誘導を含む）及び避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

3 避難所の開設・運営

市は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。その際、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

なお、透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。そして、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

全般的な避難所の運営は、風水害対策編 第1章 第12節「避難計画」を準用する。

4 がれき処理支援

市は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

5 環境衛生支援

市は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

第2章 受援整備計画

【安心安全課、職員課】

第1節 事前対策計画

第1 受援体制の整備

1 庁内全体の受援担当者の選定

市全体の応援受入れや総合調整窓口となる受援担当（以下「庁内全体の受援担当」という。）を統括部職員班とする。受援調整に当たっては総合調整班と連携し、全庁横断的な調整を行う。

2 各業務の受援担当者の選定

災害時に受援対象業務の担当部署に、庁内全体の受援担当との調整や受援対象業務の実施に関する応援職員等との調整を行う「各業務の受援担当者」を選定する。

3 応援職員等の受入れ環境の確保

災害時に応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等が執務を行う環境を可能な限り確保する。

(1) 執務スペースの確保

災害マネジメントを支援するために派遣される職員を受け入れることを想定した執務スペースを災害対策本部内又は近接した会議室等に確保する。

(2) 業務に必要な資機材等の準備

応援職員等が業務を行う上で必要な備品等、電話、インターネット環境などを準備する。

(3) 宿泊場所

応援職員等の宿泊場所は、応援側で準備することを基本とするが、必要に応じて紹介する。

4 受援対象業務の整理

災害対応業務のうち、応援職員等に担ってもらい受援対象業務をあらかじめ選定し、業務の具体的内容を整理する。

5 受援計画の実効性の確保

受援計画の実効性を高めるため、庁内での研修、訓練等を行い、計画内容の検証と改善を定期的実施する。

6 受援に関する費用の整理

受援に関する費用の扱いについて、災害時相互応援協定など事前に検討できるものは、受援側と応援側による負担の考え方を可能な限り整理する。

第2節 受援対策

第1 受援対象業務

近年の災害時に共通して応援が求められ、業務負担が大きい以下の7つの業務を想定する。

1 災害マネジメント

災害時に、活動体制を速やかに確立し、災害対応を庁内全体で円滑に実施できるよう、総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）を行う。

2 避難所運営

災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）等を行う。

3 支援物資に係る業務

災害発生時、物流事業者等の協力を得ながら物資拠点、避難所での体制を確保するとともに、国や都道府県、他の自治体、協定締結企業等からの支援物資（プッシュ・プル型）を円滑に受入れ、被災者に対して迅速かつ適切に物資を供給する。

4 災害廃棄物の処理

通常の生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるため、通常の生活ごみ処理体制を維持しながら、災害廃棄物の処理方針を検討し、必要な仮置場の設置・管理・運営、市民・ボランティアへの周知、廃棄物処理を行う事業者との契約締結等による処理体制の確保等を行う。

5 住家の被害認定調査

各種被災者生活支援策の判断材料となる罹災証明書を交付するため、内閣府の運用指針等に基づき、住家等の被害の程度を判定する被害認定調査を実施する。

6 罹災証明書の交付

被害認定調査結果に基づき、罹災証明書を交付する。

7 被災者支援・相談業務

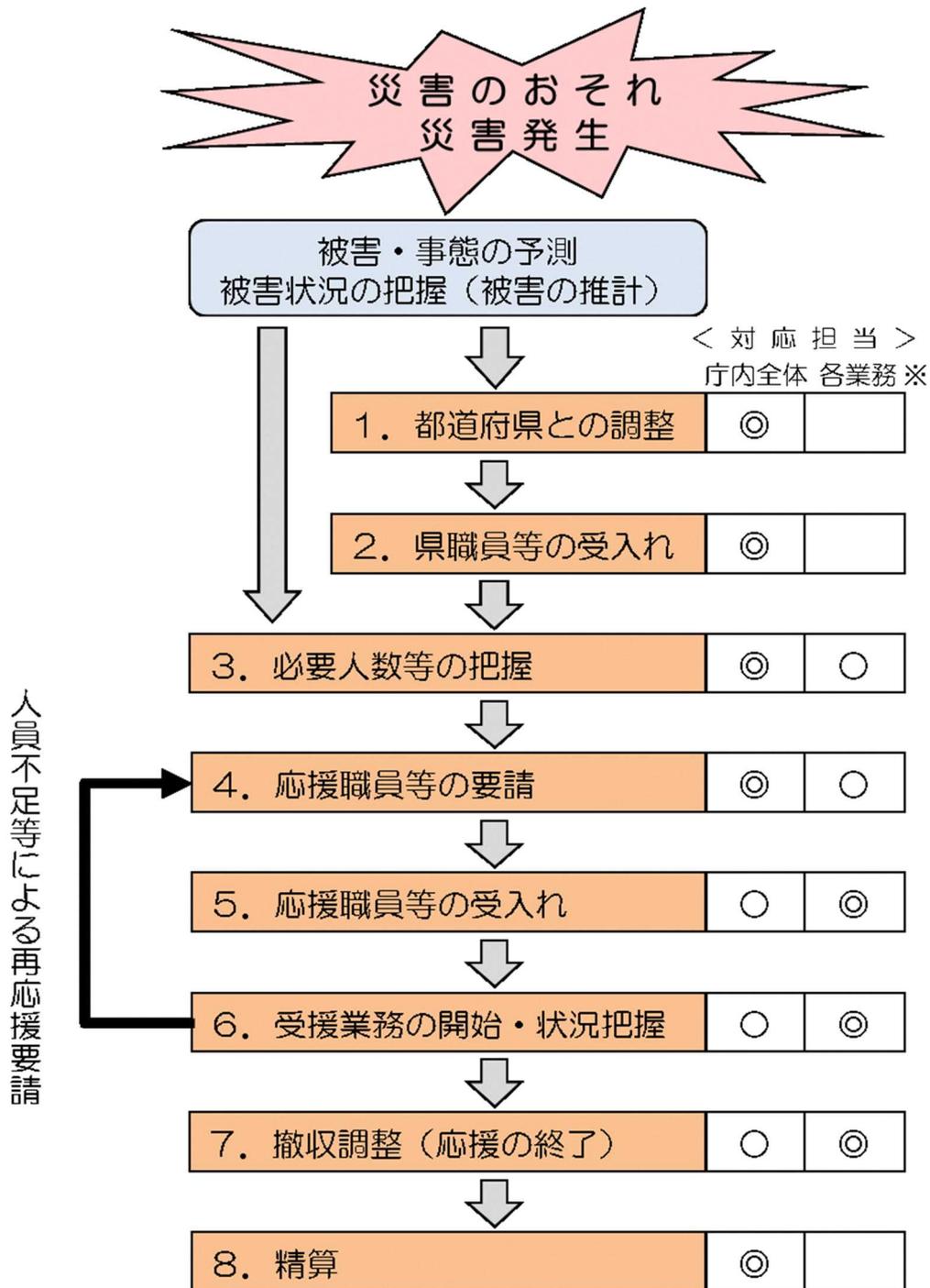
被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として電話による問合せ対応を行う。また、生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施する。

第2 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れを次に示す。また、併せて各業務の主な内容を示す。

1 災害時における受援業務の基本的な流れ

図表 6-1 受援業務の基本的な流れ



※ 庁内全体：庁内全体の受援担当者、各業務：各業務の受援担当者

2 各業務の主要な内容

(1) 都道府県との調整

- ① 庁内全体の受援担当は、災害発生のおそれ段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。
- ② 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

(2) 県職員等の受入れ

庁内全体の受援担当は、県職員等の受入れに当たって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

(3) 必要人数等の把握

- ① 庁内全体の受援担当は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる概算人数）を整理するよう依頼する。
- ② 各業務の受援担当者は、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

(4) 応援職員等の要請

- ① 庁内全体の受援担当は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。
- ② 庁内全体の受援担当は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、庁内全体の受援担当と情報共有する。

(5) 応援職員等の受入れ

- ① 各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援シート（「市町村のための人的支援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和3年6月内閣府（防災）参照）で定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。
- ② 各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の受援担当と情報共有する。
- ③ 応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を受援シートなども活用しながら説明（※）する。

※ 説明事項の例

- ①現在の状況
- ②関係者のリストや連絡先
- ③執務場所、休憩場所
- ④必要な資源の確保方法
- ⑤働く期間・一日のスケジュール
- ⑥想定される危険や安全確保方法
- ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか）等

(6) 受援業務の開始・状況把握

- ① 各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるに当たり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。
- ② 各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市の災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。
- ③ 庁内全体の受援担当は、応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会とし

て、災害対策本部会議への出席を依頼する。

(7) 撤収調整（応援の終了）

各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当と情報共有する。

(8) 精算

都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

第3 受援シートの作成及び活用

災害時に応援受入れを円滑にできるよう、「市町村のための人的支援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和3年6月内閣府（防災））を参照し、受援対象業務ごとに受援シートをあらかじめ作成しておく。受援シートの記載項目及び留意点は次のとおりである。

なお、災害時においては、災害の種類や被害状況等を踏まえ、応援職員等と協議し、必要に応じて受援シートの内容の追加、変更等を行う。

図表 6-2 受援シートの記載項目及び留意点

2 避難所運営 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX等)
業務責任者	●●課 課長		●
受援担当者	●●課 課長補佐 (●●担当)		

■業務の概要と流れ

業務概要 災害発生時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者を受け入れや避難所の運営 (情報提供や支援物資の供給) 等を行う。

項目	発生当日	～3日	～1週間	1ヶ月
1 体制整備	主要部署 各避難所運営 市内体制整備	避難所運営員確保 (必要職員等)	支援関係構築 (連絡調整) 施設委託 (整備等)	
2 情報収集	避難所状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等)	在宅被災者状況把握		
3 物資の配布	食糧物資の配布	物資ニーズの把握	支援物資の配布	
4 避難所運営管理		避難所運営	在宅被災者支援	住民自主運営促進
5 広報広報		生活支援等の情報発信		
6 避難所の解消			避難所解消の把握、避難所解消日の検討・発知	
7 避難生活の円滑			調整会議の定期的開催	

■応援要請を検討する主な業務内容 (上記 箇所)

マネジメント
業務支援

- 避難所の状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等)
- 実務体制の構築 (市内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整)
- 在宅被災者への対策検討
- 避難所の環境改善に向けた検討
- 避難所解消に向けた検討
- 避難所の運営
- 在宅被災者への支援
- 被災者への生活支援等の情報発信

実務への支援

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX等)
●●市役所				●
国				
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 警備会社 防災関係専門家協同組合 (し尿処理) など 医療・福祉事業者 			
NPO・ボランティア 団体				
その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 警察 など 			

■応援要員等の執務スペース

活動拠点 (屋内) (例) ●●小学校 体育館

現場 (屋外) (例) ●●小学校 校庭

■応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す避難所運営に必要な職員数から発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。

避難所運営に必要な職員数
= 開設避難所数 × 1 避難所を運営管理する行政職員数 (※)
(避難所規模・避難者数による)

※避難所を運営管理する行政職員数は、平時より地域住民の方々々と連携し、運営体制を定めておくことによりあらかじめ整理。

■必要な資機材等

食料、通信機材、地図、机、椅子、PC、プリンター、筆記用具、携帯電話、段ボールベッド、障子切り、仮設トイレ、燃料、扇風機、ペットのケージ (詳細は以下指針・手引き等を参照) ※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

＜留意点＞

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】
- 避難所運営ガイドライン【内閣府】
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン【内閣府】
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン【内閣府】
- 市町村 避難所運営マニュアル

■業務主担当部署

＜留意点＞

- ・組織改正や人事異動の際に必ず見直し確実に修正や引継ぎを行う

■業務の概要と流れ

＜留意点＞

- ・応援要請を検討する主な業務 (業務全てを応援職員が行えるものではない) については、色分けする
- ・一般的な業務の流れを記載しているため、作成時に適宜変更する

■応援要請を検討する主な業務内容

■防災関係機関・団体等の連絡先

＜留意点＞

- ・関連する応援要請先等を記載する
- ・人事異動や訓練などの際に連絡先を確認する等、顔の見える関係を構築する
- ・市の状況に応じて、適宜行を追加・削除する

■応援職員等の執務スペース

＜留意点＞

- ・上記の業務関連機関・団体等の受入れを想定したスペースを選定する

■応援職員等の要請人数の考え方

＜留意点＞

- ・応援要請人数や必要となる職種、技能などを整理し記載する

■必要な資機材等

＜留意点＞

- ・資機材の種類や数量は、発生した災害の種類や被害状況によって異なるが、最低限定まっているものは記載する

■指針・手引き等

＜留意点＞

- ・業務に関する詳細資料等について記載する
- ・市独自マニュアル等を追加する

第3節 応援協力要請計画 【総合調整班】 ▼1時間後～

災害時に、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先に応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、適切な応急救助を実施する。

第1 応援要請の判断基準

災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先、県等に応援を求めるものとするが、その判断は、概ね次のような事態に際して行う。

応援要請の判断基準

- 1 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- 2 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- 3 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であったり被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

第2 応援協定等に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、協定書で定められた手順に従い、直ちに応援を求める。

図表 6-3 応援協定等の概要

応 援 協 定 名	協定締結先	応 援 協 力 内 容
災害時における相互応援に関する協定	群馬県安中市	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員の派遣並びに車両等の提供 2 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供 3 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4 ボランティアのあっせん 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定	栃木県真岡市	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員の派遣並びに車両等の提供 2 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供 3 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4 ボランティアのあっせん 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定	東京都武蔵村山市	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員の派遣並びに車両等の提供 2 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に

第2章 受援整備計画
第3節 応援協力要請計画

応援協定名	協定締結先	応援協力内容
		必要な資機材の提供 3 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に 必要な資機材及び物資の提供 4 ボランティアのあっせん 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定	茨城県那珂市	1 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員の派遣並びに車両等の提供 2 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供 3 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に 必要な資機材及び物資の提供 4 ボランティアのあっせん 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定	新潟県阿賀野市	1 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員の派遣並びに車両等の提供 2 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供 3 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に 必要な資機材及び物資の提供 4 ボランティアのあっせん 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定	山形県飯豊町	1 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員の派遣並びに車両等の提供 2 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供 3 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に 必要な資機材及び物資の提供 4 ボランティアのあっせん 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 その他特に要請のあった事項
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	1 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に 必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 被災傷病者の受入れ 7 遺体の火葬のための施設の提供 8 ボランティア受付及び活動調整 9 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ 10 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
災害時における LP ガス応急生活物資等に関する協定	埼玉県 LP ガス協会鴻巣支部	LP ガス等の優先供給及び運搬に対する協力等
災害時における相互協力に関する協定書	東彩ガス株式会社	都市ガス供給、LP ガス供給等の相互連携・協力

応援協定名	協定締結先	応援協力内容
災害時における支援に関する協定	本田航空株式会社	航空機の優先的利用による被災状況調査、市内広報、物資輸送、救援活動等の協力
災害時における支援に関する協定	埼玉県トラック協会鴻巣支部	物資輸送における輸送車両の優先的利用への協力
災害時における桶川市と桶川市内郵便局間の協力に関する協定	桶川市内郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便局が所有する車両の緊急車両としての提供 2 市又は郵便局が収集した被災市民の避難先情報及び被災情報の相互提供 3 郵便局ネットワークを活用した広報活動 4 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱 5 その他相互に協力できる事項
災害時における協力活動及び情報提供に関する協定	日本郵便株式会社桶川郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本郵便株式会社桶川郵便局が所有する車両の緊急車両としての提供 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 3 市又は日本郵便株式会社桶川郵便局が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の相互情報提供 4 日本郵便株式会社桶川郵便局が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損害状況の市への情報提供 5 避難場所における臨時の郵便差出箱の設置 6 その他相互に協力できる事項
災害時における支援に関する協定	関東食糧株式会社	要請物資の優先供給
災害時における支援に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（旧三国コカ・コーラボトリング株式会社）	<ol style="list-style-type: none"> 1 保有物資の優先供給 2 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫製品の無償提供
災害時における支援に関する協定	株式会社マミーマーケット	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品、食器類、日用品の供給の協力 2 緊急避難先としての駐車場の開放
災害時における支援に関する協定	さいたま農業協同組合	保有商品等の優先供給
災害時における支援に関する協定	生活協同組合コープみらい	保有商品等の優先供給及び運搬
災害時における支援に関する協定	株式会社カスミ	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品、食器類、日用品の供給の協力 2 緊急避難先としての駐車場等の開放
災害時における支援に関する協定	株式会社新都市ライフホールディング（桶川マイン）	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品、食器類、日用品の供給の協力 2 緊急避難先としての施設の開放
災害時における支援に関する協定	株式会社マツモトキヨシ	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の供給の協力 2 被災者の応急救済に係る防災活動の協力

応援協定名	協定締結先	応援協力内容
災害時における支援に関する協定	株式会社ユニー (ベニバナウォーク桶川)	1 食料品、食器類、日用品の供給の協力 2 緊急避難先としての駐車場の開放
桶川市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	一般社団法人埼玉建築士会中央北支部	地震災害時における埼玉県被災建築物応急危険度判定士の招集の協力
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社アクティオ	地震、風水害その他の災害発生、又はそのおそれがある場合における仮設トイレ、発電機、その他の機材の供給
防災情報等放送に関する協定	株式会社ジェイコム埼玉・東日本 (旧株式会社JCN 関東)	災害が発生、又は発生するおそれがある場合、またこれに限らず市民生活の安定を図ることを目的として、災害情報や防災情報等の放送
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	日藤ダンボール株式会社	避難所の設営等に必要物資 (段ボール製簡易ベッド等) の供給、運搬等の協力

資料編 ○災害時協定一覧

第3 他市町村長への応援要求

市長は、市域に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき他の市町村長に対して応援を求めることができる。

第4 知事等への応援要請等

市長は、大規模、緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、知事又は指定地方行政機関等に応援を求める場合は、県(災害対策課)に、自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合は、県(危機管理課)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

図表 6-4 応援要請に必要な事項

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	風水害対策編 第1章 第2.2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣	1 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252

要請の内容	事 項	備 考
遣又は派遣のあつせんを求める場合	3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあつせんを求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 (1) 希望する放送日時及び送信系統 (2) その他必要な事項	災対法第57条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況) 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

県への要請連絡先

区 分	連 絡 先	電 話 番 号	FAX 番号
勤務時間内	災害対策課	048-830-8181	048-830-8159
勤務時間外	危機管理防災部当直	048-830-8111	048-822-8119

第5 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員の派遣を要請することができる。

1 「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づく応援要請

県に対し本市を所管する県地域機関と管内市町村からの職員派遣を要請する。

図表 6-5 派遣対象業務

	期 間	業 務 ・ 職 種	
対 象	短 期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短 期	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、県は応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

2 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県は、県内自治体の相互応援だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請し、被災市町村を支援する。

第6 他市町村長等への広域一時滞在の協議

市長は、市域に災害が発生した場合において、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合に、災対法第86条の8の規定に基づき、同一都道府県内の他の市町村の区域における被災住民の一時的な滞在（広域一時滞在）を当該他の市町村の長に協議することができる。

また、この場合、市長は、災対法第86条の9の規定に基づき、知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

第3章 広域災害復旧・復興支援計画

【安心安全課】

県は、首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。

市は、県が行う復旧・復興支援に協力する。

第1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、県と協調して、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

想定される主な応援業務は以下のとおりである。

1 復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

2 インフラ施設の復旧・復興

県道、市道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

3 まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

4 恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

5 その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

第2 遺体の埋・火葬支援

大規模災害発生時、市は、市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

第3 生活支援

市は、県が実施する長期避難者への生活支援に対して協力を行う。

